令和2年第3回葛城市議会定例会会議録(第4日目)

3. 出席議員15名 1番 杉 本 訓 規 2番 梨 本 洪 珪 吉 村 中 3番 始 4番 奥 本 佳 松 司 谷 一 安 5番 林 謙 6番 原 7番 内 野 悦 子 8番 Ш 村優 子 増 9番 順弘 岡本告 田 10番 己 覚 11番 西 井 12番 藤井本 浩

13番 吉 村 優 子 14番 下 村 正

樹

15番 西 川 弥三郎

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 市 長 溝 尾 彰 人 長 教 育 杉 澤 企 画 部 長 Ш 正人 茂 吉 総務部長 吉 村 央 市民生活部長 村 芳 安 雅 前 松本秀 都市整備部長 早 田 幸 介 樹 産業観光部長 保健福祉部長 森井敏 英 こども未来創造部長 井 上 理 恵 吉井 忠 教育委員会理事 Ш 子 教育部長 育 西 上下水道部長 会計管理者 井 邑 陽 中井 浩 子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩 永 睦 治 書 記 善 弘 和 \blacksquare 記 髙 松 和 弘 書 記 原 福 有 美

6. 会議録署名議員 8番 川 村 優 子 10番 岡 本 吉 司

7. 議事日程

日程第1 認第 1 号 令和元年度葛城市一般会計決算の認定について

日程第2 認第2号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第3 認第3 号 令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第4 認第 4 号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第 6 号 令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定につい て
- 日程第7 認第7号 令和元年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第 8 号 令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定につ いて
- 日程第9 認第 9 号 令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 令和元年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第70号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第73号 工事請負契約の締結について(葛城市消防団屯所建替え工事(5ヵ 所))
- 日程第13 議第71号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第72号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第74号 財産の取得について
- 日程第16 議第75号 令和2年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決について
- 日程第17 議第76号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決 について
- 日程第18 議第77号 令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第19 議第78号 令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決について
- 日程第20 議第79号 令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第21 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対 し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第22 発議第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書
- 日程第23 発議第8号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書
- 日程第24 発議第9号 新しい時代の学びの環境整備を求める意見書
- 日程第25 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第80号 令和2年度葛城市一般会計補正予算(第7号)の議決について
- 追加日程第2 旧町時代における未処理金調査特別委員会の最終報告について
- 追加日程第3 発議第10号 虚偽の陳述に対する告発について
- 追加日程第4 発議第11号 岡本吉司議員に対する辞職勧告決議について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回葛 城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、 出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。 また、発言につきましては、簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきま すようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、 携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたし ます。

ご報告申し上げます。

市長より、一般会計の補正予算が追加議案として提出され、また、旧町時代における未処理金調査特別委員会において、最終の調査報告書が決定され、虚偽の陳述に対する告発議案が提出されました。また、少数意見の報告書についても提出されましたので、その取扱いについて、先ほど議会運営委員会が開催され、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、後ほど改めて議会運営委員長よりご報告願いますので、ご承知おきお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

8番、川村優子君。

川村総務建設常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をさせていただきます。去る9月4日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告させていただきます。

まず初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事

業の進捗状況として、用地買収については継続して2件の方と交渉を行っている。1件の方については、八川地区の代替地への移転の方向で、令和2年度に契約できるよう努力している。別の1件の方については、条件面などで折り合いがつかず難航している状況であるが、法的な措置も考慮した中で、引き続き粘り強く努力していくという説明がありました。

委員からは、前回6月の報告から、用地買収の交渉に何回行ったのか。また手応えはどうかという問いがあり、6月以降、1回から2回交渉に伺っている。1件の方については、家屋補償の額が確定したため、今月中に訪問し、契約に結びつけていきたいと考えている。もう1件の方については、以前は門前払いであった状況から、最近では家に上げていただくなど変化が出てきた。少しは話を聞いてもらえる状況になってきたという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは事業の進捗状況として、JR和歌山線柿本架道橋改築工事委託については、JR施工の架道橋工事委託におけるボックス構造体部分が8月31日をもって完成しており、今後、軌道及び電気工事の施工を進めていき、令和3年3月末完成の予定である。市が施工する部分として、連続する西側及び東側の取り合い部分のボックス構造体及び道路の改良工事については、今年度の国費配分の関係から工事内容を検討しており、順次進めていく予定である。この工事完了後に、地下埋設物の本設工事を施工していく予定である。道路改良工事については、JRより東側において、令和元年度までに用地取得が完了している区域の工事の発注、契約まで完了しており、間もなく着手の予定である。用地交渉については、引き続き鋭意努力し、事業完了を目指したいと考えているという説明がありました。

委員からは、市が施工するJR架道橋部分の工事を見合わせている理由について、用地買収が進んでいないからなのか、補助金の配分額が少なかったからなのか。また、いつ通行止めが解消するのかという問いがあり、工事に関する西側の部分については、用地買収は済んでおり、工事費用も確保できている。東側については、用地買収のできていない1件の方について、近いうちに契約できるめどがついたが、補助金の配分額が少なかったために工事を見合わせている状況である。工事完了までに時間がかかることになり、通行止めの解除時期については未定であるが、早急に検討して、地元に説明させていただきたいと考えている。先に歩行者を通行させることができるようにするなど、通行に支障が出ないように対応していきたいという答弁がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、コロナ禍における新しい生活様式に対応した業務改善の一環として、地方創生臨時交付金事業を活用した電子入札システム及び電子決裁システムを導入することになり、内容、スケジュールなどについての報告がありました。管財課からは、電子入札について、電子入札システム、契約管理システム、電子入札コアシステムの3つのシステムを導入し、運用していく。システム購入に係る費用については、イニシャルコストは税込み951万6,100円、ランニングコストは税込み612万9,200円を見込んでいる。また、今後のスケジュールについては、契約方法について、競争入札またはプロポーザル方式、どちらかの検討を行い、10月実施の業者選定委員会に諮り、11月上旬から中旬頃に事業者を決定し、その後、システムの実証実験、操作研修、業者

説明会を経て、システムの導入完了を令和3年3月を予定している。令和3年4月以降における電子入札の案件対象としては、奈良県の公共工事など、電子入札システムで利用者登録済みの環境が整っている建設工事及び測量コンサルタント事業者から順次対象とし、市内小売店など環境整備が必要な事業者においては、郵便入札での対応も検討しているという説明がありました。

続いて、総務財政課からは、電子決裁システムの導入の経緯について、平成30年度の業務改革推進プロジェクトの1つとして検討していたが、当時はイニシャルコストが高額となることから、市の持ち出し費用を少なくできる補助金などの財源を模索していたところ、今回、地方創生臨時交付金事業としての対象となったことから、導入することになった。リモートで決裁を受けることができることから、2庁舎間などの移動を軽減し、感染症対策としても効果が見込め、さらに保存文書が電子化されることから、書庫スペースの確保の課題解決にもつながると考えている。今後のスケジュールについては、職員の情報系端末約400台に導入する予定であり、9月中に仕様書を決定し、10月中の業者選定委員会を目指し、11月中に公募プロポーザルによる業者を選定したいと考えている。業者決定後は、連携する財務会計システムとの調整を行い、連携のための契約を進めていく予定である。文書管理システムについては、年度内の2月に仮導入し、約1か月の試用期間を設けた上で、令和3年4月に本格稼働を予定していると説明がありました。

委員からは、電子決裁システムを導入することにより、実際に決裁者となる市長、副市長の立場において問題点などはあるかという問いに対し、副市長からは、決裁時に説明が必要なものについては、直接呼んで説明を求めればよいと思っており、電子決裁システムのデメリットはないと考えているという答弁がありました。

最後に、委員からは、電子決裁システムを導入することは、業務改革について大きな前進 であると感じていると評価する意見がありました。

次に、公共バスの運行についてであります。理事者からは、コミュニティバスの利用状況として、令和2年4月から7月までの1日当たりの利用者数は、環状線ルートとミニバスルートの合計で69.02人である。前年度の1日当たりの利用者数128.82人と比較すると、利用者が大きく減少しており、この原因については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものであると考えている。また、令和元年10月から運行を開始している予約型乗合タクシーについては、1日当たりの利用者数は1.93人であり、今後更なる利便性の向上を図るため、運行ルートの沿線の方を対象としたアンケート調査を10月頃に実施する予定である。そして、環状線ルート、れんかちゃんバスの大和高田市立病院前ロータリーへの乗り入れが令和2年9月28日より開始されることになり、これまでより約6分程度到着時間が早くなる。そのため、時刻表の改正については、広報かつらぎ9月号で既に市民に周知している。バスの乗り入れに伴う工事については7月から8月にかけて行われ、工事費用については、最終的に確定した金額を負担金として大和高田市に支払う予定であるが、令和2年度当初予算として計上している203万3,000円の範囲内で収まると聞いているといった説明がありました。

最後に、政治倫理条例の内容検討についてであります。本件につきましては、昨年6月定

例会におきまして、当時の藤井本議長より、政治倫理審査会の審査結果回答書を踏まえて、 政治倫理条例の内容検討について発言がありました。

まず、議会改革特別委員会の検討項目として協議いただいておりましたが、議会改革特別委員会におきまして検討を進めていただく中で、政治倫理条例の所管が企画部の人事課にあることも踏まえまして、所管である総務建設常任委員会の調査案件にしてはどうかという意見をいただきまして、昨年12月定例会におきまして、本委員会の所管事項の調査案件として審査していくことを決めさせていただきました。その後、本年2月13日に総務建設常任委員会協議会、2月25日開催の議会全員協議会で議題として取り上げさせていただき、協議を行いました。そしてまた、本年3月定例会において、政治倫理条例の第2条第2項第5号に規定されている、「市から活動及び運営に対する補助又は助成等を受けている各団体の長に就任しないこと。ただし、市長は除く。」の部分についてご意見をいただいております。この条文については、藤井本議員より改正案を示していただき、規定内容などについても議論を行いました。その条文の規定内容については、市長などの理事者側の部分も含まれているので、6月定例会におきまして、理事者も含めて協議をし、その後、議員全員の政治倫理条例に関する見解などについて更に確認するため、議長にそれを申入れ、9月4日開催の議会全員協議会で議題として取り上げさせていただき、協議を行いました。

葛城市政治倫理条例の策定に当たっては、平成17年当時の政治倫理条例制定特別委員会におきましても、特に第2条第2項第5号の部分については様々な議論があったことや、改正案として提案された内容について、市から活動及び運営に対する補助又は助成等を受けている団体について、「直接、間接に関わらず」や「職務上の正当な権限に属する」と規定した場合、補助金や補助団体が整理できるのか。また、副会長まで対象を広げる必要性につきましても意見がございました。

これまでの会議で議員各位より様々なご意見をいただき、長期間にわたりまして検討を行ってまいりましたが、当委員会としましては、当初の政治倫理条例が制定された際の経緯も踏まえまして、議員各位が政治倫理条例の目的を改めて認識すれば、現行の規定内容でも運用が可能であるということを全員一致で確認いたし、この内容を本会議で結果報告することを決定いたしました。

参考に、葛城市政治倫理条例の目的を規定している第1条を読み上げさせていただきます。この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、教育長及び市議会議員が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

以上をもって、本委員会所管の調査案件である政治倫理条例の内容検討についての結果報告といたします。

なお、政治倫理条例の内容検討についてを除く4つの所管事項については、今後も引き続

き調査を進めることにいたしました。

以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出 されておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたし ます。

下村議長 総務建設常任委員会の調査案件となっておりました政治倫理条例の内容検討については、 今回の結果報告をもって終了となりますので、ご承知おきお願いいたします。

次に、厚生文教常任委員長より報告を願います。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。去る9月4日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、調査の概要をご報告いたします。

まず初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、まず、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみなど収集運搬処理業務についての委託業者一般競争入札の状況と、今後の予定について、業務準備期間を経て令和3年1月から業務開始という予定で進めるということでした。

続いて、焼却施設長期包括管理運営業務の委託業者の公募型プロポーザルの実施に向けた現状と今後のスケジュールについて報告があり、今月9日の公募型プロポーザル実施についての公告を行い、1次審査、2次審査のプレゼンテーション及びヒアリングを基に、12月中旬に優先交渉権を決定後、12月下旬に契約締結予定で、契約締結後は、令和3年2月までの2か月間を業務準備期間とし、令和3年3月1日から業務開始の予定で進めているということでありました。また、6月議会で時期を逸せず報告してもらいたいと委員からの指摘がありました要求水準書について、前回委員から出された意見と、他の自治体例など参考にして作成した資料を基に説明がありました。

委員からは、排出ガス、騒音などについての調査と報告がどのように行われているかとの 質問があり、24時間体制ではないが、調査を行っており、問題があればすぐ報告する体制を 取っていると答弁がありました。

また、ほかの委員から、リサイクル施設について、9か月ずれ込んだ理由と、条件付一般競争入札とはどういうものなのかとの質問があり、慎重に精査した結果と捉えているが、予定どおり進めなかったことはよくなかったと思うとのことでありました。条件付一般競争入札については、市内業者で、廃棄物処理の業務名で登録があり、指名停止期間中ではなく、葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱に該当しないなどの条件をつけた入札であると答弁がありました。

さらに、直営と民間委託の比較は行われたのかとの質問があり、経費の比較を行ったが、 人件費の面で考えた際に、運転技術の資格取得の経費がかかることや、今後の人件費の高騰 が懸念されるなど直営の方がデメリットが多いと考えたため、民間委託を選択したと答弁が ありました。

また、ほかの委員から、前回の要求水準書から改善点について説明してもらいたいとの質問があり、大きな改善点としては、運転・保守・点検を行うために必要な業務については、受託者が責任を持って遂行するという条項が加わったことが挙げられると答弁がありました。また、他の委員から、RDF炭化物をいつまで使用するのかとの質問があり、令和3年までの予定だが、問題が起これば対応を検討すると答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。今回理事者側からの報告事項はなく、 委員からの質問についてもありませんでした。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、全体計画図、工程表などを基に詳細説明と、前回の委員会で指摘があった木造園舎の補強を行った報告がありました。

委員からは、成果を伴う正当な理由で工期が遅れたのかという問いがあり、成果はあると 認識しているという答弁がありました。

なお、これら3つの所管事項については、委員会として今後も引き続き調査を進めること といたしました。

以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、意見が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

下村議長 次に、会期中に開催されました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況について、委員 長より報告を願います。

11番、西井覚君。

西井県域水道一体化調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、定例会中 に開催されました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、本委員会については、9月11日金曜日午後2時から開催し、令和2年8月19日に開催された県域水道一体化へ向けた水道サミットの経緯などを踏まえて報告を願いました。この報告を受けて、委員からは、このサミットに出席された市長は、どのような質問や意見をなされたかという問いに対して、今回のサミットでは、供給単価に対して統合効果が見られない葛城市と大淀町に対してセグメント経営という概念が示されたが、具体的な発言はしなかったという答弁がありました。

さらに、委員から、セグメント経営により、葛城市や大淀町は安い水道料金で参加できる 可能性が示されたが、基本協定締結までに他の関係団体と合意の上、対応方針を決定すると ある。これはどういうことなのかという問いに対して、このセグメント経営については、一 体化に参加することが前提となっているので、現段階では推測でしか答えられないが、セグ メント経営の内容や期間などについては葛城市の意見は言えると思うが、最終的には、基本 協定締結までに他の関係団体の合意が必要となるという意味であるという答弁がありました。

また、委員からは、今回示された葛城市の供給単価のシミュレーションでは、事業統合がなされる令和7年度で122円60銭、その後段階的に上がり、令和30年度では227円となっている。この単価を持つ意味合いについてはどのように考えてよいかという問いに対して、この

シミュレーションは、一体化に参加しないで、令和30年度まで単独経営した場合の単価で、 この中には自己水の確保に係る経費や老朽管の布設替えなどの維持管理経費も含まれている が、自己水が不足したときには県営水道から今までのような供給が受けられるかどうか。ま た、大きな事業が必要になったときに国からの補助があるかどうかの不確定要素が含まれて いるという答弁がありました。

委員からは、一体化に向け判断をするにも、今後多種多様な資料が必要となるので、詳細なデータを提供していただきたいという強い要望がありました。

以上で本委員会の審査状況について報告いたしますが、このほかにも各委員から活発な意 見が出されておりますことを付け加えまして、県域水道一体化調査特別委員会の報告といた します。

以上でございます。

下村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。 本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま す。

9番、増田順弘君。

増田決算特別委員長 議長のお許しをいただきましたので、去る9月4日の本会議におきまして決算 特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につき、16日から18日まで の3日間にわたりまして委員会を開催いたしました。慎重に審査いただきましたので、その 経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、認第1号、令和元年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の総務費では、イントラネットシステム整備事業の中の電算機器賃借料について執行額が少なくなっている理由はという問いに対し、昨年度は、Windowsのバージョン変更に伴い、導入から時間がたっているパソコン593台の入替えを行った。これら全てを奈良県共同調達に参加し、購入した結果、入札により単価が大幅に下がり、予算額に比べて執行額が少なくなったと答弁がありました。

委員からは、今後も共同調達の参加を続け、予算の節約に努めてほしいという要望がありました。また、基幹システム番号制度対応事業に関して、マイナンバーカード普及のために取り組んだ活動について、また今年度の目標はという問いに対し、令和2年8月末現在、交付枚数は6,355枚で、人口に対する割合は17%、県内で27番目となっており、今年度の目標は48%を目指している。これまでは広報誌を通じ登録の啓発を行い、図書館カード、コンビニでの証明書等発行カードとして使用できるよう力を入れてきた。マイナポイントをつける国の施策によりいくらか前進してきたが、今後は各種団体等の集まりに出向くなど、更なる広報活動に努めていきたいと考えている。また、両庁舎の窓口では無料で写真撮影を行い、

入力の作業を手伝う体制を整えていく。職員の取得を促すなど目標に向かって全力で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

委員からは、口座を登録することに対する市民の不安を排除できるよう、しっかりと広報に努めてほしい。さらに、交付率が高い他市の状況を参考にしながら、目標達成に向けて取り組んでほしいとの要望が出されました。

次に、3款民生費では、子ども若者育成支援事業の家庭児童相談、教育相談、ニート・ひ きこもり相談、巡回相談などの相談件数が昨年度と比べ増大している現状とその対応につい て説明願いたいという問いに対し、家庭児童相談業務は、令和元年4月から、子ども家庭総 合支援拠点として対応してきたことにより、常勤の家庭支援員1名、非常勤1名を増員して 対応した。その結果、家庭への入り込みや、幼稚園、保育所との綿密な連携が取られるよう になり、相談件数が増えている。特に大きく増えたのは電話相談で、確認を取りながら、必 要に応じて訪問相談を実施している。教育相談については、学校などに出向いて巡回相談を 行った中で保護者の相談が必要となった場合、必要に応じて、子ども・若者サポートセンタ ーに来ていただいて相談をし、この相談業務についても増加傾向にある。ニート・ひきこも り相談につきましては、学齢期が終わった青年層の就労支援についての相談がメインになっ ており、昨年度より同じような相談件数がある。重篤なケースが増えており、定期的な訪問 が必要となっている現状である。巡回相談は、教育委員会や保育所からの要望を実施してい る相談業務で、幼稚園、保育所などの低年齢の相談について、巡回指導員と臨床心理士が保 育士と一緒になって子どもを観察し、保育士の相談に当たるなどとともに、保護者の相談に も当たっているので、1人の子どもに対し複数の相談業務を実施しているため相談件数が急 激に増えている。現在の状況は、巡回相談員を増やし、市内の各保育所、幼稚園、小学校、 中学校の相談回数を月1回増やしているという答弁がありました。

次に、衛生費では、風疹の抗体検査やピロリ菌の検査数が伸びていないことについて、働き盛りの方が受診しやすいような対策をどのようにしているのかという問いに対し、個別の 医療機関での受診になるので、平日の夜間や土曜日の午前などを利用し、受診していただけ る体制を取っているという答弁がありました。

また、再生資源集団回収助成金について、回収量が減少している理由と今後のこの事業に対する考え方について聞きたいという問いに対し、PTA団体による回収量が年々減少している理由としては、少子化による実施団体の環境の変化、新聞を取らない家庭の増加に加え、委託業者による収集分が助成対象外になったことや、クリーンセンターによる回収に出す人が増えたことなどが挙げられる。今後は集団回収によってより一層周知を図るとともに、昨今の社会情勢の変化に対応した集団回収助成金以外の新たな方策についても検討していきたいという答弁がありました。

委員からは、リサイクルの考え方を身近で感じてもらうために、環境教育の啓蒙を積極的 に行ってもらいたいと要望がありました。

次に、農林商工費では、林業振興費の鳥獣害防止対策について、2年前からイノシシ対策 については、これまでの予防対策から個体数を減らす方法に対策内容を転換されたが、その 実績と効果はという問いに対し、猟友会と協議し、令和元年度は、わな猟に関する部分でイノシシの捕獲用檻、新規購入台数5台、修繕6台などを実施した。しかし、数が多く、農業被害が減っていない状況である。この現状を踏まえ、今後は鳥獣害対策の実績のある県内先進地とともに協議をして、検討を進めたいという答弁がありました。

また、商工費のプレミアム付商品券事業について、販売実績として、子育て世代の販売率は61.8%であるのに対し、非課税者販売率は37.4%と低い結果となっているが、その理由はという問いに対し、今回は2万円で2万5,000円の商品券を購入していただく必要があったため、一括2万円を支払っていただくことが非課税者の販売率が伸びなかった原因の1つと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、これから新型コロナウイルス対策として実施されるプレミアム付商品券 については、たくさんの市民の方が利用できるようにしていただきたいという要望がありま した。

次に、土木費では、道路橋りょう費の市道管理事業について、除草に関する費用が増えているが、その原因はという問いに対し、市道に関する除草費用については年々増加している。これまで個人的に管理していただいていた方の高齢化や、大字で管理されていた部分についても、草刈りのできる方が少なくなっており、大字要望として実施している。決算書には業者に発注して除草作業を実施した分を計上しているが、職員が直営で草刈りを実施している場合もあるという答弁がありました。

委員からは、除草作業を業者に発注すると費用が高くなるので、シルバー人材センターの活用や、地元大字などで道路維持管理をしてもらえるような方法を考えていただきたいという要望がありました。

次に、消防費では、防災対策事業の中で、感震ブレーカー設置補助金の実績と、普通旅費で支出されている22万8,460円の内容についてという問いに対し、地震時の電気火災防止に有効な感震ブレーカーの普及啓発を図るため、市内の住宅に設置する住民の方に補助を行ったもので、3種類の機器があり、内訳としては、内蔵型9件、後付け型3件、簡易型1件の、合計13件の補助を行った。旅費については、災害に関する専門的な研修の参加費用と、令和元年度は、栃木県佐野市に台風の被害による災害応援として職員派遣を実施したものである。被害認定調査業務を支援するため、税務課職員2名を派遣したという答弁がありました。

次に、教育費では、英語教育講師派遣委託事業の内容について聞きたいという問いに対し、令和2年度から、学習指導要領で小学校3・4年生の英語教育が必修化され、5・6年生についても強化が図られることを受け、令和元年度から、充実を図るために英語教育講師について、平成30年度4名であったものを、令和元年度には5名に増員し、小学校に関しては、時間数についても、3・4年生は、平成30年度、年間17時間あったものを、令和元年度は35時間に、5・6年生は、平成30年度、年間50時間あったものを、令和元年度では70時間にそれぞれ増やしたという答弁がありました。

また、アートフェア実行委員会助成金について、今年度の運営方法の変更点について聞きたいという問いに対し、昨年度実行委員を一新し、新しい企画立案を行い、當麻文化会館で

ワークショップを開催するとともに、大学教授を招いて講演会も実施したという答弁がありました。

次に、公債費では、公債費の償還額のピークはいつ頃にどのぐらいになるのかという問い に対し、令和4年度を想定しており、元金、利息合わせて約20億円になる見込みであるとい う答弁がありました。

歳入では、令和元年度における地方交付税が当初予算より増額しているが、令和2年度より、地方交付税が一本算定になったことにより、今後どのような推移をたどるのかという問いに対し、国の地方財政計画における地方交付税の推移は、平成30年度、16兆円、令和元年度、16.2兆円、令和2年度、16.6兆円と増額傾向にあるが、予算がある中で一定基準により交付されているため、国の予算の増額に伴い交付額が一概に増えていくとは限らない。本市の基準財政需要額が増加傾向にあるのは間違いないと感じている。三位一体の改革時にも経験しているように、地方交付税は国の施策にも大きく左右される部分であるため、先行きとしては見込みにくいところであるという答弁がありました。

また、ふるさと応援寄附金については、歳入100万円に対し、市民が葛城市以外の市町村へ寄附を行ったことによる影響はという問いに対し、令和元年度における市民税への影響額は4,000万円の減額に対し、地方交付税措置されない25%分の約1,000万円との差額として、約900万円の減収であるとの答弁がありました。

委員からは、本市の減収額が増えることに対し、何らかの手だてが必要ではないかという 意見に対し、市長からは、これまでのふるさと納税制度に関し、税の観点から見れば違和感 があり、あまり踏み込まない方がよいとの判断の中で対応してきたが、一部改善がされたこ と、また、税の考え方から離れた場合、1つのツールとして、地域の商品を紹介することに つながるものであると考えるため、近いうちに結論を出し、取り組んでいく方向を検討した いという答弁がありました。

次に、総括質疑では、翌年度繰越額が約14億円と多い理由として、仕事が効率的に行われていないのではないかと懸念しているが、どのように考えているのかという問いに対し、約140億円の歳出の中、翌年度繰越しが約10%の割合でそれほど多くないと感じている。繰越しは予算であるため決算との比較は明確にはできないが、国も県も、年度末の補正が多くなっており、また、債務負担行為を多用することになってきている。これは契約行為のスケジュールについて、以前のやり方では、発注時期が重なり、競合が多く、単価が高くなるといった傾向にあることから、平準化させようという考えが変わってきているためである。翌年度繰越額が多いからといってよくないということではないが、職員に負担がかかったために繰越しが出たというようなことはないようにしたいという答弁がありました。

また、以前より、議会事務局の中にある監査委員事務局の独立を訴えたが、どのように検討しているのかという問いに対し、監査委員事務局は独立して持ちたいという思いは持っているが、組織としての形態を持てるのか、また、他の課に統合することができないのか。さらに、独立した場合、財政的なコストも含め検討した結果、変更することは難しいと判断。現在の体制の中で人員を増やすという結論に至った。これまでも適切な監査が行われている

と思っているが、今後、高度な監査が必要になるのか検討していきたいという答弁がありま した。

また、コンサルタント会社への業務委託の在り方に関し、業者選定した理由につき明確な 説明がないことについて、また、料金の差における成果品質の関係と、行政側が提案を受け ている基準はあるのかという問いに対し、選定理由については、具体的なケースがあれば資 料などを使って丁寧に説明させていただきたいと思っている。選定方法として、入札の場合 であれば、制度上、金額の安いところが落札するということになるが、会社としての能力、 周辺の自治体においての実績などについて事前に調査が大切であると考えているため、引き 続き徹底をしていきたい。また、業者の提案を受け入れる基準はないが、市としての方針は しっかりと持った上で、技術的にかなわない部分についてはコンサルタント会社の提案を受 け入れ、他市の事例を調べるなど、市として確認できる部分についてはしっかりと対応して いきたいという答弁がありました。

賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第2号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。 質疑では、国民健康保険の被保険者が年々減っているが、この要因は。平成30年度の県単 位化に伴う保険税率が毎年改正され、1世帯当たりの調定額が上がってきているが、令和元 年度で最も税額が上昇した世帯で幾らぐらい上昇しているのかという問いに対し、平成28年 10月から、短時間労働者に対する被用者保険の適用が拡大されたことが被保険者数の減少要 因の1つと考えられる。前年度と比較して3万円以上保険税が上昇した世帯は19世帯あり、 一番上昇した世帯は、金額約7万7,000円であるという答弁がありました。

また、人間ドックの受診者数と特定健診の実施状況についてという問いに対し、令和元年度の人間ドック受診実績は229名である。特定健診の対象は6,000名で、そのうち2,040名が受診された。特定健診の令和元年度の受診率は34%で、前年度より上昇しているという答弁がありました。

賛成、反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしま した。

次に、認第3号、令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、昨年度と比べ介護給付費は増えているが、介護保険料は少し減少している。ところが、介護保険全体から見た収入合計は増えている。このような現象は低所得者にどのような影響を及ぼしたのかという問いに対し、介護保険の調定額が減少した要因は、消費税が8%から10%に上がったことに対し、昨年6月に条例改正を行った低所得者の介護保険料の減額措置を図ったことによるものである。その減少した介護保険料は、低所得者対策として、国庫及び県費並びに市債の合計で2,400万円余りを介護保険特別会計に繰り入れたという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしま した。

次に、認第4号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、公共下水道の令和元年度末の整備状況は、普及率は98.96%で水洗化率が92.64%となっているが、水洗化率を上げるためにどのような取組を実施しているかという問いに対し、下水道の供用開始後3年以内に接続された場合は5万円の助成を行っている。令和元年度、平成30年度の2年間は申請がない状況であったが、令和2年度は8月までに2件の申請があった。接続していないご家庭に対しては、毎年1回は必ず下水道の啓発の案内を送付している。今後は訪問での接続勧奨についても検討し、水洗化率の向上に努めていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第5号、令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、給食費の令和元年度の未納の状況と地産地消の割合はという問いに対し、給食費の未納額は、令和元年度末で、現年度分と過年度分の合計で314万3,000円である。地産地消に関して、平成31年1月から、米飯は葛城市産のお米を使用している。野菜について、市内産の割合は平成30年度で3.06%であったが、令和元年度は、市内の生産者の協力により20.31%となった。主な野菜は、葉ネギ、タマネギ、キュウリ、大根、キャベツなどであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第6号、令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてで あります。

質疑では、この特別会計はいつまで続くのかという問いに対し、現在約345万円の債権が 残っているので、これを回収するまでは奈良県の回収管理組合を利用する予定であるという 答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第7号、令和元年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、令和元年度の墓地返還件数は4件であるが、墓守の問題などから、昨年の決算特別委員会では、委員から合葬墳墓について提案があったが、その後の検討状況は。また、墓地の申込みを随時受付してはどうかという問いに対し、県内では、奈良市、橿原市、広陵町が合葬墳墓を実施しているが、これまで市民の方々から問合せはない。墓地の随時受付については検討していくという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、このまま墓地の返還ばかり増えていけば、基金を取り崩していく状況が続くので、合葬墳墓に関する検討はしていただきたいという要望がありました。 討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第8号、令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第9号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、保険料の普通徴収に係る滞納額についてという問いに対し、令和元年度末、滞

納額は403万9,000円であるという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしま した。

最後に、認第10号、令和元年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、令和元年度における県水の受水量と原水の取水量について、また、給水原価と供給単価の関係で料金の回収率は何%になるのかという問いに対し、県水の受水量は110万368トンで、原水の取水量は341万7,621トンとなっている。葛城市の料金回収率は、供給単価129円29銭を給水原価114円31銭で割った結果、113.1%となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発な意見が出され、数多くの意見、要望 が出されたことを申し添えまして、決算特別委員会の報告とさせていただきます。

下村議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号は認定することに決定いたしました。

日程第2、認第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、認第2号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に、私は反対する立場で討論いたします。

前年度の平成30年度から、奈良県の国民健康保険制度が大きく変わることになりました。 国民健康保険の奈良県単位化によって、奈良県内どこに住んでいても同じ保険税水準とする ということを目指すことになったわけであります。そのために葛城市の国民健康保険税は、 令和6年度の統一保険税水準に向けて毎年国保税が引き上げられていくことになりました。 平成30年度は、その制度前のときから9.2%も調定額が1人当たり上がりました。そして、 令和元年度は前年度よりも8.5%の、1人当たり国民健康保険税の調定額の上昇であります。 毎年8%、9%の国保税が1人当たりで上がっていく。これが令和6年度まで続くことになったわけであります。

日本共産党は、奈良県の国保県単位化に反対してまいりました。その理由の1つが、地域の医療水準、医療給付水準を考慮に入れることなく、県内で一律に保険税水準を決めるということであるからであります。葛城市は、住民の健康を維持し、守る取組を積極的に進めてまいった自治体であります。住民の健康意識も高く、医療費給付水準がほかの市町村と比べて低く抑えられてきたわけであります。そのために、葛城市の国保税は県内でも、12市の中では一番低い水準であったわけであります。こうした地域の努力を考慮に入れず、県全域で統一保険税水準としたため、葛城市のような自治体がかえって高い保険税を負担することになってしまったのではないか。これは大変不公平なのではないでしょうか。

奈良県以外の全国を見ましても、地域の実情を考慮に入れた、県あるいは府の統一保険税水準を決める、そうしたことをやっているところもございます。しかしながら、奈良県におきましては、一律にこれを統一保険税水準にするということになってしまったわけであります。これは、被保険者の健康への努力、それで保険給付を抑えるという努力が全く評価されない、インセンティブの働かない制度になっていると考えます。それに基づく葛城市の国民健康保険特別会計の決算となっておりますので、認めるわけに私はいきません。

葛城市の国保加入世帯は、あるいは人数は、平成25年度から毎年減少してきております。 平成28年度の国保加入者から令和元年度国保加入者、4年間で445世帯、1,348人も国保加入 者が減少しております。しかし、国保加入の対象となる高齢者等は増えておるわけですから、 こうした現象の原因についてしっかり把握する必要があると思います。これは、国保税の負 担があまりに大きいために、無理して労働時間を延ばして、そして、協会けんぽなどに加入 する方が今増えているのであります。そして、こうした国保加入者の減少は、更に国保税を 引き上げる方向に働いていきます。高いから国保税を払えない、あるいは国保から被用者保 険に移る。そのために更に国保税が上がる。そのために国保税を払わない人、やめる人が出 てくる。まさにこれが国民健康保険制度の構造的な欠陥と言われております。

全国知事会あるいは市長会等でも、国による公費の投入で国保税を払える水準にしなければ、早晩破綻するというふうに言われております。どうしても支払いができない人については、葛城市国民健康保険条例において、申請減免制度を拡充する、減免措置を取る、あるいは子どもの均等割、子どもには所得がないにも関わらず、国保加入世帯のお子さんには均等割という保険税がかかっております。こうしたことに対して、子育ての観点から援助している市町村も増えてきております。こうした形で、ぜひ、国保会計が加入者にとって払える保険税によって支えられる国保会計になりますことを望んで、以上の理由により、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に反対いたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、内野悦子君。

内野議員 認第2号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論

させていただきます。

国民健康保険制度は、持続可能な制度を構築するために平成30年に大きく改正され、市町村単独の財政運営から、都道府県が市町村とともに運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされました。本年度の決算は、制度改正以後2回目の決算であります。奈良県では、令和6年度に保険税率を統一することになっており、これまで一般会計からの財源補てんにより低い税率を保ってきたわけですが、激変緩和措置を活用することで保険税の急激な引上げを抑え、現状は段階的に引き上げられています。この段階的な保険料の引上げにより、昨年度に引き続き、一般会計から財源補てんなしに黒字決算となっています。このような決算の中で、保険税全体の収納率につきましては77.83%と前年度を0.89%上回っていることから、継続して収納率の向上に努められた中での結果であるものと考えます。

また、特定健診においては、節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や、きめ細やかな 受診勧奨、重症化予防の取組など、継続的な保健事業の推進により被保険者の健康への意識 啓発も図られており、医療費の上昇の抑制に貢献していると評価をいたします。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様にとって大切な、かけがえのない制度です。 引き続き、奈良県と共同して安定した制度運営に取り組むとともに、保険税収納率の向上に よる歳入の確保と保健事業の推進による医療費の適正化に努められ、今後においても、より 一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。 賛成多数であります。よって、認第2号は認定することに決定いたしました。

日程第3、認第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、認第3号、令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定に反対する立場で討論いたします。

本決算は葛城市第7期介護保険事業計画に基づく3か年計画の第2年目の決算となっております。第7期事業計画におきましては、介護保険料の基準月額が、第6期から比べると、

5,000円から5,960円、率にして19%、約20%引き上げられました。そのため、初年度においても、さらに今年度においても、大きな繰越金が出ている状態になっております。私は、これは引上げ過ぎたと考えております。さらに申し上げますと、私が議員になったときに、この第7期の計画の報告がなされたわけですけれども、何と条例改正の後にこの報告書案が議会に出てくる。私は、この基準月額の設定において、十分議会の審議がなされたとは考えておりません。第8期に向かいましては、これらの値上げについては慎重な検討を行われて、その基準月額を算定する計画書の提出は、ぜひ条例改正前に出していただきたいということを申し上げておきます。

こうした介護保険を引上げざるを得ないというのは、そもそも、介護保険制度そのものに値上げせざるを得ない仕組みが組み込まれているからであります。介護給付費の50%、半分を被保険者が払う、そして公費で50%を賄うという制度設計であります。そのために介護施設が増えて、利用者が増加したり、あるいは高齢者の増加によって介護サービスを受ける方が多くなれば、必然的に介護給付費が増加するということになっております。こうしたことに対して政府は軽減措置を行ってきたわけでありますけれども、平成30年8月から、65歳以上で一定の所得以上の方が介護サービスを利用したときの負担割合は3割を導入する。あるいはその後も様々な制度改悪がなされて、なかなか使いにくい、あるいはサービスをするときに高い負担をしなければならない、そうしたことも行われてきております。今後、高齢者の増加が続きますから、介護保険料が上がる一方で、こうした介護サービスを受けることができなくなる事態が進むことを懸念しております。

全ての人に必要な介護サービスを受けることができる制度にするためには、根本的には、 これも全国知事会や市長会などが国に要望しておりますけれども、やはり公費の負担をしっ かり考えていただくことが大事ではないかと考えております。日本共産党も、公費負担割合 を10%に引き上げること、あるいは介護保険料の最高限度額を撤廃して、富裕層の方には応 分の負担を求めることなどを政府に求めております。所得がなく、介護保険料を負担できな い人でも、しっかり介護サービスを受けれる、そうした制度にしなければなりません。

介護保険料は、払わなければ、介護サービスを受けるときに10割負担となります。本当にこれは一番厳しい社会保険だと思いますけれども、こうしたことの中から、本当に所得の低い方の中で、払ってなかったために、いざとなったときに大変苦労される方が出てきております。葛城市におきましては、特定入所者介護サービスや、介護予防サービス、包括的支援事業等、本当に私はよくやっておられると思います。そのことに対しては敬意を表するところでありますけれども、殊、特別会計の会計におきましては、国の制度設計が先ほど申したような状態になっておりますし、葛城市民にとっても、なかなか保険者が払いにくい保険料となってきております。そういう制度の下での決算となっておりますために、以上の理由で令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定には反対いたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 認第3号、令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論さ

せていただきます。

本年度の決算につきまして、第7期事業計画の計画値と比較しますと、保険給付費において、昨年の97.49%に引き続き96.81%となっており、ほぼ計画どおりの決算となっております。介護給付費準備基金につきましては、平成30年度分7,692万円が積み立てられたことにより、基金残高は1億3,187万円まで持ち直しました。令和2年度においても、先日の補正予算審査において、7,311万円が積み立てられるということでございました。このことにつきまして、介護予防対策など地域支援事業の取組が定着してきたことなど、介護保険事業の健全な運営に努力されたということで一定の評価をするものでございます。また、令和元年度は第7期事業計画の中間年度といたしまして、計画値を上回ることなく、介護保険事業を運営いただきました。

次年度は、第7期介護保険事業計画の最終年として、実績値が計画値を大幅に上回ることのないよう、介護予防対策と介護保険事業の健全な運営を引き続き行う必要があると考えております。今後、高齢者人口が増加し、要介護認定者も増加していく中で、介護サービスを必要とする方々と、そういった方々を支える地域づくりのために、生活支援体制整備事業など地域包括ケアシステムを推進し、支援などが適切に行える体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と、介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第3号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。 賛成多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたしました。

日程第4、認第4号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご 異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定いたしました。

日程第5、認第5号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定いたしました。

日程第6、認第6号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定いたしました。

日程第7、認第7号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は認定することに決定いたしました。

日程第8、認第8号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定いたしました。

日程第9、認第9号について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私は、認第9号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定に反対する立場で討論いたします。

後期高齢者医療保険制度は、75歳の高齢者を国民健康保険や協会けんぽなど、ほかの医療保険から切り離して、75歳以上の高齢者を被保険者とする後期高齢者保険制度に移行させて医療給付を行うという制度であります。扶養家族として保険料の負担がなかったお子さんの扶養家族として、そうした負担がなかった高齢者も、75歳になりますと扶養を外れて後期高齢者医療保険に移り、保険料を負担しなければならなくなります。また、診療報酬の上限を定めて、そのために受診できる医療に制限が出てまいります。必要な医療を十分受けることができない保険制度となっており、このように高齢者を別枠の医療保険制度に囲い込んで、負担増と差別的な医療を押しつけるものであります。後期高齢者医療保険料は、介護保険制度と同様、保険給付費を公費で50%、被保険者の保険料及び国民健康保険や協会けんぽなど、ほかの医療保険の被保険者による支援金で50%と負担割合が固定されております。そのために、後期高齢者が増加すると、後期高齢者保険制度に入っていない、その他の保険制度に入っている方の保険料が増加するという仕組みになっております。2年に1度の保険料の改定のたびに保険料が引き上げられているのが実態であります。

介護保険制度と同様、所得が低くても安心して医療を受けられる制度にこそ、社会保障制度の名に値する制度になるのではないでしょうか。後期高齢者医療保険制度は、被保険者の負担が50%であります。ほかの医療保険に加入している 0歳から74歳までの被保険者が、こうした後期高齢者医療支援分を負担する仕組みになっております。そのために、現役世代の社会保険料の引上げ、実質賃金の引下げ要因となっております。さらには、先ほど申し上げました国保加入者においては、所得のない子どもにもかけられている均等割額の中に、この支援分が含まれているわけですから、私は社会保障制度としてはいかがなものかと考えております。こうした制度の上に立って運営されております後期高齢者医療保険特別会計の決算を認めるわけにはいきません。際限のない負担を招く制度を改めて、それぞれの医療保険に加入しながら公的支援を受けることができた老人医療制度の仕組みに戻すことを求めまして、反対意見といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 私は、認第9号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度からスタートした医療保険制度で、世代間を通じた負担が明確で公平な制度となるように創設されました。超高齢社会において、被保険者数や医療費が増加する中、保険料の軽減措置、納付方法

の見直しなど様々な改革が行われていたことにより、着実に制度が定着してきていると感じております。

令和元年度決算は、歳入においては、歳入全体の75.8%を占める保険料は、2年ごとの見直しの2年目となり、滞納繰越分も含めた保険料の収納率は98.8%と前年度の98.7%より0.1%の改善となり、普通徴収の現年度保険料については99.1%と前年度より0.5%上昇したものの、滞納分につきましては28.2%で、昨年度より12.2%低下しています。被保険者の方々には、公平な負担のためにも、制度を丁寧に説明していただき、ご理解をいただくなど、一層の努力をお願いいたします。

一方、歳出では、一般会計において支出する後期高齢者医療療養給付費等負担金は、前年度と比較して3.8%の増。本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金を合わせた広域連合納付金は歳出全体の99.3%を占め、前年度と比較して8.7%の増となっています。今後、高齢者の医療費の増加が予想されるのですが、医療費の伸びをできる限り緩やかなものとし、安定的で健全な制度運営を継続するためにも、医療費の適正化や保健事業を積極的に取り組んでいただきますことを要望いたします。

今後も本市においては、奈良県や広域連合と連携を図りながら、本医療制度が被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をいただくことをお願いしまして、私の賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。 賛成多数であります。よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

日程第10、認第10号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、議第70号及び日程第12、議第73号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

川村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第70号及び議第73号の2議案について、総 務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

まず初めに、議第70号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正では、夫の寡夫という文言がひとり親に改められており、婦人の寡婦はそのまま残っているが、その内容と理由はという問いに対し、全てのひとり親家庭の子どもに対しては公平な税制を実現する観点から、婚姻届の有無による不公平や、男性のひとり親と女性のひとり親の間に不公平を解消するため法改正がされ、新たにひとり親控除が設けられた。婦人の寡婦とは、夫と死別し、合計所得が500万円以下の場合、子どもの扶養がなくても対象となる。もともとは戦争未亡人の負担軽減を目的として創設されたものであるので、その制度の趣旨を踏まえて、引き続きその控除を適用するため、婦人の寡婦は残っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議第73号、工事請負契約の締結について(葛城市消防団屯所建替え工事(5ヵ 所))であります。

質疑では、消防団の屯所5ヵ所の建替え工事の請負代金が2億6,817万1,200円ということで、新たに建てられる屯所の1棟当たり延べ床面積が約30坪であれば、建築単価が高過ぎるのではないかという問いに対し、工事代金に関して、まず設計金額について、経費単価は奈良県の数値を活用し、市の技術職員にも内容を確認しているので問題ないと認識している。また、今回の工事代金には、ホース干し場の設置や、既存の屯所の解体工事の費用も含まれているので、ほかの自治体の事例と比較しても高くないと考えているという答弁がありました。

また、新しい屯所の完成時期と工事期間中の各屯所の対応はという問いに対し、令和3年3月の完成予定である。第2、第4、第6分団の屯所は、新しい屯所を建築後に既存の屯所の取壊しを予定しているので、消防活動には支障がないと考えている。第1、第5分団は、既存の屯所を取り壊してから新しい屯所を建築するので、第1分団については、工事期間中、消防ポンプ車は屋敷山公園の駐車場にある車庫を利用し、詰所としては大字新庄のコミュニティセンターを借りる予定をしている。また、第5分団については、工事期間中、消防ポンプ車は農村広場横にある車庫を利用し、詰所としては商工会當麻事務所を借りる予定をしているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望 が出されたことを申し添えまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。 下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第70号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第70号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第73号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第73号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第71号から日程第15、議第74号までの3議案を一括議題といたします。 本3議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第71号、議第72号及び議第74号の3議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果を報告いたします。

まず初めに、議第71号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の改正の趣旨を詳しく説明願いたいという問いに対し、子ども・子育て支援法の改正により、市外の地域型保育の保育施設に入園を希望する場合に、業者による確認申請を園児の居住地と希望する保育施設の所在地双方に行う必要があったものが、居住地については申請が不要になる改正であるという答弁がありました。

別の委員からは、保育料無償化と関連する内容について確認したいという問いに対し、今

回の改正は、市民からの申請方法が変わるのではなく、事業者の申請方法が簡素化されるものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。 次に、議第72号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第74号、財産の取得についてであります。

質疑では、小学校向けの i Padと中学校向けの Chromebook、それぞれ 1 台当たりの価格と納入方法について知りたいという問いに対し、 1 台当たりの価格は、どちらも税抜き 4 万7,340円で、小学校に2,494台、中学校に1,229台納入する。また、納入方法は調整中だが、先生の手間をできるだけ省けるよう検討したいという答弁がありました。

別の委員から、納入後すぐに使えるよう準備は進めているのかという問いに対して、11月 頃の納入予定時期に合わせて、現場では現在ソフトの使い方を勉強中で、どのように授業で 活用していくかについては検討中であるという答弁がありました。

さらに、別の委員からは、先生方のスキルに応じたフォローについてどのように検討しているのかという問いに対し、パソコンに不慣れな先生をサポートするため、ICT支援員、GIGAスクールサポーターの予算を確保させていただいたので、研修などを行うなどして体制を整えたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。 以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、意見が出されておりま すことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第13、議第71号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第71号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第72号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第72号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第74号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第74号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第75号から日程第20、議第79号までの5議案を一括議題といたします。 本5議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま す。

8番、川村優子君。

川村予算特別委員長 ただいま議長のお許しを得ましたので、ご報告をさせていただきます。去る9月4日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第75号から議第79号までの5議案につきまして、9月14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

まず初めに、議第75号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてであります。

質疑では、総務費、監査委員会事業において、会計年度任用職員に関係する費用を予算計上された理由についてという問いに対し、任用理由については、監査事務の主担当の職員1名が産休取得により欠員となり、従来どおりの業務を遂行するため要望したものである。任用期間は10月から来年3月末までを予定していると答弁がありました。

この答弁を受け、10月からの採用ということだが、いつから欠員だったのか。8月は決算審査があり非常に忙しい時期であったと思われるのに、どうしてすぐに職員が手当てされなかったのかという問いがありました。産休、育休が分かった段階で人事担当部署とも正職員の配置について折衝を行っていたが、結果として、新たに設置された新型コロナウイルス対策室との関係もあり、今回、会計年度任用職員で対応することになったという答弁がありました。

この答弁を受けて、職員の配置や人事に関しては、女性職員が安心して出産し、子育てできる職場環境を整えていただきたいという意見がありました。

次に、民生費、いきいきセンター管理事業における工事請負費371万1,000円の内容についてという問いに対し、男女の浴室の脱衣場にある空調設備の取替工事費として343万1,000円を計上している。これまでに何度も修理を行ってきたが、昨年度に修繕した箇所の不具合が今回も出たことにより、業者に確認したところ、部品の供給もされていないものもあるため、空調設備本体の取替工事をすることとなった。そのほかに、1階娯楽室にある掃き出し窓に網戸を設置する費用として28万円を計上しているとの答弁がありました。

また、過去5年間でも、いきいきセンターで実施された維持管理のための修繕費や工事費には多くの費用がかかっている。今後この施設をどのようにマネジメントしていくのかという問いがあり、現在は、施設の快適さを維持するために、毎年のようにいろんな補修を行っているが、いきいきセンターについては、新耐震基準を満たしているという判断があるので、施設を耐震補強するのではなく、リニューアルする方向で検討している。その時期については、これからの議論と考えているという答弁がありました。

次に、土木費における社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金5,415万9,000円の内容に ついてという問いに対し、道の駅整備事業において、平成29年度に、地域振興棟が計画と異 なる整備や目的外使用により、都市局分として国庫補助金を返還している。この都市局分の 返還については、地域振興棟の建築工事費のみに係る返還であり、今回の返還内容について は、1点目として、地域振興棟の建築工事費以外の用地費、測量設計費、造成工事費などに おいて、事業着手した平成24年度分から再度見直しを行っている。その中で、補助対象事業、 対象外事業の精査をし、最終的な基幹事業、提案事業の事業構成割合が確定し、補助対象費、 交付限度額、国費率が低減したことによるもの。2点目として、事業完了後の奈良県の完了 検査において、整備計画の変更により補助対象区域外となった用地購入費の指摘を受けたも の。3点目として、道の駅整備事業において、官製談合により受注者の役員の刑が確定した ことを受け、対象となった工事の契約条項により損害賠償金を受け入れたため、その受け入 れた金額の都市局所管の補助金相当額を返還するものである。内訳については、都市局分と して4,007万5,870円、道路局分として1,408万2,462円、合計5,415万8,332円である。今般の 事象については、道の駅整備事業が過密な日程の中で事業を行ってきたこと、事業執行中に 土地利用や建物計画の変更を行ったこと、道路局、都市局の複数の交付金事業を活用する際 の留意点について、職員の補助事業に対する認識の甘さから生じたものと認識しているとの 答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第76号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてであります。

質疑では、国保財政調整基金積立金として1億円を積み立てるように予算計上されているが、令和元年度の繰越金が幾らであったのか。また、積立て後の基金残高についてはという

問いに対し、令和元年度決算において、1億5,215万4,794円の繰越額があり、そのうちの1億円を積み立てるものである。基金の残高については、令和元年度末時点で1億53万4,788円あり、利子と今回の1億円を合わせると2億54万4,813円になる見込みであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議第77号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第3号)の議決について であります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号、令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしま した。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望 が出されましたことを申し添えまして、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

下村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第16、議第75号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、議第75号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第6号)に対しての討論を行います。私は反対の立場で討論いたします。

一般会計補正予算(第6号)につきましては、河川管理について約1億円補正がされております。今、大変雨で増水することが多くなって、土砂堆積で不安に思っておられる方が多く市民の方にもおられますけれども、こうした補正予算で1億円の河川管理費が積み上げられたことについては、私は高く評価するものではありますけれども、先ほどの委員長の報告の中にありました、6款土木費の中の土木総務費において、社会資本整備総合交付金国庫補助金について、返還金が5,415万9,000円計上されていることにおいて、私は反対いたします。

国庫補助金返還金は、道の駅かつらぎ整備事業において、国から受けた補助金の一部を返

還するもので、今回で3回目となります。道の駅かつらぎ整備事業の総事業費は約29億 3,500万円。そのうち国から受けた補助金総額は約12億8,200万円。その補助金のうちに、返 還した補助金は今回の補正予算に計上されているものも含めて2億3,500万円に上ります。 こうした補助金の返還が発生したのは、国が定める補助金等に係る予算の執行の適正化に関 する法律、いわゆる補助金適正化法に反する執行があったからであります。したがって、こ れは必ず返還しなければなりません。このことは、私は、行政と議会との関係において、大 変大きな問題があると考えております。事業費予算は、議会の議決で初めて執行できるよう になります。その予算には、事業予算のうち、国庫補助金が幾ら、起債が幾ら、市の単独費 は幾らと明細が示されており、どのようにその予算を手当てするかということが予算案の中 に示されて、提案されているわけであります。そうしたことを議会でもしっかり審議して、 予算議決をしているわけであります。市の財政負担をできるだけ少なくするためには、市の 単独事業をできるだけ少なくして、国庫補助事業にのせる。そうした努力がされているかど うかということを審査しているわけであります。ところが、予算を議決し、執行した後に、 執行過程で補助金適正化法に反することがあったから、国から受けた補助金を返さなければ ならない。そういうことになれば、議会で事業費予算を審査、審議して議決したことはどう なるのでしょうか。全額市の単独予算でこれら2億3,500万円、3回分、市の単独費でこれ を返さなければいけないということになるわけであります。この費用でどれだけ市民の生活 のために葛城市が使えることができるかと考えたら、そんなに小さい金額ではございません。 今回、建設課から、補助金返還に至った原因について詳しい資料を提供していただきなが ら説明を受けました。こうした全容をきちっと議会に報告されたことは、返還に至った原因 を究明して、再発防止をするためには不可欠なことであると考えます。そうした説明をされ たことについては、執行過程の透明化を図るもので私はよしといたしますけれども、しかし ながら、それで十分なのでしょうか。議会に対して、議決したことを、こうした形で補助金 の返還をするということについては、私は議会に対する釈明が必要だと思います。

補助金適正化法第11条にはこのように書いてあります。「補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。」と法の定めにあるわけであります。善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。その注意を怠ったのではありませんか。そのためにこれだけの多額な返還金が生じたのではないんですか。私は、こうした国庫補助金返還に当たっては、議会の議決を必要とするわけですから、少なくとも、こうしたことに至ったことに対して、釈明、さらには謝罪、あるいは職員に対する注意、処分はどうだったのか。こういうことをきちっと明らかにした上で、議会に対して提案すべきではないでしょうか。そうしなければ、今後の再発防止、モラルハザード等、職務専念に対しての意識、こうしたものが確立されないと私は考えます。確かにこの国庫補助金返還金については、前市政での過ちであるわけです。しかしながら、それを引き継いでいる市政でありますから、今回の補正予算の提案においては、私は、市長から一言あってしかるべきだったと考えており

ます。補助金返還に至った責任の所在をきちっとさせる。その点において、私は、今回の補 正予算の提案は不十分だったと考えております。よって、令和2年度葛城市一般会計補正予 算(第6号)には反対いたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 議第75号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第6号)につきまして、賛成の立場から 討論いたします。

本補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた事業やイベント等が中止になったことにより不用となった歳出予算について、年度末を待たずに減額補正されました。このことにつきましては、財政状況が厳しい中、当該感染症の予防や経済対策、市民の新たな生活スタイルの確立等、緊急に必要な事業が発生しておりますが、これらの財源確保という面においては評価するものであります。また、社会資本整備総合交付金国庫補助金につきまして、約5,416万円と多額の返還金を計上されています。これは、事業着手時から再度見直したことによる補助対象の精査、事業完了後において、奈良県の完了検査において補助対象区域外となった用地購入費の指摘を受けたもの、また、官製談合に補助金相当額を返還するものであるとのことで、現状の使用状況に応じた精算、補助金の重複部分の整理ということであります。また、新型コロナウイルス感染症関係の費用では、民間保育所育成助成事業として、1園に対して50万円の交付や、学校給食特別会計への繰出金等、現状緊急に必要な事業も盛り込まれております。今後においても、コロナ禍がいつまで続くと予想もできない中、事業の精査をすることにより、いざというときに緊急対応できる体力をできる限り確保していただくことを要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第75号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議第76号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第76号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第77号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第77号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第78号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第78号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第79号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第79号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。13時40分に再開をいたしますので、よろしくお願い申し上 げます。

休 憩 午後0時12分

再 開 午後1時40分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21、発議第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

8番、川村優子君。

川村議員 ただいま上程を賜りました発議第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政 の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提案理由の説明をさせてい ただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税、地方交付税など、一般財源の激減が避けがたくなっています。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

- 1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮 できるよう総額を確保すること。
- 3、令和2年度の地方税収が大幅に減収することが予想されることから、思い切った減収補塡措置を講じるとともに、減収補塡債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、 弾力的に対応すること。
- 4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、 地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、 有効性、緊急性を厳格に判断すること。
- 5、とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時、異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員の皆様方、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し 上げます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第7号、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書 を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

8番、川村優子君。

川村議員 ただいま上程を賜りました発議第7号、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け各国各地でその甚大な被害を被っています。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風、波浪、豪雪など、自然災害の頻発化、激甚化にさらされています。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命、財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっています。こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化、進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっています。現状では、過去の災害を超える豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう、「防災・減災、国土強靱化」は、より一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須であります。よって、国におかれましては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

1、令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延

長と拡充を行うこと。

- 2、地方自治体が国土強靭化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第8号、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

8番、川村優子君。

川村議員 ただいま上程を賜りました発議第8号、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進 について様々な課題が浮き彫りになりました。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定さ れた「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国 をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的、抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢が示されました。また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せています。よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望いたします。

- 1、法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、 可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカード の更新手続について、オンライン申請を実現すること。
- 2、情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務 についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組み を検討すること。
- 3、令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4、今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じる こと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上 げます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、発議第9号、新しい時代の学びの環境整備を求める意見書を議題といた します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

11番、西井覚君。

西井議員 ただいま上程を賜りました発議第9号、新しい時代の学びの環境整備を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

去る7月2日に、全国知事会、全国市長会、全国町村会3団体の長が連名で、「新しい時 代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を発表された。その内容は次のとおりであります。 去る5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除 され、学校においては概ね授業が再開されているところである。一方、公立小学校、中学校 の普通教室の平均面積は64平方メートルであり、現在の40人学級では、感染症予防のために 児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場にお いて大きな課題となっている。こうした実情を踏まえて、今後予想される感染症の再拡大時 にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級 により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要である。 また、学校の臨時休業等の緊急時においてもオンライン学習ができる環境を充実させ、新し い時代の学びを支える環境を整備することが必要である。ハード整備が先行して進む「GI GAスクール構想」において、最適な学びを実現するためには、少人数によるきめ細かな指 導体制が必要であり、学習用ソフトウエアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びそれら を有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要である。こうしたことから、国に おかれましては、(1)少人数編制を可能とする教員の確保。(2)GIGAスクールサポー ター等の I C T 教育人材の配置充実。(3) 更新費用やランニングコスト等も含めた I C T 環境整備に必要な財政措置の拡充など、学校教育環境の整備を早急に図ることを強く要望す る。この緊急提言で求めるところは葛城市の学校教育においても喫緊の課題となっています。 よって、国会及び政府が上記の3項目の学校教育環境整備を早急に実現されることを強く要 望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆さん方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

開会の際にご報告いたしました補正予算の追加議案と、旧町時代における未処理金調査特別委員会の調査報告書、少数意見の報告書及び虚偽の陳述に対する告発議案の取扱いについて、議会運営委員会においてご協議いただいておりますので、その概要について議会運営委員長よりご報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 それでは、市長より議第80号が追加議案として、また、旧町時代における未処理金調査特別委員会において、最終の調査報告が決定され、発議第10号として、虚偽の陳述に対する告発議案が提出されております。また、谷原委員より少数意見の報告書が提出されたことを受けまして、本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

追加議案等の議事日程、審議方法につきましては、この後、追加議案の日程追加について 諮っていただき、日程追加後、まず追加日程第1といたしまして、議第80号の補正予算を議 題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行います。本来であれば補正予算については予算 特別委員会に付託して審査をお願いするところでございますが、今回の内容は、高齢者のイ ンフルエンザ予防接種に係る自己負担金の無償化のみでございますので、この補正予算につ きましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことを決定いたしました。

次に、追加日程第2、旧町時代における未処理金調査特別委員会の最終報告につきまして は、議題となった後、藤井本委員長からの委員長報告、続いて、谷原委員より少数意見の報 告を受け、委員長報告、少数意見の報告に対する質疑を行い、委員長報告に係る報告の討論、 採決を行います。 次に、追加日程第3、発議第10号、虚偽の陳述に対する告発につきましては、委員会提出 議案でありますので、上程し、その内容説明の後、質疑を行い、討論、採決を行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

下村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

追加議案などの取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、 お手元に配付いたしております議事日程第4号の追加1を日程に追加し、審議を行うことに いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第4号の追加1を日程に追加し、議会運営委員 長の報告のとおり、議案審議を行うことに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第80号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第7号)の議 決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第80号、葛城市一般会計補正予算(第7号)の議決につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億2,643万6,000円とするものでございます。 補正内容につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種に係る自己負担金を無償化し、その財源を地方創生臨時交付金で充当させていただくものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 ただいま阿古市長から一般会計補正予算(第7号)ということで、高齢者のインフルエン ザワクチンについて無償にするということでご提案がございました。そこで2点ほどお伺い したいと思います。

1つは、私は、令和元年度の一般会計決算審査におきまして、葛城市のインフルエンザワクチン、高齢者のインフルエンザワクチンは、約5,400人が令和元年度で1,000円の補助を受けているので、これについては、お隣の御所市でも無償にするというふうな報道もありましたから、あともうちょっとで予算的には可能ではないかみたいなことを申し上げたんですが、ここでお聞きしたいんですけれども、令和元年度の決算に係る主要な成果に関する報告書の中を見ますと、高齢者インフルエンザというのは、65歳以上の方が令和元年度で5,399人、1,000円だけでインフルエンザワクチンを打てるようになってるんですが、60歳以上から65

歳未満の方でいろんな疾患を持っておられる方についても、葛城市では高齢者インフルエンザということで接種の対象になっていますので、高齢者に対するインフルエンザワクチンの無償化というのが、この範囲がどうなっているかということを質問します。1つです。

それから、歳入に関係することですけど、この費用について、地方創生臨時交付金の方から手当てして、これは100%国の交付金ということでありますけれども、これ、既にいただいたもので置いていたものをここに充てるということなのか。さらに、この事業をやるからということで新たに国からいただけるものなのか。この2点について質問します。

下村議長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、60歳から65歳の方の分ということで言っていただいたんですが、まず、今回、高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化の対象としましては、国の方で定められてます定期予防接種B類の疾病に係るインフルエンザワクチン予防接種という形で対象とさせていただいております。B類といいますのは、65歳以上の高齢者及び60歳から65歳未満の慢性の心疾患、腎疾患、そして呼吸器機能不全者という方について対象とさせていただくというものでございます。

それから、歳入につきましては、今回、急遽この話をしましたので、その時点で相談させていただいて入れていただいたものになります。この分につきましては、従来から、この分どうしようかということを相談してたのですが、今回、国の方の定期予防接種B類疾病に係るインフルエンザワクチン予防接種において、今般の新型コロナウイルス……。

以上です。

下村議長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員の歳入に関する質問でございます。地方創生臨時交付金の充当の話でございますけども、1回目の交付限度額が1億5,568万3,000円、2回目につきましては3億7,541万3,000円で、計5億3,109万6,000円が国から交付されることとなっております。それに対する充当をしておる額は、既に充当しておる額は4億820万7,000円ということで、1億2,288万9,000円がまだ充当してない額として今現在残っております。それは、今後まだ3次交付がございますのと、それから、国の国庫補助事業に対する補助裏に充てる部分として今現在保留しているところでございまして、その額を今回の支出に充てるということでございます。

以上でございます。

下村議長 6番、谷原一安君。

谷原議員 大変よく分かりました。B類というのは、65歳以上及び60歳以上65歳未満で、先ほどおっしゃった、疾患を持っておられる方。現在、葛城市においても、インフルエンザワクチン、個人医院によって1,000円のところもあれば、1,200円、1,300円、いろいろありますけど、補助をちゃんと受けてる方が今回対象になるということで、大変よく分かりました。ありがとうございます。財源についてもよく分かりました。ありがとうございます。10月1日から、

高齢者の方はインフルエンザワクチンを受けることができるということでありますから、医療機関の逼迫を避けるためにも、これは非常に有効な施策だと思います。ありがとうございます。

下村議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第80号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第80号は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩いたします。なお、午後3時より会議を再開いたします。

> 休 憩 午後2時17分 再 開 午後3時00分

> > (岡本議員退席)

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、追加日程第2、旧町時代における未処理金調査特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

本件につきましては、平成30年2月に調査特別委員会が設置され、昨日、旧町時代における未処理金に関する調査を終了し、報告書の提出がありましたので、委員長に報告を求めます。

12番、藤井本浩君。

藤井本旧町時代における未処理金調査特別委員長 議長のお許しを得ましたので、昨日9月24日の委員会をもって調査が終了いたしました、旧町時代における未処理金調査特別委員会の最終審査状況について報告を申し上げます。

本委員会は、平成30年2月19日に設置され、令和2年9月24日の委員会までの間、委員会として26回、協議会として43回、延べ2年7か月にわたり調査及び審査を重ねてまいりました。この間、証人尋問等で証人や説明員として調査に協力いただいた方は32名でした。

当委員会の調査項目は、1つ、旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項。1つ、旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項。1つ、旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項の3項目について調査することとされておりました。

調査報告書全文の報告についてはかなり時間を要することから、報告書の第3章、報告内容を集約いたしましたまとめを朗読することで報告とさせていただきます。

第3章、まとめ。

当委員会は、旧町、新庄町時代の財産として計上されていない預貯金(以下、これを未処 理金といいます)について調査を行った。

1、旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項。

未処理金が形成された経緯については、証言による関係資料、記録などの調査を行ったが、 保存年数などに限界があり、確認できなかった。議長交際費、建設寄附金などが原資となっ たという証言についても、可能性は否定できないが、真偽を確認する資料が残っていないた め、確定できない。しかし、未処理金は、元旧新庄町長で元葛城市長である吉川義彦氏、元 新庄町助役で元葛城市副市長である岡本吉司氏、元新庄町収入役の生野名興氏ら、新庄町及 び葛城市の要職に就いていた者が管理に関わったこと、また、吉川義彦氏が平成30年1月30 日付、阿古市長宛てに提出した申入書では、未処理金のことを、「旧新庄町において、相当 以前から、本来、地方公共団体によって指定された金融機関で管理すべきと思われる金員の 一部について、歴代の収入役等が金融機関に個人名義の口座に預入し、管理されていたこ と」が記載されており、これらのことから、未処理金が新庄町と密接な関係にあったことが うかがえる。しかし、吉川義彦氏と岡本吉司氏は、在職中に未処理金の存在を知らなかった と証言されている。生野名興氏においては、平成13年頃に未処理金の存在を、当時職員であ った清村氏と河合氏に対して伝えたという事実があった。具体的に未処理金の原資が何であ るかを確定することはできなかったが、当委員会は、以上のような外形的な事実関係から、 未処理金は新庄町に帰属すべき金銭であって、現在では葛城市に帰属する金銭、すなわち公 金であると認定する。

2、旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項。

吉川義彦氏が平成30年1月30日付、阿古市長宛てに提出した申入書では、未処理金について、旧新庄町において、相当以前から、歴代の収入役等が金融機関に預入し、管理されていたこと、また、非公式で引継ぎがなされていたことが記載されている。しかし、これらのことが確認できる前任者はいずれも故人となられており、確認することが極めて困難であることも併せて記載されている。よって、過去の保管状況を確認しようとしたが、南都銀行に口座情報が保管されている、生野名興氏が管理していた以降の状況について入出金状況は把握できるが、各入出金の詳細情報については履歴が保管されていないため、確認することはできなかった。これらの入出金の内容について生野名興氏に確認しようとしたが、証言が得られるような体調ではなく、調査することができなかった。

生野名興氏が収入役を退任し、新庄町と當麻町が合併し葛城市が誕生した平成16年10月1日以降、同年12月20日に吉田新之助氏が葛城市収入役に就任後、平成20年12月10日までの間は出金履歴はなく、入金についても利息のみ記録されている。河合氏の報告書によると、遅くとも平成16年10月頃には、会計課の金庫内に未処理金の通帳とメモ書きが入った黒色のポーチが保管されていたとされている。後任の職員2人もポーチの存在を確認している。河合氏証言によると、その黒いポーチは、平成20年11月頃、まだ出納室にあり、副市長を退任した岡本吉司氏が預かってくれたと証言している。平成20年12月11日に南都銀行口座を解約、約1億8,000万円の小切手が発行され、岡本吉司氏により、奈良県農協忍海支店口座、新村

区長名義に預け替えされ、以降、同氏が実質的に管理することとなる。そこで、その手続に関して、葛城市収入役印の押印により通帳が解約され、南都銀行の小切手が発行されたことについて、当委員会は、収入役印管理状況に関する証人尋問を行った。当時の吉田収入役はこのことへの関与を否定している。当時の状況について関係者に証人尋問すると、会計課の執務時間は、金庫室は施錠されていないことがあり、収入役の承諾なしに収入役印を使用しようとすれば可能な状態であったという証言が得られた。その後、岡本氏の証言により、次のアからカの出金が判明した。ア、平成20年12月16日、25万円。イ、平成22年12月29日、1万3,000円。ウ、平成27年3月6日、208万7,500円。エ、平成27年3月6日、93万7,500円。オ、平成27年4月2日、150万円。カ、平成29年7月25日、27万円。

岡本吉司氏が行った以上の主な出金については、本人が公の事業に対する支払いという認識の下、行った行為であると証言しているが、公の事業とは認められず、個人的な判断の下、行った行為である。また、奈良県農協忍海支店口座から新村区長や役員が認めて出金したという証言、職員から事業の処理を依頼されたという証言については、一方で相反する証言が得られているが、岡本吉司氏は1人でやったことではないと証言をしている。岡本吉司氏がこのような金銭を新村区長名義口座から出金することを公に認めさせるような行為は問題である。また、本来無償譲渡であるはずの農道整備に関する土地の提供に関して、公印使用簿にもない押印記録のない市長印が押印された売買契約書が存在し、さらに、未処理金からこの契約代金が支払われていたことについては、従来の原則寄附という手法から逸脱した公平性を欠く行為として問題視せねばならない。

さらに、偽証があったと本委員会が認定した弁之庄の案件については、岡本吉司氏が、かっての職歴による信用度により、業者に対して約10年前の日付の領収書発行を依頼しただけではなく、業者はいまだ支払いを受けていないと証言していることから、払い出したお金が何に使われたのか確定することができなかったことは、大きな問題として捉える必要があると判断したものである。

脇田道路整備に関わる問題については、岡本吉司氏から依頼を受けた吉村優子氏が、地権者との交渉に10回程度同席している。また、吉村優子氏は、事業に協力していただいた地権者の民地間舗装復旧費用について、地権者の負担にならないようにできないかということを岡本吉司氏に話されたとの証言があり、吉村優子氏自身も、市が出すべき費用だという認識を持っていたと証言をしている。その後、舗装は復旧され、未処理金からその費用が支払われたが、吉村優子氏はそのことは知らなかったと証言をした。葛城市の議会議員の立場でありながら、民民のことに公費を使うべきであるという認識であったこと、また、問題のあったこの件について、どのように処理されたのかを確認しなかったことについては、議員としての職責を果たされていない。その後、未処理金の存在が発覚し、新聞紙上でも取り上げられ、平成30年1月、再度4人で相談した結果、かねてより話をしていたように、未処理金を葛城市に戻すことを阿古市長に提案し、吉川義彦氏が申入書を添え、未処理金を葛城市に返還された。阿古市長は、返還された未処理金を資金保全という理由で歳計外現金として一時預かりした。

3、旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項。

未処理金の受入れは、葛城市に帰属する金銭であるので、葛城市の歳入として受け入れることが適正な処理と思われる。未処理金は本来葛城市に帰属する金銭であるから、そこから逸脱した金銭についても回収すべきであるが、別表において行方不明と記載した出金については、出金した記録など確認できる資料が存在せず、残念ながら、現実には回収を図ることはできない。しかし、管理実態に関する事項で述べた6件の出金された金銭については、少なくとも岡本吉司氏が行ったものであるので、葛城市は同人に対して出金された金銭の返還を請求すべきである。

岡本吉司氏については、新庄町の助役、葛城市の副市長を歴任し、現在、葛城市の議会議員という立場でありながら、今回の問題で真相の究明に至らなかった事実以外にも道義的責任を追及されるべき行為が行われていたことに対して、自身の立場を認識した行動をなぜ取られなかったのか疑問が残るところである。

終わりに、2年7か月にわたり調査を行う結果となったが、この間、この事案に関わることとなった多くの関係者に証言をいただき、ご協力いただいたことに感謝と敬意を表したい。また、今回の問題の調査を行うきっかけとなった、非公式に存在した金銭についての生野名興氏による告発があったことは評価しなければならないが、今回のような問題が二度と起こらないよう、本当に正しく機能する内部通報制度の確立に向けて取り組むべきであることを提言する。

なお、百条委員会としての調査の限界もあったことを申し添え、今回の調査報告のまとめ としたい。

以上が報告書の第3章のまとめでございます。

最後に、未処理金の調査を2年7か月間実施してきた中で発覚した問題について再度報告 し、是正することを求めるものである。

1つ目は、公印の管理と不正な契約書の作成という問題である。弁之庄の地籍調査の委託 業務については、葛城市と受託者との間に契約書が存在していたが、葛城市の正式な事業で はないので、契約書は受託業者のみが保管していた。その契約書には葛城市長の公印が押印 されている。また、この委託費の支払いについても葛城市の記録には残っていない。また、 新町農道の問題では、岡本吉司氏が職員に無理やり契約書を作成させ、その契約書に葛城市 長の公印が何者かの手により押印された。未処理金が南都口座から忍海農協口座に移し替え られた際も、これも何者かによって収入役の公印が押印されている。このように公印を不正 な書類に容易に押印していることについて、また、葛城市の正式な業務でもないのに契約書 が偽造され、それが未処理金の出金に利用されたということについては、重大な問題であり、 葛城市は公印の管理体制を厳重にするだけでなく、一連の問題について調査し、全容を解明 すべきである。

これで、未処理金に関する一連の調査は終了するが、本委員会は、葛城市に帰属する金銭 と認定をした。今後、葛城市としては、速やかに歳入歳出予算に組み入れるなど手続を進め ていただき、公金として市民に対して有効に活用することを要望するものであります。 以上、これをもちまして、旧町時代における未処理金調査特別委員会の最終の審査状況についての報告といたします。

下村議長 次に、委員会調査報告書には、谷原一安君から、会議規則第108条の規定により、少数意 見報告書が提出されております。この際、少数意見の報告を求めます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、先ほど未処理金調査特別委員会の委員長より報告がございました、調査報告のまとめについて主に報告されたわけですけれども、私もそのまとめについて、実は、少数意見を委員会で述べ、少数意見の留保として本会議で述べさせていただくことになりました。

この未処理金調査報告書は、皆さんのお手元にございますけれども、第1章、第2章、第 3章と、章立てになっております。主要な調査概要は、第2章、ここに調査の概要として、 これまで証人尋問を受けた方々の証言要旨及びその事項について調査した資料、そして、次 に、当委員会の認定という、この3段階の構成で、それぞれの事項について、証人尋問、調 べた資料、当委員会の認定となっております。なぜそのような様式になっているかと申しま すと、今回の問題、大変、過去をさかのぼって、なかなか資料も出てこない、証言も大きく 食い違う、そうした中でどのような調査報告書を作るかということについて、当委員会に助 言をいただいてまいりました馬場弁護士が、様々な地方議会の百条委員会の調査報告書の 様々な様式について調べられて、こういう意見が様々ばらつくようなことについては、まと めを作るということについては、これはなかなか難しいので、とにかく調べたこと、証言の 全て、これを要旨として全て掲載して、そして認定できるところを、分かったこと、分から ないことを認定することで調査要旨を作ろうと、調査報告書を作ろうということでやってま いったんですが、1章、2章、出来上がってみますと、市民の方々にとっては大変長いです し、分かりにくいということで、まとめを作ってはどうかということで意見が出てまいりま した。その際、やはり馬場弁護士も、まとめるとなると、何を取って、どういう問題のどう いうところに焦点を当てるか。それに対してどのような姿勢でどのような意見を述べるかに ついては議論が分かれるので、なかなか難しいことになりますよということだったんですが、 ある委員の方からまとめ案が出ましたので、私もそのまとめ案に対して、これは納得できな いと思って、私も委員会にまとめ案を出しました。そういう流れの中で、馬場弁護士は、東 京都の豊洲市場の問題で百条調査委員会が出されている報告書をホームページで見まして、 両論併記、つまり、少数意見があれば少数意見も併記するというふうな形でのまとめをされ ているので、それもどうかというふうにアドバイスをいただいたんですが、当委員会では1 本にまとめましょうということになりましたので、私としては、第3章のまとめについては 意見が違うところがありますので、少数意見として、全体のまとめとして、お手元にあるよ うなまとめの文書を提出させていただきました。

では、ご報告申し上げます。

旧町時代における未処理金調査報告書、第3章、まとめ。

未処理金の存在発覚及び百条調査特別委員会設置に至る経緯。

平成29年12月20日の議会全員協議会において、「本来は葛城市のお金として入れるべき1

億7,400万円の金銭を、岡本吉司議員がJA忍海支店口座において管理している。百条調査委員会を設置して調査を行い、葛城市に返却させるべきである」旨の提案が西川弥三郎議員からあった。12月21日の総務建設常任委員会協議会において、西川議員が提出した録音記録を聴いた。この録音記録は、12月5日に生野吉秀元副市長が生野名興元収入役から聞き取った話の録音記録であり、その要点は次のとおりである。

合併前に工場誘致のお金や各課がプールしていたお金等を集めて幾つかの金融機関に預けていたが、合併前に南都銀行にまとめて、吉川義彦名義にして引き継いだ。岡本吉司議員が、それをJAに移したと聞いている。約1億7,400万円あり、3、4年前に吉川義彦元市長、岡本議員(元副市長)、河合良則元総務部長の4人で、岡本議員宅で集まって話合いをした。ふるさと納税をしたらという意見もあったが、結論は出なかった。この証言については、改めて正副議長等によって生野名興氏に確認した。

12月22日、正副議長等が、葛城市顧問弁護士に調査を進める上での留意点を相談したところ、通帳などの未処理金の存在を示す客観的な資料が必要との助言を受けた。1月23日に議会運営委員会において、岡本議員から、未処理金についての通帳などの資料の提示と説明をしたいと申入れがあったことから、吉川元市長にも出席を求めた上で、両人から説明を受けることを決定した。2月1日に議会全員協議会を開催し、吉川元市長及び岡本議員から説明を受けた後、質疑を行った。また、未処理金が預金されている通帳を確認した。その後、吉川元市長は、奈良県農協忍海支店口座に預金されている1億8,351万8,491円全額を葛城市が受け入れるよう、平成30年1月30日に阿古和彦市長に申入れ、2月5日に振り込まれた全額を葛城市は歳計外現金会計に預かった。旧新庄町時代から引き継いだ未処理金が存在することが確認されたことから、2月19日、平成30年第1回葛城市議会臨時会を開催し、旧町時代における未処理金に関して、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置し、以下の事項について調査することを決定した。

- 1、旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項。
- 2、旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項。
- 3、旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項。

以下、本委員会に託された3つの事項の調査結果についてまとめる。

1、旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項について。

未処理金の原資として推察されることとして、予算執行の過程で不正に詐取した金銭、工場誘致に絡むリベート、職員の私金などである。調査特別委員会では様々な可能性を想定しながら、証人尋問などによって得られた具体的な発生源を中心に調査に当たった。本委員会では、証言などから得た発生原因についての情報を一つ一つ調査した。しかしながら、未処理金の発生は旧新庄町時代のことであり、具体的な情報も少なく、残された記録などからは、未処理金がいつ、何を原資として蓄積されたかについて何一つ明らかにすることができなかった。これについては調査報告書の第2章をご覧ください。

2、旧町時代における未処理金の現在までの管理実態。

未処理金の管理は長期間にわたっている。旧新庄町時代から奈良県農協忍海支店口座に移

され、さらに未処理金発覚後に葛城市歳計外現金会計に保全されるまでの経緯について本委 員会は調査した。

- (1) 旧新庄町時代の管理実態。
- ①平成5年3月30日以前。

平成5年3月31日に、旧新庄町(以下、新庄町という)の収入役を退職した田中進氏は、自らが管理していた複数の金融機関の通帳を当時の藤井本繁治町長に引き継いだという。その通帳に未処理金の預金口座があったかどうかについては、田中元収入役は明言せず、不明である。しかし、後任の生野名興元収入役が未処理金を前任者から引き継いだと証言しており、平成5年3月31日以前において、収入役名義の未処理金預金口座があったことが推定できるが、管理実態については明らかにできなかった。

②平成5年4月1日から平成16年3月28日まで。

平成5年4月1日に新庄町収入役となった生野名興氏は、平成8年頃、各課が持っていた 未処理金の金融口座の名義を新庄町収入役の名義に変更し、収入役の管理に改めた。平成12 年当時の総務課長や、当時課長補佐であった河合良則氏に、生野元収入役は、収入役名義に 変えた通帳について確認を求めている。本委員会では、市内の全ての金融機関に、新庄町収 入役名義による口座の過去の金融履歴を照会して、それら金融口座の履歴について調査した。 すると、葛城市の正規の会計と関係のない金融口座が複数の金融機関で複数存在しているこ とが判明した。これらの金融口座の通帳の金銭については、会計監査を受けておらず、また、 一般会計及び特別会計の予算書、決算書にも記載されておらず、地方公共団体の会計管理と して極めて不適切な管理実態が明らかとなった。

③平成16年3月29日から平成16年9月30日まで。

旧新庄町と旧當麻町が合併する前の平成16年3月29日から9月29日までの間に、新庄町収入役名義の南都銀行の1つの普通預金口座(以下、南都口座という)に振替、及び新庄町収入役名及び本人名による振込で37回、計4億8,900万円が入金された。また、振替によって4回、合計3億700万円が出金されている。その入出金の差額及びそれまでの南都口座に預金されていた約100万円及び利息を加えた1億8,323万3,249円が、本委員会が調査対象としている未処理金として南都口座に残った。

なお、南都口座に入金された約4億8,000万円及び出金された約3億円については、未処理金の入出金を繰り返したため総額が膨らんだものか、合併前に旧新庄町の会計整理のために便宜的にこの口座が利用されて総額が大きくなったのか、それとも、4億円を超える未処理金があり、約3億円が出金された後の残金なのか不明である。少なくとも1億6,800万円が引き出されたまま行方が判明していない。振込、振替の相手方についての金融履歴は残されておらず、それ以上の調査はできなかった。また、この通帳の出入金についての証言を求めるため、生野元収入役の証人尋問を要請したが、医師の意見により、証人尋問できる状態でないため、生野元収入役からの証言は得ることができていない。9月30日に生野元収入役が退職するまでに、総務財政課課長補佐であった河合良則氏は、この南都口座の通帳とメモ書きの入った黒いポーチの管理を上司から指示されている。なお、黒いポーチ、通帳、メモ

書きについて、本委員会は入手できなかった。

以上述べたように、各課の未処理金を新庄町収入役の名義にまとめた平成8年以降、生野 元収入役が未処理金を管理しており、総務財政課課長及び課長補佐も未処理金の通帳の存在 について知らされていることが明らかとなった。

(2) 旧新庄町から葛城市への移行期の管理実態。

平成16年10月1日に葛城市が発足し、市長選挙が行われた。10月31日から、葛城市初代市長に吉川義彦氏が就任した。そして平成16年12月20日に、岡本吉司氏が副市長、吉田新之助氏が収入役に就任した。この移行期間の間、未処理金が預けられていた南都口座通帳の管理実態については不明である。しかし、新庄町収入役名義で未処理金が預けられていた通帳の名義が、葛城市が誕生した後に葛城市収入役の名義に変更されている。つまり、移行期間中及び葛城市が誕生した後に、未処理金を預けている通帳の名義変更に携わった者がいることは明らかであるが、誰が、いつ、どのように行ったかは明らかではない。

(3) 葛城市発足後の管理実態。(平成16年10月1日から平成20年10月31日まで。)

葛城市発足後、未処理金口座は名義を葛城市収入役名義の通帳として、メモ書きとともに 黒いポーチに入れられて会計課の金庫の中に保管された。この南都口座の未処理金について は、平成16年10月1日から平成20年12月10日までの間、利息以外に入金はなく、出金もない。 しかし、旧新庄町時代と同様、葛城市収入役名義の通帳でありながら、会計監査を受けてお らず、葛城市の現金としての取扱いを受けていない。また、黒いポーチの存在を会計課職員 は知っていたが、中身を確認しないまま、誰のものとも分からない黒いポーチを会計金庫の 中に保管していた。葛城市になっても、法令規則によらない現金預金を会計課が保管してい たという不適切な会計管理の実態が明らかになった。

(4) 未処理金が奈良県農協忍海支店口座に移された経緯。

平成20年10月30日に市長選挙の結果を受けて、10月31日に吉川義彦元市長と岡本吉司元副市長が特別職を退職した。その後、未処理金の入った黒いポーチの管理を指示されていた河合良則総務財政課課長(当時)は、会計課の金庫の中に黒いポーチが残っていることに気づき、11月、未処理金の扱いについて岡本吉司氏に相談した。岡本氏は、吉川元市長、生野元収入役と相談し、吉川元市長の依頼により自身が預かることになったと証言している。同年12月11日、葛城市収入役吉田新之助名義で預金されていた南都銀行新庄支店口座の解約依頼書及びそれにより引き出される1億8,351万8,491円の自己宛小切手発行依頼書が、指定金融機関である南都銀行新庄支店に提出され、南都銀行新庄支店振出しに係る持参人払いの小切手(裏書に新村区長名がある)が発行された。吉田元収入役は、在任中に未処理金の存在について聞かされていたことはなく、知らないと証言している。また、12月11日の未処理金通帳の解約依頼書に「葛城市収入役吉田新之助」名の署名があり、葛城市収入役の公印が押してあることについても、自身がやったことではないと証言している。

本委員会では、誰が通帳解約手続をして小切手を振り出したかについて、南都銀行への調査などを行い、こうした手続を公印を使って行った人物を特定する作業を行ったが、明らかにはならなかった。しかし、葛城市会計課の金庫に保管されていた葛城市収入役名義の通帳

が持ち出され、公印を使って1億8,000万円を超える金銭が引き出されたことは、葛城市会計管理上大きな問題である。そうした通帳の存在も知らず、公印が使われたことも知らず、1億8,000万円余りの現金が引き出されたことも知らないということでは、葛城市収入役の責任を果たせるものではない。この小切手を岡本氏が受け取り、同日、新村区長とともに奈良県農協忍海支店に行き、新村区長が新村区長印を使って口座を新規に開設し、新村区長名の裏書がある小切手の金額をこの口座(以下、農協口座という)に入金した。新村区長は口座開設を頼まれただけで開設し、未処理金を入金した農協口座通帳は岡本氏が預かった。

なお、平成22年12月29日に、農協口座から1万3,000円の引き出しがあり、それまで通帳 印でもあった新村区長印とは別に、この農協口座用の新村区印を岡本氏は作って、通帳とと もに持っており、平成23年以降は、未処理金の預金通帳及び印鑑は岡本氏が管理するところ となった。

(5) 農協口座に預けられた未処理金の管理実態。

農協口座に預金された未処理金について、少なくとも平成25年と平成29年に、吉川元市長、岡本議員(元副市長)、生野元収入役、河合良則氏の4名が集まり、その処理について協議している。ふるさと寄附金として葛城市に寄附する案も出たが、結論を得ず、未処理金の存在が発覚するまで岡本議員が農協口座で未処理金を管理することとなった。未処理金が葛城市に帰属すべき可能性のある金銭であることを認めながら、旧新庄町の特別職及び収入役の立場にあった者が、未処理金の存在を公にせず、隠し持ったことは許されることではない。とりわけ岡本氏は当時既に市会議員となっており、こうした不透明な金銭について解決に動かなかった岡本議員の政治的責任が問われる。

なお、農協口座通帳の入出金履歴により、通帳印の購入のほかに5回の出金が通帳の履歴 によって分かった。本委員会は、この出金について調査した。

①平成20年12月16日、25万円の出金について。

岡本氏は、平成20年に地元住民の要望を解決するために行った弁之庄地内の地積測量事業において、副市長退職後、不足する25万円の支出について当時の総務課長から相談を受け、弁之庄地内土地境界の測量を行った作心測量建築事務所の西田貞人氏に25万円を支払い、その領収書を持っていると証言した。ところが、作心測量建築事務所の西田貞人氏は、弁之庄地内の地積測量と分筆登記の代金189万円は葛城市から受け取ったが、追加の25万円は受け取っておらず、平成30年1月25日に岡本氏に頼まれて、平成30年時点で使っていた領収書のつづりの中の最終ページのものを切り取って、平成20年12月16日付の領収書を岡本氏に渡したと証言した。また、平成30年1月25日の業務日誌にもそのことを記載していると証言した。

本委員会では、両者の証言が大きく異なり、それぞれ証言を裏づける証拠を示したため、 岡本氏が保管している領収書の提出を求めるとともに、西田氏の領収書つづりの確認並びに 領収書つづりの表紙及び業務日誌のコピーを手に入れて調べた。西田氏の領収書つづりは、 確かに表紙から平成30年の日付順になっているつづりの最後のページの領収書が使用されて おり、証言を裏づけているが、10年前の受け取ってもいない25万円の領収書を発行したこと になること、また業務日誌についても、行間に小さな文字で岡本氏の件について記入されて いるなど不自然なところがあった。そこで領収書発行日に関して10年もの違いがあることから、領収書の発行期間を発行元に問い合わせることで、どちらの証言が正しいかを確定することを試みた。その領収書が平成20年12月16日以降に販売された商品であれば、岡本氏の証言は偽証となる。領収書メーカーに問い合わせたところ、平成20年当時にも発売されており、領収書の日付においてどちらが正しいかを決めることはできなかった。

なお、西田氏ではなく、岡本氏の証言を偽証とする意見もあるが、西田氏が25万円を受け取っていないとする証拠がないため、岡本氏の証言が偽証であるとは言えない。25万円を受け取った証拠として、作心測量建築事務所の西田貞人氏の発行した領収書があり、両者の発行の違い及び支払いの有無について確定ができなかった。

②平成27年3月6日、208万7,500円と93万7,500円、平成29年4月2日、150万円、計452万5,000円の出金について。

葛城市の新町農道整備事業において、有償でなければ農地を提供することができないという農地所有者がいたことから、3名の地権者の農地買上げ費用として岡本氏が未処理金から支出したものである。調査の過程で、土地売買契約が地権者と葛城市長の間で締結されており、偽造された契約書であることが明らかになった。市長印が押印されており、葛城市の公印管理がずさんであることが明らかになった。

③平成29年7月25日、27万円の出金について。

脇田交差点拡幅について、当時の地元区長が葛城市に要望したが、地元から要望があったものは地元が用地交渉することという返答であったため、地元区長が、交差点拡幅に必要な用地の交渉を岡本議員に依頼した。道路拡幅用地となる地権者が、境界ブロックを埋める工事を行う際に隣地の舗装を剥がしたことから、また拡幅工事に伴い、隣地の土地を傷めたこともあって、その隣地の地権者が、葛城市に舗装費用を負担することを求めた。しかし、境界ブロックの設置に伴う舗装工事費用は民間の間で負担することであると葛城市からは支出を拒否されたため、用地交渉に当たって地権者らの要望を聞いていた岡本議員が、農協口座の未処理金から舗装工事費27万円を支出したものである。

農協口座からの6回の出金については、全て岡本氏が特定の目的のために支出したことが判明した。通帳印の購入以外は、副市長時代に地域住民の要望解決のために乗り出した事業及び市会議員になった後に、地域住民から受けた要望解決に乗り出した事業に関係して生じた問題を解決するために未処理金を使用している。こうした行為は、公正、公平に行うべき地方公共団体の事業を歪めて特定の住民の利益を図るもので許されることではない。また、これらの支出についての調査の過程で、未処理金からの支出を葛城市からの支出であるかのように装うために、契約書が偽造されたり、市長印が使われたりしたことが明らかになった。それらの行為について職員の関与が問題となったが、事実関係を判明することはできなかった。未処理金の管理実態を究明する過程においても、葛城市の公印管理の在り方に大きな問題があることが明らかになった。

(6) 未処理金を葛城市歳計外現金会計に保全するに至った経緯。

未処理金の存在が議会で明らかになった後、吉川元市長、岡本元副市長、生野元収入役が

相談の上、平成30年1月20日、吉川元市長は阿古市長に面会を求め、未処理金が葛城市に帰属する可能性の高い金員であるとして、未処理金を葛城市に返還することを申し入れた。さらに、吉川元市長は、1月30日付申入書を阿古市長に手渡した。阿古市長は職員に検討を指示し、葛城市において法的に問題のない受け取り方について葛城市顧問弁護士の助言を受けながら、歳計外現金会計で預かり、保全することを決め、平成30年2月5日に、未処理金を葛城市会計管理者の通帳に振り込むよう、吉川元市長に文書回答した。平成30年2月10日に、会計管理者の通帳に1億8,185万1,728円の未処理金が振り込まれ、今日まで葛城市が歳計外現金会計で預かっている。

なお、葛城市の保全は未処理金の預かりであり、葛城市の所有する金員となるためには議会の議決を必要とする。

- 3、旧新庄町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項。
- (1) 未処理金の帰属について。

未処理金の原資は不明であるため、原資から未処理金の帰属を決めることはできない。しかし、未処理金が一貫して新庄町収入役及び葛城市収入役名義の口座に預金されており、また、この未処理金について自己の所有権を主張する者は現れていない。こうした外形的な事実から、未処理金は新庄町に帰属すべき金銭であって、現在では、新庄町を継いだ葛城市に帰属する金銭であると認定する。

なお、未処理金を公金とする意見があるが、原資においても、また管理実態においても、 葛城市が実質的に所有する金員ではない。葛城市の一部の者が知るのみであり、出入金も公 にせず行われている。未処理金の性格は、公金というよりも、いわゆる雑部金である。こう した雑部金が形成されて、収入役名義の口座に管理されていたことが問題である。

(2) 未処理金の受入れ。

当委員会は、1億8,185万1,728円の未処理金を葛城市が歳入として受けることを提言する。

(3) 未処理金の回収。

未処理金は葛城市に帰属する金銭であるから、そこから出金された金銭については回収すべきである。

①行方不明の少なくとも1億6,000万円余りについては、出金先が明らかでないため、残 念ながら現状では回収できない。しかし、生野元収入役の健康が回復すれば事情聴取を行い、 出金先を調査し、回復の努力をすべきである。

②未処理金を預金していた農協口座から岡本吉司氏が6回にわたって出金した金銭について回収すべきである。

4、再発防止に向けた提言。

葛城市においては、現金の取扱いに万全を期し、法令規則によって管理することを徹底されたい。また、再発防止のために、報告書において提言したことを葛城市は真摯に受け止め、その実施に努めていただきたい。

以上、本委員会が議会によって付託された調査のまとめとする。再発防止についての提言 は、調査書の第2章に詳しく書いておりますので、ぜひご覧いただいて、その実施に努めて いただきたいと思います。

以上をもちまして少数意見の報告といたします。

下村議長 以上で報告は終わりました。

これより、委員長報告及び少数意見報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川弥三郎君。

西川議員 少数意見も保留するということで、昨日こういうふうなことをおっしゃったので、見させ ていただいてるんですけれども、僕も調査特別委員会の一員でありますので、これの調査と まとめについては責任を持っておりまして、もともとの委員長が報告したまとめについては、 客観的にきちっとまとまってるんですが、このまとめの出だしのところ、これは、別に委員 会で、説明をするために僕の名前も出してきて、それで生野さん、こういう形でというふう なことを、何でそういうふうな話まで持ってくるのか。このとき、僕が出したとき、ものす ごう不名誉なことまで言われたんです。これを僕が出したときには。不名誉なこと。何で今、 これ、こんなことを出してきてるのか。何か、谷原議員、これ、2人で出したはるのか知ら んけど、吉村議員と、ほとんど谷原議員が書いてるんやと思うけど、これ、ほんまに客観的 なことなのか。まとめやさかいに、自分の考えを入れといたらええというてやったはるのか どうか分かりませんけども、これはまとめに、僕はなってないと思ってますので、その中で 特に意味が分からんのは、未処理金の管理は長期間にわたってると。旧新庄町時代から奈良 県農協忍海支店口座に移され、さらに未処理金発覚後に葛城市歳計外現金、旧新庄町時代か ら奈良県の農協口座にあったんかな。僕、記憶違いかな、これ。これどういうことなのか、 よう分からんのと、それと、ほかのことはよう似たことを書いたはるから、それでええんや けども、もう一つは、田中元収入役の証言ですけども、藤井本繁治町長に引き継いだという、 これが、その当時から、これは未処理金であった、そういう可能性もというふうな、何かに おわしたはるけれども、平成31年4月26日に田中さんに来ていただいて、証言をいただいて るんですかね。そのときに内野議員が聞いたはるんです。今回の通帳の名義が新庄時収入役 の田中進さんということで、単刀直入に、このお金というのは地方公共団体の所有していた 公金と思われますかと。引き継いだ金は公金と思われますかと聞いたはるわけです。全部公 金と思ってますと答えたはるわけや、田中さんは。ですから、引き継いだときには未処理金 が混じってたようなことを一切言うたはらへんわけです。全部公金ですと答えたはるから、 ここら、どういう表現を、何をこのために表現してるのか、よう分からんのです。

下村議長 谷原議員。

谷原議員 まず1点目です。2ページの2のところだろうと思いますが、未処理金の管理が長期にわたっていると。旧新庄町時代から、これは一遍に飛んだということではありません。旧新庄時代から、庁舎の外に出て、忍海農協支店に移されて、さらにまた葛城市に戻ってきたという流れを書いているわけですから、後の報告でお読みになって分かると思いますけれども、旧新庄町時代、その通帳が葛城市に移って、葛城市から忍海農協に移ったと。その経過のまとめで書いてるとこですから、そこへ飛んでいったというふうなことではありません。

それから、田中氏の証言については、これは調査報告書の9ページに、未処理金が形成された過程ということで、第1というところがあります。田中氏の証言要旨がここに載っております。私のまとめは、全てこの調査書のまとめですから、この調査書の中の証言に基づいて書く努力をしてるわけですけれども、そこに、先ほど西川議員がおっしゃったように、第1段落目には、私が退任時に、新庄町収入役名義の口座を後任の生野名興収入役に引き継ぎましたが、直接渡したのではなく、当時の藤井本繁治町長に渡す形で引き継ぎました。ただし、私が後任に引き継いだものは全て新庄町の財産として計上されているものです。ほかに新庄町の財産であるのに財産として計上されていない預貯金が存在したかどうかは、私は覚えておりませんとありますから、それをもって、私は、その預貯金の中に、通帳の中にそういうものがあったかどうかは不明というふうに書きましたので、田中氏が受け取ったものの中には公金はないと。その間の通帳にそういうものがあったかどうかは覚えてないというところを取って、この表現としております。

以上です。

下村議長 西川議員。

西川議員 こういうふうなことをぽんと、僕の見たビラの中に、そういうふうな疑われるようなことを書くから、ここから抜粋してるのかどうか分かりませんよ、この報告書をいつ書かれたか。引き継いだ金は全て公金ですとはっきり明言したはるわけやから、藤井本町長に、おかしな金を引き続いだというふうなことは、いや、そんなんあったんかどうか知らんて言うたはるかしらんけども、引き継いだ金は全部公金やと言うたはるわけです。全て公金ですと。あたかも、そのときにおかしな金を引き継いだようなと取れるようなことは、読めるようなことはできませんので、これは言うておきます。

それと、1億6,800万円、このお金について、未処理金が出たり、入ったりしてるお金で、 これを追及してないと、これが分からん、追求してないと、こういうふうに3ページ目で言 うたはるけれども、僕らが言うてるのは、はっきりと南都の振出小切手で忍海農協へ移った 段階のことを言うてるんで、この当時のことについては、どういうふうに、これは裏金と言 うんか、どう言うんか、僕は分かりませんけれども、どんな形にしろ、この当時はまだ旧新 庄町の中にあったお金やから、これは分からんから追及してないわけですやんか。そやけれ ども、南都銀行の小切手で、それも新村区長名義で岡本さんが管理するという形で移された 時点で、僕らはこれはおかしいと言うてるんで、これをちゃんと調査せなあかんと言うてる んで、おっしゃってる意味は分かるんやけれども、このときに果たして所有しているのが、 どういう形であれ、旧新庄町のお金であって、その行方が分からんと。どういう使われ方を してるか分からんということは、そういうことです。そやけれども、管理実態で言うてるの は、移された後のお金を言うてるんで、これもやっぱり調査した方がええと思うけれども、 これが個人的に移された後は、岡本さんの考え、指示で出金されてるから、このときの1億 6,800万円はどういうふうな形で出金されてるのか、僕分かりませんから、これは追及のし ようがないということで置いてあるだけ。ただ、これは、そのまま置いとけばええというふ うなことではないです。ただ、その当時はどういうふうな、議会を通さずに使われた金なの

か、どうなのか。そこも分からんわけです。

忍海農協へ、平成20年何月だったか、移された段階では、完全に手を離れてるという、それの使われ方を、管理実態を追及してたということでございますので、このことについては、質問というよりも、そういうことで百条委員会としては、動いた金4億何ぼとここに書いてるけれども、それのうちの1億8,000万円ほどが移された。その金について追及してるので、このことについて追及をしていかないかんのやけれども、谷原議員もおっしゃってるように、生野元収入役が病気のためというけれども、これを追及していこう思ったら、生野元収入役だけに聞いて問題解決するわけではない。その当時の人にいろいろ聞かんなんけれども、今でも追及でききらへんねんから、これについては、百条委員会としての限界というんで、このことについては、僕としては、未処理金、裏金としてきちっと追求していくのは、平成20年に移された部分を、それでも追及でききらへんだわけやから、そこのところを言うてるんであって、ここの部分については、おっしゃるのは分かるんやけれども、そこらは市民の方々にもきっちりと説明をしていかないかんわけでございますので、これも一緒に誰かの名義に移されたというようなお金ではないと僕は思っております。そこらをご認識いただきたいと思ってます。

下村議長 ほかに質疑は。

吉村優子議員。

吉村優子議員 先ほど委員長の方から、このまとめについて読まれましたけれども、この報告書自体が、今朝、この議場にて、自席においてあっただけで、まだ全部を精査してませんけれども、少なくとも私の証言については、自身が証言してますので異議を申し上げたいんですけれども、脇田道路整備に関わる問題については、岡本吉司氏から依頼を受けてというふうになってますけれども、私はこういうことを証言した覚えはありません。議事録を確認していただきたいと思います。

それから、委員会の質問のときもそうでしたけれども、百条委員会というのは事実を確認する委員会だというふうに思っていますので、批判的な感想を聞いたり、報告書に入れるのはいかがなものかというふうに思っています。ですから、私の問題に対しても、1つ、これ、正しくないというのがあるんですけれども、そうすると、これ全体、今日まだ全部見てませんけれども、全てが正しいかどうか疑問に思っているわけです。この議決をするには、最低限これが正しい報告書であるという確認が必要だというふうに思いますので、時間をいただきたいというふうに思います。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

奥本議員。

奥本議員 4番、奥本です。お時間頂戴いたします。

長い間、2年7か月にわたって、百条委員会の委員の皆様方、本当にご苦労さまでございました。今日こういう形で一区切りがつくということで、この点については私も非常にうれしく思っているわけです。今、委員長の方からの報告を受け、まとめのところなんですけど、私も、これ、さっき議会が始まる前に渡されて、本文だけで70ページで、資料を含めると、

これ、恐らく100ページは行かへんのかな。細かい入出金の記録とかあるので、これ見きれてないので、全部それを踏まえた上での意見ではないので、その辺ご容赦ください。もうちょっと時間があったら、もう少し細かいとこまで言えるのかもわかりませんけども、ただ、全体を通して、今の谷原議員の意見書も踏まえた、2つ合わせて聞いた上で意見を述べさせていただきます。

今、西川議員がおっしゃったのと、吉村優子議員がおっしゃったところに重複するわけなんですけども、まず、少数意見のところの、恐らく委員会内で審議された内容であって、こっちの委員長報告に入ってないので出されてるという形だと思われます。ただ、その中で、私、委員外の方で何回か出たこともあるんですけども、恐らく一般の市民さんのところで思うのは、今、西川議員がおっしゃったように、古いところの全く分からへんところ、1億6,000万円のところは、いろんな理由があって追及できないからということだったんですけども、ただ、それであっても報告書の中に併記すべきだったかなと。今、詳しく岡本議員のところの、500万円強のところのやつは書かれてる。それは分かったから書かれてるんですけども、これ以外に、やはり過去にこういう不明なところがあったというところは分かったところなので、それが盛り込まれてる方がよかったかなと、今聞いてて思いました。

それと、吉村優子議員がおっしゃったように、まとめの69ページのところなんですけども、ここ、私も、下から2段目のところ、葛城市の議会議員の立場でありながら、民民のことに公費を使うべきであるという認識であったこと、また、問題のあったこの件について、どのように処理されたかを確認しなかったことについては、議員としての職責を果たしていない。これはまさにそのとおりなんです。我々議員は、やはり法律にのっとった上で活動してるんですけども、本来ルールを無視した形で動くというのは、これは許されたものではないと思います。ただ、そうであったとしても、この一文というのは、調査特別委員会のこの報告書に必要なところかな、必要な文章かなというところが疑問に思うんです。やはりあくまでも百条委員会の報告書なので、議員としての資質、あるいは守るべきことというのは、これは当然、我々守らんとあかんことなので、また別のところで話したらいいことであって、今このまとめのところで、これを委員会の方でここに全員一致で載せようと決まったのか分かりません。昨日、私聞いてなかったので、分からないんですけども、聞いてた感覚からいくと、ここだけが違和感残りました。今日の私の感想です。言わせてもらいました。

下村議長 ほかに質疑ございませんか。

2番、梨本議員。

梨本議員 私も、これ、今朝初めていただきまして、今、委員長の報告で、時間を要するからというところで、まとめの部分しか読んでおりませんので、まず、全体的なこの報告書のことについて、中身まで触れていくことはできないんですけれども、まず、この報告書、1点目、委員長にお聞きしたいのが、その前に、2年7か月間、本当に百条委員会お疲れさまでございました。ここに至るまでいろんなご苦労があったと思います。その中では、数々の解明もできたこともあれば、できなかったこともあると思いますが、精いっぱい、こういった調査報告という形で上げていただいたのだろうということを、敬意を表した上で質問させていただ

きたいと思います。

まず、これ、令和2年、鏡のところなんですけれども、2020年9月というふうになってますけれども、実際この調査特別委員会の調査報告書が議決されたのはいつかということを、まず1点目、聞かせてください。

2点目です。67ページです。先ほど西川議員からも、田中収入役の時代には公金だという発言があったと。その後、生野名興氏に引き継いだ後、未処理金というような表記もされてるわけなんですけれども、1の旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項の一番最後から2行目の部分です。未処理金は新庄町に帰属すべき金銭であって、現在では葛城市に帰属する金銭、すなわち公金であると認定するというふうに記載がございます。であれば、委員会の中でこの公金というのはどういった定義を持たれたのか。どういった議論の中で公金というふうに認定されたのかということを教えていただきたいと思うんです。かつ、これはいつの段階のことをおっしゃってるのか。田中収入役の時代からずっと公金であるというふうに結論づけられているのか。それとも、今後、葛城市歳計外で今入ってるわけですけれども、これが戻った段階で公金とされるのか。いつの段階で公金とされるのかということを教えてください。

3つ目です。3つ目は70ページです。下から6行目なんですけれども、非公式に存在した 金銭についての生野名興氏による告発があったことは評価しなければならないがというふう にございます。この告発ということについて教えていただきたいんですが、私、法律行為と して、告発というのは、何か不正があった場合に捜査機関に対して告発することが、まずー つ告発だと思うんです。もう一つは、例えば内部告発なんかは、直訴であったり、通報とか 請願とか、こういったことが告発に当たると思うんですけれども、私自身、発生の経緯にお いて、生野名興氏から告発があったということは認識してないので、この辺詳細に教えてい ただけますでしょうか。よろしくお願いします。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 百条委員会の委員長としてお話をさせていただきたいというふうに思います。お答えをする前に、まずお話ししておきたいのは。7月10日ぐらいやったと思います。最終の証人尋問をさせてもらった、吉村優子議員だったと思いますけども、それ以降、委員会の中で調査報告を9月議会にしようということで、これは全員の総意として、また弁護士も含んで進めてきたところであり、まずそのことをご理解いただきたいというふうに思います。その中で、その間、週2回やったり、連日協議会をしたりして、かなりのスピード感を上げて解決をしなければならない。それは市民のために早くしなければならないということでやってまいりました。ようやく今日の日を迎えたわけですけども、この間2年7か月やっている。2年7か月という言葉も出てまいりますけども、これは、また言われるかわからないけども、きちっと調査したわけではございませんけども、類を見ない、ほかでそんな長い百条委員会は聞いたことないですというぐらいの長さでございますので、やはりこれを早く解決すべきやということは、全員一致の下でやってまいりました。

1番目の質問ですけども、これを議決した日はいつですかということでございますが、昨

日議決をして、百条委員会を終結して畳んだところでございますので、昨日これを議決いた しました。

次に67ページの、葛城市に帰属する金銭、ここは議論になったところです。葛城市に帰属 する金銭ということについては、全員の一致を見られました。しかし、それを公金かどうか というとこら辺が、少数の方でしたけども、それは公金と違うやろうというふうなご意見も いただきました。弁護士先生からいうと、そういう議論は何のためにやったはるんですかと いうお言葉もいただきました。捉え方によって、葛城市に帰属する金銭、これ公金やないか ということやけども、ただ、じゃあ、なぜそこで問題になったかというと、公金という定義 がないわけです。それが問題になったと。定義をちゃんとしようというお話もあったわけで すけども、弁護士の先生の方から、衆議院での質疑の中で公金ということについての質疑が あって、それを参考にすると、帰属するという言葉で公金と言えるのではないかということ のアドバイスも、そのときにいただいておるところでございます。ここはなかなか、委員会 8人ですけども、なぜ、私も分からないんですが、葛城市に帰属するお金やということは認 めるけど、公金とは認めないということが、なぜ、そういう議論が高まるのか。私も進行し ていて苦労したところでございます。最終的に委員長、副委員長に一任ということで、ここ を預かりをさせていただいて、未処理金は新庄町に帰属する金銭であって、過去形です。現 在では葛城市に帰属する金銭、すなわち公金とするというふうな表現にさせていただいたと ころであります。これが2つ目のご質問であったかというふうに思います。

70ページの最後のくだりのところですけども、このお話、1億8,000万円を、生野名興元 収入役の言葉から調査に至った、百条委員会の設置に至ったわけです。もし、この方の言葉 がなかったとしたら、こんな百条委員会もなかったし、このお金がどこへ行ってたか、今現 在も分からなかったと思います。生野さんの言っていただいたことで、葛城市に帰属するというお金がこうして見つかったということですけども、今、梨本議員のおっしゃってるのは、そういうことの意味合いを申し上げてるわけですが、生野氏の告発、それはどういうことですかと。私は、生野さんとして、市に、私は法的なところ、そこまで考えませんでしたが、弁護士先生の、これも見てもらってるわけですから、この言葉を選択して、生野氏の言葉があって、このお金が見つかり、調査ができたという意味合いに解釈していただいたら、告発なのか、直訴なのか、何とかいうのは、あまり関係ない話と違うかなというふうに思っております。

以上です。

(発言する者あり)

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 先ほど吉村優子議員から、これ、もう読まなくても私は記憶に残ってますけども、私の 発言ではないと。脇田の工事に係って、岡本氏から話が私にあったというようなことは言っ てないと、このようにおっしゃってるわけですけども、それは吉村優子氏の発言ではなくて、 岡本氏の発言から引用というんですか、事実をそこに記載させていただいておりますので、 岡本氏が、地元の議員にも話をさせてもらいました。やはり地元の議員抜きで交渉するわけ にはいかんということで交渉に携わったというのが結論であります。こういったことで、私 は言っていない。確かにそうでございますけども、ここに書かせていただいてるのは、岡本 氏の逆からの言葉を引用させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

下村議長 吉村優子議員。

吉村優子議員 私は、宣誓書にサインさせていただいて、証言に立たせていただいたときに、最初に 委員長から、関わったきっかけはという質問を受けてるわけです。そのときに、当時の区長 と役員の方がうちに来られて依頼をされましたということを答えているわけです。だから、 私の証言です。私の証言は、区長と役員から頼まれたからということで、岡本議員はその後、 私に頼まれたかもしれませんけれども、私にそういう証言を求めておられて、ここにこういう報告を出すのはおかしいのではないですかということを言ってるんです。

下村議長 梨本議員。

梨本議員 これ、一般の委員会と一緒で、2回までということでよろしいですか、質問に関しては。 **下村議長** はい。

梨本議員 分かりました。今、これ、原案の方を質問させてもらってるんですけれども、少数意見の 留保についても聞きたいことあるんですけど、それはまた別で聞いてもいいということで大 丈夫ですか。

下村議長 はい。

梨本議員 承知しました。では、今、藤井本委員長から回答をいただきました。ありがとうございます。まず1点の、昨日9月24日議決ということで、7月10日の最終の証人尋問以来、9月議会に間に合わそうということで連日苦労されたということもお聞きしました。その辺の苦労は、非常に委員長としての取りまとめも大変だったと思うんです。ただ、これ、昨日議決されてるわけですよね。これは委員の方は目を通されてるから内容を理解できてると思うんですけれども、先ほど奥本議員も、吉村優子議員もおっしゃったように、私もこれ今、初めて見てるんです、今日。それも、全文朗読されるのであれば、まだ内容、多少は分かるにしても、まとめの部分だけ読まれて、それでこれを議決しろと言われたときに、本当にこれが議会の在り方としていいのかなというところを提言したいんです。例えば行政から議案が出てくる。その日、当日に出てきたものを、当日審議して結論を出せと言われたときに、以前の議論の中では、――(削除)――を押せということかというような言葉まで出て、反発もあったわけです。この内容を、全く目を通してないものを今日議決しろと言われても、どうしたらいいのだろうというのが今の私の率直な気持ち、感想です。

その上でお聞きしたいんですけれども、これは9月16日の毎日新聞なんです。この前日にも奈良新聞で取り上げられてたんですけれども、毎日新聞は非常に詳細にいろんなことが載ってて、例えば、金を管理していた元副市長の岡本吉司市議に返還請求をするよう市に申し入れることも決めた、と書いてあるんです。その後には、議会として岡本氏を偽証容疑で刑事告発する議案を提出するというふうに書いてある。これ、9月16日の段階で決めたんですか。今、藤井本委員長からは、私、24日と聞いたんです。なぜ、これ、もし、新聞の方が誤った報道をしてるのであれば、議会として申し入れないといけない。

(「14日の委員会で出てる」の声あり)

梨本議員 いや、14日の委員会では議決してないわけです。ここには決めたと書いてある。決めてないですよ。ここはもう一回説明いただきたい。これ、どうしてこういうことになってるのかということを聞きたいのが1点目です。

次、2点目です。公金についてなんですけれども、公金についてもいろんな議論がある中で、どうしても公金という言葉を使うことが妥当かというところの意見が委員の中で割れたというふうにお聞きしました。であれば、まとめに関しては、私は、このまとめは、今回少数意見の留保出てますけれども、全会一致で何でできなかったのかなということが非常に疑問にも思ってるんです。その中で、葛城市に帰属すべき金銭という言葉だけで、なぜいけなかったのかなというふうに疑問が残るんです。未処理金は新庄町に帰属すべき金銭であって、現在では葛城市に帰属する金銭であると認定する。十分文脈も伝わるわけです。ここをなぜ公金ということをわざわざ入れなければならなかったのかということについて、もし、お答えいただけるのであれば、お答えいただきたいというところです。

それと3つ目なんですけれども、生野名興氏が発言されて、告発ということで、私も藤井本委員長も、別に法律的な言葉まで考えてなかったということですので、それ以上ここに関しては、弁護士先生もこれを確認されたということなので、私、どういうことなのかなと思うんですけれども、私の理解では、当初、生野名興氏と生野吉秀前々副市長が会話されてる録音テープを、生野吉秀副市長が生野名興氏としゃべっているものを録音したものを持ち込まれたという認識なんです。告発という言葉があって、しかも、その後に、評価しなければならないと。私は、告発というのは、その事柄に関係ない人が告発するのは、これは告発です。自身が関係あることに対して、たまたま人に言ったことを、それを聞いた第三者が議会に持ち込んだ。これが本当に告発と言えるのかというところも、こういった言葉の使い方一つ一つが、このまとめは、私どうも引っかかるところがたくさんあるんです。どうも意図的に読めてしまうところがたくさんあるということだけ伝えたいというふうに思ってます。ですから、1つ目と2つ目、答えられるのであれば、委員長に答えていただきたいということでお願いします。

下村議長 西川議員。

西川議員 議会運営の在り方として、何を言うたはるのか。突然議決して、こんなん配られて、議員が言う話ではないと思ってます。この委員会も協議会も、委員は、きちっと、昨日も出席しよう思うたら出席できます。そして委員外議員として意見も言えます。出席されたら、この文書もちゃんと見れます。そういうふうなことを放棄しといて、特別委員会でせんど、昨日も遅うまでやってるやつを、自分がそれやったら、ちゃんと委員会、協議会に参加できるんやから、今日出てくることは分かるんやから、それをこういうふうな形で、一般の人と違うやん。協議会にも委員外議員で出れるねん。意見も言える。委員会にも出て、意見も言える。ずっと、それやったら出てきてて、こういうことが出るというようなことみたいなん、いつでもつかめる。市会議員やから、議員やから。それを放棄したような意見は、議会運営としては受け付けません。

下村議長 梨本議員。

梨本議員 これは委員会制を取られてるわけですよね。だったら議会でやったらいいじゃないですか。 委員会制を取ってて、今の議論をされると、それを、いいですけど、でも、議会運営委員長 がそうおっしゃるのであれば、それを議会の前例とするんですねということを言ってるわけ です。前例として、今後こういった案件があったときには、そこに委員として入ってない議 員に対して、当日――(削 除)――押せと。それはあんたが来てなかったのが問題だと。 こういうことでよろしいんですね。

下村議長 今、本会議中なので、そこまで、そういう話はまた……。

梨本議員 いや、でも、議会運営の委員長がそうおっしゃるのであれば、これは委員会制を取ってる わけでしょう。私も委員に入りたかったです。

西川議員 入ったらええやん。

梨本議員 いや、でも、議会会派の調整の中で入れてくれなかったんじゃないですか。そういった経緯があって、私は委員外として、できるだけ見れるときはインターネットで見たり、ここの傍聴に入ったりもしました。でも、正式な報告書は、言ったとおり、昨日の議決なんです。私は、委員長の言ってる方がへ理屈だと思います。結構です。その件に関しては議会運営の話ですので、結構です。

先ほどの私の質問を、もう一度、藤井本委員長に聞いていただけますでしょうか。

下村議長 ── (削 除) ──は、不適切用語なので、この場では、── (削 除) ──というのは 発言してはいけない。その部分は取り消させていただきます。

梨本議員 すみませんでした。取り消します。申し訳ございませんでした。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 9月15日の新聞と16日の新聞に載ったということについての質問を受けましたので、ま ず、そのことについてお答えをいたしたいというふうに思います。先ほどから申し上げてる ように、これは市民のために早く解決しなければならないというのを念頭に置いて、この調 査を進めてまいりました。その中で、やはり1つずつ決めていかなければならない。後から 申し上げますけども、60ページも70ページにも及ぶ調査報告書というのを作らなあかんわけ です。毎回毎回言っていることが違うと、これもなかなか積み上げていかれないということ で、先ほども申し上げましたけども、何遍も申し上げますが、7月10日以降、これに向かっ てずっと協議会を7回ほどさせてもらって、7回の間、一度も委員会というのをやらなかっ たわけです。そういうことでいくと、最終報告書も作らなければならないわけですけども、 ちゃんと要点は決めていかなければならないということで、議決はしなかったけども、ここ へ載せて、調査報告書、最終報告書を作っていきますという確認を取る意味で、皆さん方に 諮ったつもりです。それが14日の協議会の後、委員会をさせていただいて、委員会の中でそ れを諮りました。それは議決と違うやんかというようなお話を、もし、されるのかわからな いですけども、一つ一つ決めていかないと、これだけの、2年7か月やってきたことが、な かなか報告書として出来上がらない。そのことを委員の方には先に申し上げて、確認をして おくということを、これでいきますよと、そのことを申し上げた上で委員会で諮ったところ です。このときに新聞各社は、聞いておられた中でどのように取られたのか。それは新聞各社によって、今、毎日新聞を出されたかと思いますが、このときの新聞も、各社の捉え方は違ったと思います。そこにも載ってあるように、このことは最終日に議決に向かうというふうに、ほとんどの新聞各社は載せられてるので、正しく載ってるだろうかと思いますけども、まず、新聞の記事については、そういうことであったということをご理解いただきたいというふうに思っております。

2点目ですけども、何逼も言いますが、公金の言葉、市に帰属する金銭だけでいいではないですか。その言い方もあるし、それを何で公金と言ったらあかんのですかと、これが、2つが対立するわけです。その部分については、先ほども申し上げたように、委員長、副委員長に一任するという言葉でしたが、この百条委員会の最も大きな目的というのは、このお金というのは一体何であろうかと。最終的にどうすべきであろうかということが一番の我々に課せられた課題であったというふうに思います。初めての委員会の中で、報道関係の方も使われたのが、公金なんですか、そうではないんですかと。こういった公金という言葉がやっぱり一般的で分かりやすいという認識の下で、これは帰属するお金、すなわち公金とさせていただいたので、なぜ公金と言うんですか。そんなん入れなくてもいいじゃないですかという言葉もあれば、公金と言って何で悪いんですかということもご理解いただきたいと思います。

3つ目は、生野さんでしたか。いいですか。

梨本議員 公金といつからするのかという、その説明だけ。

藤井本議員 先ほどもお答えしたと思いますが、頭の中ですけども、現在は葛城市に帰属するお金、 いわゆる公金と認定するということを申し上げてるところで、読んでいただいた、現在では 葛城市に帰属する金銭、すなわち公金であると認定するというのを、わざわざ「現在では」 という言葉を入れさせてもらったところですので、ご理解を賜りたいというふうに思います。 以上です。

下村議長 梨本議員。

梨本議員 委員長ありがとうございました。私、それであれば、毎日新聞の書き方は少し断定的過ぎますよね。百条委員会というのは、この会が立ち上がったときに、この調査権は強制力を伴う強力な権限であるから、その発動に当たっては、政争の具に供したり、個人的秘密に及んだり、個人攻撃の手段に利用されたりすることのないよう慎重を期すべきであると、こういうふうに議員必携に載ってるわけです。こうしてまだ決議もされてないにも関わらず、市議の名前が新聞を飾るということは、少し慎重を期すべきではないのかということだけ最後に伝えさせていただきたいと思います。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 先ほども申し上げてるように、公開の上で委員会をさせていただきました。今のような 発言、委員会については公開をしておりますので、捉え方というのはいろいろあろうかと思 いますが、公開でない部分は、協議会でやった部分、非公開でやってる分を、新聞各社は、 誰かが載せてるやんかとか、これはおかしい話ですけども、先ほどから何遍も同じことを言 いますけども、早く解決するために委員会で公開でやったものですので、それはちゃんとご 理解いただきたいと思います。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。 奥本議員。

奥本議員 さっき私、意見を言わせてもらったんですけど、質問だけ1点だけ最後させてください。昨日、これ、まとめも含めて、この報告書が議決されたということなんですけども、これが谷原議員の少数意見報告書の中であったように、弁護士先生、馬場先生が、百条委員会を立ち上げるに際して、我々、いろんな意味で、百条の在り方というのも、たしか話したのを私記憶してるんですけども、政争の具にしたらいけないということで、一番中立的でオブザーバー的な、しかも法律的な知識がある方に立ち会ってもらうということで、入ってもらった。その辺の議論を皆さんも聞いてらっしゃると思います。そういったことでずっと出ていただいて、協議会以外の委員会は特にずっと出ていただいてたと、私、記憶してるんですけども、この最後のまとめに当たって、やっぱり当然出ていただいてるんですよね。ところが、谷原議員の意見のところで、冒頭のところに、馬場先生は日本中のいろんな百条の事例をひもといて、東京都の豊洲のこともあって、やはり少数意見も併用してということで判断されたということで谷原議員出されたということですけども、そうなってくると、最後、馬場先生のおっしゃってることと、このまとめの体裁が、その辺が相違するんですけど、この辺りはどういうことなんでしょうか。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 委員長としてお答えをさせていただきたいと思います。まず、お答えをする前に、私は 質問をさせてもらおうかと思ってたんですが、谷原議員から、昨日、少数意見のというもの が、まとめというものが出てまいりました。ここへ至るまでに、先ほどから申し上げてます ように、議論というのを本当に熱心に、委員の方それぞれは熱心にやられたということは、 これは皆さんも分かっていただけるやろうし、評価をしていただきたいところです。先ほど から言ってますように、7回の協議会というものを粛々とこの2か月ぐらい進めてきた。そ の中で、発言をされたとかいう、この報告書の発言の部分とか、資料はこうであったとか、 これはもう変えられない部分ですよね。何月何日に誰に来ていただいて、こういう発言をさ れたとかいうのは。これだけでは分かりにくい。これを2年7か月もやって、市民の方にご 理解をいただくのは分かりにくいということで、それであるならば、皆さんに分かりやすい まとめのようなものをつけましょうということを委員会で決めたんです。先ほどから出てる ように、議決したとか、議決してないじゃなくて、意見をそういうふうに建設的にやってき たんです。それもそうだということで、まとめというものを出される方は出してくださいと いうこと、まとめというのは調査最終報告書が分かりやすいように、簡潔にするようにとい うことを出してくださいというと、委員名を出しますけども、谷原議員と川村議員が出され たと。お二人出されました。このお二人のものを採用していきましょうということで、これ は谷原議員の分、川村議員が出された分、これも正副委員長にお任せするという部分がござ いましたので、それぞれにおいて、割愛もさせてもらって、文章の訂正もさせてもらった分 はございます。今、先にある最終報告書の中には、谷原議員が出されたまとめというのも含まれてるわけです。もちろん川村議員が出されたまとめというのも含まれている。私が、さきに、一番最初に申し上げた、委員会としてのまとめは、ここに谷原議員のまとめも入ってるし、それを昨日議決したんです。しかし、最終段階に来て、思いと違ったんでしょう。否決をされた。昨日、我々も初めて、少数意見というふうな形でこういうものを出されてきたというのがこの流れでございます。

弁護士も、もちろん、委員会としてのまとめ、これは見ていただいて、チェックも入れていただいてます。また訂正もしていただいてます。ここまでいろんな議論もあって、それは行き過ぎたらあかんという部分もございました。議員同士の中での話合いもございましたけども、最終的に、担当された弁護士のアドバイス、また意見を参考にしながら出来上がったのがこのまとめでございます。何遍も言いますけど、先ほど、どこかの、他の地域の百条委員会の例としてはこういうものもあるよというふうな形のアドバイスはございましたが、葛城市としては、目指すところは、昨日も言いました。全員一致の委員会としてのまとめというものをちゃんと、お金のことですから、やっておきたいということを申し上げましたけども、最後に出てきたのはこういうことでございましたので、まとめの中で、最初に私が委員会として申し上げたこの中には、谷原議員の意見も、当時の、最初に出されたまとめの部分では入ってると。入れさせていただいてるということもご認識をいただきたい。ただ、その部分で不十分だったから、こういう形で出されたのだろうというのは推測をいたしますけども、議論を進めてきた中で、こういった慎重にやってきた中で、その議論の進め方、私自身間違ってなかったと思うし、このことは申し添えておきたいと思います。

以上です。

下村議長 あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

質疑はありませんか。

4番、奥本議員。

奥本議員 今、藤井本委員長、ありがとうございました。要は、いろんな経緯があったのは分かったんですけども、最初、私、質問の仕方が分かりにくかったのかもしれないですけど、昨日この議決の瞬間に弁護士先生立ち会われて、これでいこうということでなったのかどうかだけ確認したかったんです。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 昨日も丸1日かけてやったところです。朝から弁護士先生も、我々の早く解決をしようという意図を酌んで、終日時間を空けていただいて、来ていただきました。午前中、この分厚い報告書については、段階を踏んでできてきたわけでございますけども、最終的にはチェックをされました。細かいところまでチェックされてた。段落がというようなとことか、いろんな言葉の使い方とかいうところら辺までチェックをしていただいて、協議会で完成をさせて、昼からの委員会でこれを議決したところであります。

以上です。

下村議長 11番、西井覚議員。

西井議員 先ほどの話で、委員長が申してました、まとめのことについて、お二方から出た内容で、それについて正副委員長で内容修正も含めて慎重にやらせてもらったと。その中に、事務局ももちろん相談した中で、慎重な形で修正させてもらったということでございますので、谷原議員の分をどないしてとか、そういう意向ではなく、やはり百条委員会のまとめとして、出し方としてはどうであろうかということで、主にまとめの中で、前半戦は谷原議員の意見、これは皆さんで決められたと。後半の方で川村議員のあれを提出するということの中で、その内容も含めて、正副委員長で一任を受けた中で相談させてもらって、適正な活字も含めて検討させてもらったという経緯でございます。

以上でございます。

下村議長 ほかに質疑は。関連ですか。 谷原議員。

谷原議員 まとめのことで、私が少数意見のまとめのところで出したということで、質問がありまし た。経緯としては、先ほど奥本議員がおっしゃったように、弁護士の助言を得てですから、 最終的に委員会で全てこの形式も決めていくわけです。だから、その形式を決めていく助言 の中で、弁護士の方から、今回の証言について大きく分かれて、どれを取っていくかによっ て粗筋もまとめ方も変わるので、それはふさわしくないので、こういうふうな、見ていただ いたら分かるような、証言を要旨でそのまま全員載せると。その中で当委員会の認定という 形で進んできたわけです。そういうふうな百条の報告書も、ほかの議会であるんです。だけ ど、それでは分かりにくいということで、分かりやすいものを出しましょうという意見が出 たときに、私は、これまでの流れと違うということは言うたんですけれども、委員会で決め ますから、協議会ですけれども、協議会でまとめを作ろうというふうになったので、私は私 なりのまとめを出させていただきました。そのときに両案出たので、委員長、副委員長が、 先ほどおっしゃったように、両方を取りまとめて、やはり全会一致で決めたいというのは私 も同じです。調査報告書ですから。だから、それでまとめていただいたときに、私の意見の 部分はほとんど削除されて、はじめにというところで経過の事実だけとして残って、あと川 村議員が出されたところの意見は、何度も何度も変わっていくわけです。この報告書も最終 ではないです、分厚いのは。この間、僕、あと2冊か3冊持ってますから、そこは変わって いくわけです。昨日の段階で、この公金というのもぱっと入ってきたわけです。そうすると、 このお金が公金かどうかという私の問題意識は、本来は法律用語は現金です。葛城市が扱う お金は現金で、これは法律用語だし、これについては、厳格な法令に従って、規則に従って 運用されてます。だから、公金というのは定義がないわけです。だから、弁護士が探し出し てきた、国または地方公共団体が実質的に所有する金銭であるというふうなのが国会の答弁 でありましたということをもって進んだんですが、この所有ということが果たしてどういう ことか。しかも、公共団体の所有やから、個人の所有ではないわけです。ところが、この未 処理金については、一部の個人の方が、言うてみたら、自由に侵して、管理していると。と ころが、入ってる口座は収入役の名義の口座なんです。だから、こういうお金については、

いわゆる雑部金として地方自治法精義などでは出てくるんです。現金と違う、いわゆる雑部

金が会計課の金庫の中に所有の曖昧な形で残されることがある。それがよく事故を起こすと。だから、会計管理にあっては、現金をきちっと管理する。雑部金は、そういうものを発生しないようにする。だから、公金という言い方をすると、会計処理における厳格さについて、公金というのは、私は、今回の問題についてはなじまないと思ってるんです。だから、こういう未処理金が発生するということを絶対起こしてはならないから、そうならないものについて明確に現金の取扱いをやる。それ以外、訳の分からない黒いポーチの中に収入役名義の通帳が入ってて、何年も放置されるなんていうのは、こういうことがあってはならんわけですから、そういう雑部金を排除するという意味で、私は公金という言葉を使うことではないと思ったので、ずっと一貫して、これ平行線なんです。平行線が昨日まとめの中でぽっと入ったもんだから、それは私は納得できませんよ。だから、やはり少数意見として詳しく経過も含めて書かせていただいたわけです。

ずっと今お聞きになって分かるように、意見の対立がありました。あるけれども、報告書ですから、私は、全会一致で提案するのが筋だし、私は、弁護士がおっしゃった方法が一番よかったと思ってるんです。それを多数決で議決するのは本当に残念なことでありますけれども、ここに至った経過については、私の認識は以上のとおりです。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 公金という言葉は、今日こうやって本会議で議論する、昨日に初めて出てきた。決して そんなこと、委員の方は……。

谷原議員 まとめに書かれたのが初めてだということです。

藤井本議員 これはそんなことないです。ずっと葛城市に帰属する金銭だけしかあかんというのと、それは公金だというのが、意見は両方ありました。数でいえば、公金でええやんかというのは、数では多かったんですけど、数で押し切ることなく、議論を重ねたつもりでございます。ここは大切なところであるので、一番最初に、こんなん数でいって、公金にしようなんて言った覚えはないし、ここはぱっと出てきたというのではなくて、大切なところという認識の下でここへ来たというふうにご理解をしていただかんと、こんな大きな仕事を、私も委員長として精いっぱいさせてもらった中で、十分議論を積んで、数で押し切ることなく、やったつもりです。

最後に私は皆さんにお願いしました。報告書の証言、証言なんていうのは残されてますから、変わることはない。しかし、委員会としてのまとめが2つある、また3つある。そんな葛城市議会であってはならない。まとめが2つも3つもあるのはおかしい。思いませんか。市民にそのまとめ、まとめはAコースとBコースとCコースありますというような、そんなまとめはないですよ。格好の悪い。そやから全員一致をお願いしたいということで、先ほど申し上げてるように、数で押し切ることなく、何度も議論をしてやってきたということは、私はそのように自負してるし、そこは理解してもらわんと困ります。

その中で、最後の最後はやはり議会です。または民主主義です。数というか、最後はここでは採決をしてもらわんと、これ、出来上がらない。いつまでたっても出来上がらない。 以上でございます。 藤井本議員 ほかに質疑はありませんか。

吉村始議員。

吉村始議員 私は、未処理金の委員会の委員として参加をしてまいりまして、委員長をはじめ多くの 委員の方々とずっと長い議論をしてまいりました。長く議論をし、闘わせて、内容を集めて いったということは、先ほどから委員長がおっしゃっているとおりであります。ただ、この 最後のまとめにつきまして、この原案、最終的に委員長報告案、第3章になってますまとめ と、それから、あと、谷原議員が出されました少数意見の報告と、この2つが出たわけです が、私は、谷原議員のまとめについて賛成をいたしました。その理由は、私、プロの書籍の 編集者でもありますけれども、まとめというものは、本文があります。この本文というのは、未処理金の中でいうところの第2章なんですが、長くずっといろいろたくさんの証人の方に も来ていただいて、このまとめた、こういったものがありますが、この本文をまとめたもの を、私はまとめとすべきだというふうな考えであります。この原案で出されたものにつきましては、残念ながら、特定の人物に焦点を当てて、そこだけをピックアップしたものであって、これは残念ながらまとめとは言えないと。谷原議員が出されたものが、最初からこの経 緯をまとめるという意識の下でまとめる。これは、私見たら分かるんですけれども、そういった形でまとめているので、私は谷原議員のこの意見に賛成をしたわけであります。

先ほど委員長が幾つかおっしゃってる中で、この百条委員会の目的ということについて、 先ほど意見を述べられました。1つ目に、このお金は何であったのか。これを明らかにしな きゃいかんと。このお金をどうすべきかということを明らかにしなきゃいかんというふうな ことをおっしゃいました。これは全くおっしゃるとおりだと思います。この言葉に関してい えば。その中で、私も散々、公金、公金ということにつきましては、私は、委員会の中では、 公金という言葉というのは定義が曖昧な言葉なんです。我々の百条委員会は、きちっと法律 に基づいて設置された委員会ですので、言葉というのはぞんざいに扱ってはいけない。ちゃ んと定義に基づいてやらなきゃいかんということをやっておりますので、もし、公金という 言葉を使いたいというのであれば、これは定義をしてくださいということは何度も言いまし たし、一度、前々回の委員会では、その流れになったかと思いますけど、最終的には、帰属 する金銭、すなわち公金というような、私からすれば、極めてぞんざいな書き方をされてい るわけであります。このことにつきましては、なってしまったので、今さら言いようもあり ませんけれども、私の意見としては、葛城市に帰属する金銭ということで十分であると。こ れをなぜわざわざつけるのか分からないというふうな、どういう意図でつけるのか意図が分 からないというのが私の意見。これはもうずっと私が持っている意見であります。

ここで委員長に、公金ということで、先ほど梨本議員が、「すなわち公金というのはいつからですか」と聞かれたときに、「現在では」というふうなお答えをされましたので、それが気になりましたので伺いますけれども、馬場弁護士に、私2回ほど、協議会で伺ったんですが、この未処理金というものは、何らかの形で発生をしました。それが、例えば公金の方からもともとあったのから流れてきたのである、あるいは公金とすべきところから、お金があったのが、ほかのところに行かないでプールされてきたとか、そういうふうなことは推測

されるけれども、よく分からない。しかし、これが、例えば何らかの形でプールをされてあったお金というものが、例えば、これ、裏金ですよね。実態は裏金ですけれども、これが、例えば、もともとA銀行にありましたと。それがB信用金庫にお金が移りましたと。最終的に、例えば、どこかの方が管理する人が変わっていったりとか、あと、どこそこの区の区長の名義になりましたと。そういった中で、このお金の意味合い、性格というものは変わってくるんですかと、私は2回尋ねたら、馬場弁護士には明確に、これは裏金は裏金というものであって、性格は変わっていないというふうにおっしゃったんです。私もそのように現在も理解をしておりますが、委員長は公金というふうに言われてますけれども、これは、その性格というものが変わっていっていないという理解を私はしているんですが、委員長の理解もそうでしょうか。それともそうではなかったら、そうではないということの理由を教えていただけたらと思います。

それから、もう一つ、このお金は何であったのかということを明らかにするものが、この 百条委員会というふうなことであれば、私は、これだけ大部の、たくさん調べた中であれば、 まとめにも最初からそういったこと、経緯については、きちんと、一般の市民は、例えば、 大変だからまとめだけを読まれると。そうすると、これだけの苦労が、ピックアップしただ けで、それも特定の人物にだけ焦点を当てるというふうなのでは、委員長がおっしゃってる ような苦労も報われないと。これは本筋ではないかと思いますけれども、まとめとすれば、 やはり最初からずっと第2章の部分をきっちりと要約をするというものが、私はまとめだと いうふうに考えるんですが、そのことについて委員長のお考えを伺いたいと思います。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 何十回と協議会をしてるねんから、なぜそういうことをそこで言ってもらわんと、こう いうところでおっしゃるのか、私も理解に苦しむんですが、お答えをいたしたいと思います。 市民の方が聞いてて、いろんなお考えがあろうかと思います。もともと平成16年のときに は、既に収入役名義になっていた。収入役名義やねんから公金やないかという人も、考え方 もできると思います。名義はどうであれ、収入役名義で、かつ金庫に入っていた。それで公 金やんかと。どういう形か、どういう手続をしたか分からないけど、新庄町収入役名義から 葛城市収入役名義に変わった、合併のときに。それだけで公金やないかという人も、私は多 くおられると思います。私はもともと銀行員です。そういう名義であれば公金といいます。 世の中はそうやと思います。そやけども、百条委員会というのは、そんな簡単にできるもの でもないし、だから申し上げてるように、弁護士先生のアドバイスもいただきながら調査し てきたわけです。だから、分からへん部分は分からへん部分である。私は、申し上げてるよ うに、調査には限界があるということを何度も申し上げてます。古いことは分からへんのや から。亡くなったはる人に聞かれへんのやから。銀行だって書類の保存期間というのは決め られて、それ以前のものなんて分からないねんから。だから、そこの限界というものがあり ます。だから、今申し上げてるように、いろんな見解はあろうけども、以前から新庄町に帰 属するお金、それ以降も葛城市に帰属する金銭、現在、調査を終わった時点では、そこに 「すなわち公金」ということを入れさせてもらってるねんから、それは何度も申し上げてま

す。これは、最後のまとめで、今後、市の方で公金として扱ってくださいというのも提言してるわけですから、そういった意味も今までからずっと申し上げてきたはずです。そのご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

下村議長 吉村始議員。

吉村始議員 私は、言いたかったのは、今、委員長がおっしゃったように、いろんな意見が、それすなわち公金やんかと考えられる方も多いし、現実、この委員の中でもそっちの方が多数であったということは、それも認めてるし、それは私も委員会の中で言ってます。であれば、きちっと定義をして使うかどうかということ、これはもう置いておきますけれども、それは言っておきます。

先ほど私が言った質問は、お金の性格というのは、それは変わって、馬場弁護士が言った 理解で私は理解をしてるんだけれども、それは委員長も一緒ですかということを先ほど質問 したんですけれども、それはどのように理解をされていますでしょうか。

お金の性格が、馬場弁護士がおっしゃったのには、最初裏金が発生した、未処理金が発生したわけです。未処理金が発生した、恐らくいろいろと見てると、昭和の時代から発生した可能性もあるだろう、高いだろうというふうには思うんですけれども、そういったものがずっと脈々と受け継がれていて、途中から収入役名義から区長名義に変わったんですが、少なくともその時点で、このお金の性格は、ここでピンポイントでいきましょう。葛城市の収入役名義から区長名義に変わりました。そのときに、この未処理金の性格が変わったのかどうか。私は変わってないと思うし、馬場弁護士も変わってないというふうに明言をされていますけれども、その認識でよろしいんですね。それは確認を。なぜそのことを聞いたかというと、今、議論の中で、そこら辺をきちっとしとかなあかんなと思ったので、話を聞いてて、それで、今質問をいたしました。今、改めて話の中にありましたので。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 そういうところまで調査報告書に載せてないわけです。なぜかというと、大事なところは、先ほどから言うてるように、百条委員会というのは、やはり限界があるということは分からなければ駄目だと思います。分かってない。何で発生したかというのは、百条委員会では分からなかったというところですので、その性格が分からないものの性格というのは、性格が変わったんですか、どうですかという質問をされても、私の見解としては、答えにくいと思います。ただ、市役所内にあったお金であるということは分かってるわけですので、今言いたくはなかったですけども、それが収入役名義であったものが、質問があったから答えるんですよ。収入役名義で、分からんけども、金庫にあったものが、岡本氏によって農協の方に移されたということですので、これが同じものですかということですけども、お金は同じものでしょうね。なぜそうされたのかとかいうのはここには書いてませんけども。

下村議長 言っておきたいんですが、今、委員会ではないんです、これ。報告ということでやってるので。

吉村始議員 今、この中で新しく出てきたことについて質問をしてるわけですから、それは別にいい

んじゃないですか。

下村議長 これ1回だけ認めますので、次の件も、時間の件もありますので、短時間で質問というか、 意見を述べていただきたいと思います。

告村議員。

吉村始議員 私はルールの中で、私は委員だったら意見を言ったらいかんのかなと思ってて、黙ってたんですけど、先ほど西川議員も意見をおっしゃったので、委員も意見も言っていいかと思って、意見を言わせてもらってるだけです。2回意見を聞くということは認められてるわけですから、これが長いとか、どうのこうのということは違うと思いますけどね。

下村議長 私に言ってるわけ。

吉村始議員 そうです。だって、それおっしゃってるじゃないですか。申し訳ございません。そういうことで、委員長の意見は分かりましたので。

下村議長 ほかに質疑ございませんか。

2番、梨本議員。

梨本議員 それでは、少数意見の留保について、提出された谷原議員に聞きたいと思うんです。私も 初めて少数意見の報告書といいますか、これを見ましたので、こういうことができるんだと いうことで、議員として非常に勉強になりました。その中で、先ほども一部触れられてたん ですけれども、基本的に委員会というのは全会一致が原則ではないかなと。報告書が出てく るのかなというふうに私も思ってたんです。ところが、こういう意見がつけられたということに関して、なぜこういうものが出てきたのかということを1点聞かせてください。

2点目は、提出された原案との意見書の違いです。なぜ、こういう2つがあるのか。先ほどから議員の中でも、1つにするべきものが2つあったらおかしいという意見もありましたので、なぜ2つあるのかという、この違いを聞かせていただきたいと思います。

3つ目は、この内容の中で、5ページの上から4行目、こうした不透明な金銭について解決に動かなかった岡本議員の政治的責任が問われるというふうに書いてます。この政治的責任というものはどういうものなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

以上3点です。

下村議長 谷原議員。

谷原議員 なぜ私がまとめを出したかというのは、先ほど来から私も説明しておりますけれども、本来は、やはり報告書は1つであるべきだという認識で私もやってまいりましたし、助言をされてた弁護士の方も、その認識でこういう形式を取られたということを先ほど申し上げました。だから、私はまとめがつかないものだと思ってたんですが、8月になって、第1章、第2章が具体的にこういう形になってきたときに、これでは市民に分かりにくいということになって、まとめを作りましょうと。ところが、最初にこの形式にするときに、そういう議論があったんです。1つのまとめでストーリーを作ると、何かの意見を取って、何かの意見を捨てる、様々な意見がそこに入る。それはなかなか1つにすることが難しいから、こういうことでいきましょうと、1章、2章の形式でいきましょうということになったので、突然まとめが出てきて、分かりにくいからということで、委員会としては、そちらの方向でいきま

しょうということになりましたので、私としては、このまとめについて、自分なりに考えを 持ってるところがありましたので、出させていただきました。

2つ目ですけど、どこが違うかなんです。川村議員が出されたものがたたき台になって、 いろいろ膨らんで、議論もして、このまとめになっております。私は私個人のでありますけ れども、どこが一番違うかといいますと、私は、この未処理金の調査特別委員会の目的は、 地方自治法の第100条にあるように、行政事務についての調査だろうと思ってるんです。だ から、行政事務というのは、行政の中で何か訳の分からないお金が発生して、それが不透明 な形で管理されて、それが、庁舎内にあったものが庁舎外に出て、収入役名義のものがほか の名義に変わったと。こういう在り方について、私は今後こうしたことがあってはならない という観点から、そこを中心にまとめてます。だから、収入役名義になったお金がどう変遷 したかというのを詳しく書いてるのはそのためです。しかし、私、この調査報告書の本論の まとめの方については、委員会提案になったこのまとめの方は、どちらかというと、そこは 全く書かれてないんです。行政の責任を問うなんていうことは書いてない。管理の問題点を 書いてない。むしろ、未処理金を最終的に管理してた岡本議員がどこへ使ったか。その使い 方の上で、領収書の問題とか、あるいは、いろいろ不正なことがあったのではないかとか、 あるいは、ひいては、さらには吉村議員のことまで、これは議員活動の中身ですから、大き くずれてることが大きく膨らんで、これ、記述の量もすごいです。この全体のまとめの中で、 岡本議員とかほかの議員のところを責めるような、批判するような記述がすごく増えて、最 初の行政上のいろんな管理のところが少ないので、私はそこが一番の違いだと思ってるんで

私は、議員活動で、それは、やったらあかんことをやったということは、私はここではっきり書いてありますから、議員のやった行為を認めるわけではありませんが、その中で、使われたお金の使い方、これを問題にするというのは、私は委員会の目的ではないと。委員会の目的は、そもそもお金が、ちゃんと未処理金が使われた。使われたお金の金額がはっきりしてる。使われた先もはっきりしてる。ここで1つは、調査は終わってるわけです。その先まで細かく行くというのは、私は違うなと思ったので、そこは大きな違いとして言わせていただきます。

最後に、政治的責任ということですけれども、私は、これは未処理金の協議会でも申し上げてきたことですけれども、やはり特別職にある方、こういう方々が、2度にわたって1億8,000万円の未処理金についてどうするか話し合われてます。しかし、結果としては、公にならず、ずっと持っておられたわけです。もし、これが明らかにならなかったら、分からずじまいでずっといってるようなお金です。それが明らかになった。これは幸いだと思いますけれども、そうしたお金について、なぜこういう特別職にあった方、とりわけ、そのうちの1人の方は議員になっておられます。だから、議員は議員として、葛城市政治倫理条例というものがございますから、まず議員は、自らのことについてはきちっと表明し、議会でも、例えば全員協議会などで釈明を求め、そういうことが私は必要だというふうに考えて書いております。議場におられる議員の中でも、政治倫理条例の関係のとき、かけるときでも、か

ける前にきちっと釈明を求める。私は、議員の責任を自ら明らかにする。これが基本的に政治的責任だと私は思ってるんです。それ以上のことは、また議会でいろんな方の考えがあるかもわからないですけれど、そういう意味での政治的責任ですから、私は、自らこの件について岡本議員が政治的責任を明らかにするように……。

(発言する者あり)

谷原議員 いや、これは少数意見の中の質問に、少数意見の質問があったからやってるんです。

下村議長 西井議員、ちょっと。

谷原議員 いや、あなたの名前なんか言ってないよ。そんなん言ってないですやん。

下村議長 続けてください。

谷原議員 だから、私としては、政治的責任というのは、あくまでそういうものだというふうに認識 しております。

以上です。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

川村優子議員。

川村議員 谷原議員にお伺いをいたします。谷原議員が今、ほかの方の質問でお答えになられた部分 につきまして、私も、この少数意見の話が非常に今ウエートを占めてるので、本来の委員会 でまとめられた、このまとめのプロセスというか、経過というものに対して、非常に言葉が 不足しておりますので、少し補充もしていきたいと思っております。

全体のまとめに至ったこの調査報告書の、まず、第1章の前に「はじめに」というところ がありますけれども、この「はじめに」というところは、谷原議員がお書きになられたもの を、委員会として書いていただくということを決めました。そして、このまとめにつきまし ては、いろいろとまとめにつきましては、私は吹田市の百条委員会の参考事例を委員長に、 非常に分かりやすい、また弁護士先生にも分かりやすいということを提案させていただきま した。その中は、結局、今回も第2章の第21まであるわけですけれども、非常にページ数が 多いので、市民が見られて、本当にそれぞれの調査の内容を個々に見ても、全体の流れとし てどういうふうに映るかということ、どうご判断なさるかということについて危惧するとい うことで、全体のまとめをしたらどうかということになったことでございます。そのまとめ に当たりまして、当初から、私、全体にまとめのことを常に作って持っておりましたので、 谷原議員が出される前に、私はこういうのを考えてますということを、先ほど言われた、行 政の事務も十分含まれていると思っております。最終的にJA奈良県忍海支店に預け入れさ れたとこから6回の支出がされている。そのほとんどが、葛城市に何らかの行政の公共事業 という部分はあります。公共事業ということは言えません。というのは、公共事業としてで きなかったことが、この出金によって公共事業になったという、そういったものもあります。 ですから、行政の実務に対して非常に関連性が高いというところに問題の指摘をさせていた だきました。ですから、全くこのまとめが行政の事務に関して書かれてないんですではない んです。行政の事務は、要するに、過去はどんなお金だったか分からない。これ、第2章の 頭も、第3章のまとめの頭も、当委員会は、新庄町の財産であるのに財産として計上されて

いない預貯金(以下未処理金)について調査を行った。こういう仮説を立ててやっていったわけです。第3章も同じ、まとめも同じ題目です。これは、初めは何のお金か分からないけれども、この調査をずっとやっていくことによって、非常に葛城市に帰属するべきお金だなというのが分かっていって、先ほど梨本議員が言われたように、最終的には公金という言葉を使いましたけれども、ここに谷原議員も雑部金という言葉も持ってこられました。公金も雑部金も、法的に認められた言葉ではありません。どんな言葉を使うかというだけのことです。これを、いかにも公金は駄目、私らは言わせてもらいますけど、雑部金なんていうことは初めて聞きました。雑部金という言葉は適当であるのか、公金が適当であるのかなんていうのは、今ここで議論をする、なぜそこに執着するのか私には分かりません。雑部金を特に否定しているわけでもないので、雑部金という言葉は載せさせていただきました。

それで、私が言うには、このまとめは、私はベースに書いてきましたけれども、皆さんの 意見、そして、今、弁護士先生の話も出てきましたけども、私、最終的に、そういうことを お忘れなのかなと思って、確認をさせていただく。弁護士先生の役割というものは何やった んか。弁護士先生というのは、この百条委員会に証人を呼んで、我々は、この百条という最 高の調査権をもって開催していく百条委員会に不適切発言がないかと監視をしていただくと いう意味で、弁護士先生に立っていただきました。我々がやっているこの調査について、将 来これが、法的にどうなのかというご助言は、十分議員が、この40回以上の協議会の中で聞 かせていただいております。その中で我々がその言葉を聞いて、委員会全体として、誰一人 の無理やりな判断があったわけでもなく、皆さんが協調しながらやっていったと。最後のま とめも、いろんな方たちの意見が、私の最初の骨格の部分なんて、本当に小さな骨だけが残 ってるような内容であると思っておりますけれども、私はそれでよいと思いました。谷原議 員は最初のところを担当するというふうになっていたのではないですか。弁護士先生は、ま とめの部分を、川村案というんですか、私が出した部分で、また皆さんと一緒にまとめをさ れたらいいのではないかという助言があったということを、今ここで確認をしておかないと、 ここにいらっしゃる方たちは、みんな、いやいや、このまとめは強引にまとめられたという ふうに思われたらいけませんので、そんなような様子が、私の今言ってることが全く事実無 根のことなのか。その辺りもお答えをいただきたいと思います。

我々は一生懸命、2年7か月調査をした中で、合議の上、この最後のまとめを作り、最終的には委員長と副委員長にお願いをしまして、まとめていただいた。この経緯はしっかりと市民の皆様に、決して私だけがこの内容を書くと、谷原議員が書かれたのを、僕のを書いてほしいと、吉村議員が書いたのも出してほしいという議論も全て含まれて、我々はこのまとめについて作成したということを市民の皆様に分かっておいていただかないと、今の話では、ほとんどの谷原議員の言葉が、いかにも弁護士先生の話を無視したというような形に聞こえるじゃないですか。だから、谷原議員、私の言っていることに間違いがあるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

下村議長 谷原議員。

谷原議員 中身のことではないので、委員会の在り方のことで議論がなってるようなので、あれなん

ですが、最初から、先ほどから言ってます。まとめについては、第1章、第2章が出来上が った後にまとめを作りましょうかというふうな話が出てきたんです。でも、それは第1章、 第2章を作る前の話の段階で、弁護士の方から、こういう形式にしたいということで、非常 に読みにくいものになったんです。なぜ読みにくくなったかというと、あまりにも証言が違 い過ぎる。それを確定する事実がないので、どの証言を取るかによって大きく見え方が違っ てくるから、こういうやり方でいきたいということでやったものが、やっぱりこれでは難し いということで、それは弁護士の助言ですから、最終的に委員会が全て決めていくわけです から、その委員会でまとめをしましょうという方向になりました。なった後で川村議員が出 されたので、私もそれを見て、私が考えているものと全く違うものだったので、私も出しま した。その出したものを藤井本委員長が正副委員長で預かって、それを調整しましょうとい うことになったんです。そこまでは、やはり1つの意見が違っても、1つの調査報告書とし てまとめていきましょうということで来たんですが、事実経過の部分だけ、それも短く切り 詰めて初めに置きましょうということが委員長の方から出てきて、まとめの方は、意見も含 めて、川村議員の出されたものがたたき台となりました。それで、これで議論しましょうと いうことでなったんですけれども、先ほど申しましたように、まとめが次々変わっていって、 先ほどから問題になってる公金の問題も、ずっと最初から平行線で、いろいろ議論があった ところが、未処理金すなわち公金というのが昨日の段階でも出てきたりするし、だから私は、 そうであるならば、両論併記という形で、弁護士が助言されたとおりでやりたいと、やって ほしいというふうに言ったら、それは駄目ですとなったので、私は修正案を出して、その修 正意見を少数意見として留保しますというふうにしたところなんです。それが私が認識して ることの流れなので、まとめをしようということについて私も協力しましたし、まとめたも のの後半の第3章がだんだん変わっていく中で、私としては、それだったら、弁護士の助言 どおりにやってほしいと思ったんですが、そうはいかなかったから、少数意見を出したとい うことでご理解いただきたいと思います。

下村議長 川村優子議員。

川村議員 今のお答えいただきまして、私は率直に、谷原議員のまとめを見まして、これは委員の中からも出てたと思います。非常にボリュームがあり過ぎると。まとめが今回4ページでつづられていたものが、7ページもあると。もっと要約した方がよいと。非常に前向きな意見の中で、この谷原議員の推測とも取れるような部分について、しっかりと委員から意見が出たということを申し添えておきます。お願いいたします。

下村議長 ほかにありませんか。

西川弥三郎議員。

西川議員 先ほど梨本議員、聞き間違いやったらあれやけども、残っていくんで、委員会は全会一致が原則というような発言があったように思うんやけども、それは違うんで、委員会そのものは、議論を最大限尽くす、議論を尽くしきってるんですから、その中では民主主義の原則に従って多数決で決まるということもありますので、委員会そのものは、原則全会一致なんていうことはありませんので。もし、そういうふうに記録されてたら、そこは違うと思います。

下村議長 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

増田議員。

増田議員 一言だけ。私も当初、委員で参加させていただいて、後は、ほぼ全ての協議会も傍聴させていただいて、お聞きをしておりました。今、議論になっておりました公金のところだけ、私の感じてるところを述べさせていただきます。これ、委員長に聞いてもいいんですけども、私もこのことについて非常に長い間委員会で議論があったことを記憶しております。お互いにというか、私は委員外議員としての立場で見ておりますので、ええかげんなところで結論出せばええのになというふうに思ってたんです。どっちでもええがなというふうに思ってたんです。ただ、私、公金という言葉を入れられた意義が、今になってすごく伝わりやすいなというふうに感じております。なぜかというと、未処理金、こんなん普段使わない、日本人が日常使うお金の種類の言葉ではないんです。雑部金、これも初めて聞いた言葉なんです。ところが、公金というのは、要するに公金と言ってるのは、未処理金、すなわち、簡単に言うたら公金ですと。この反対語を言うたら一番分かりやすいんですけれども、私のお金と書いて私金というふうに読むらしいですけども、私金に対して公金、要するに個人のお金ではないということを、この言葉で、未処理金は公の金ですということを、この一言で付け加えることによって、今後有効に葛城市が活用できる大事な文言の一部やというふうに感じております。

以上です。

下村議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

梨本議員。

梨本議員 私は、この報告書に関して反対の立場で討論させていただきます。

今回、本当に2年7か月かけて慎重に審議していただいたと思います。そのことに関しましては、調査特別委員会の皆様に敬意を表すということは先ほども申しました。今回なぜこの報告書を、私自身、信頼に足るのかなというところの疑念が残っております。まず、そもそも、昨日上げられて、本日、私、手元に届いたわけですので、今日見たばかりです。ですので、それほど深く読み込めてないんですが、その中でもかなりの、誤字脱字の範疇で収まるのかなと思うようなところがたくさんあるんです。例えば、まず32ページ、小走邦昭氏の趣旨要旨です。「私は岡村吉司氏に対して」、岡村吉司さんって誰ですか。

次に55ページ、上から4行目。「なお、岡本氏が農協口座から未処理金を合計4回引き出して費消した事実」、費消という言葉があるのかどうかは分からないんですけれども、私の認識では6回なんです。4回でいいんですか。

また、37ページ、戻っていただけますか。上から10行目。「実際にも110番4、111番2、

109番地の所有者らに」、というふうにありますが、これ、枝番がない109番地でいいんでしょうか。私は109番の2だというふうに認識してるんですが、その下から8行目です。さかのぼって、途中から、「また、私が建築課の窓口で売買契約書を」、とありますけれども、農林課ではないですか。建築課ですか。これ、私ぱっと見ただけで、いろんな修正箇所があるんです。これ、今日、私、いただいたばっかりなので、まだ内容を全部見てないんです。その段階でここまで不具合があるというか、先ほどはまとめの部分に関しては意見も言いましたけれども、本当にこれ、信用に足る報告書なのかというところの議論が全くできないまま議決していいんですかという観点から、私はこの調査報告書を賛成することは到底できない。全く中身も見れてない中でこれだけ修正箇所があるということは、ほかに、やはりもう少し精査するべきポイントがあるのではないか。2年7か月やってきたわけです。画竜点睛を欠くということになっては、せっかくの今までの委員の努力が無駄になるという思いを込めて反対させていただきます。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

奥本議員。

奥本議員 私、この後の採決に向けまして、いろいろ思うところがあって、それぞれ今回皆さん方の意見も拝聴しまして、それぞれご苦労があった。その中でいろんな、苦しみながら出された決断だということは非常によく分かりました。ただ、一番最初に申し上げたい。これは本当に、これは尊重せんとあかんということは、そこは私は賛成するところなんですけども、ただ、採決に至るに当たって、先ほど言った69ページのところで、下から2段目の、この段落なんです。これが本当に百条にふさわしいかどうかと考えたら、違うのではないかという、本当にこの1点だけなんですけども、これをもって反対という形にさせていただきたいと思います。

下村議長 ほかにございませんか。

谷原議員。

谷原議員 先ほど議事の進行ですけれども、このまま採決されるのかどうかということです。これについては、報告書にいろいろな、人名の間違いも含めて、あるいは土地番の間違いも含めて、重要な訂正だろうと思います。私は、これはきちっと精査した上で議決しないと、報告書として非常に大きな瑕疵が残ると思いますので、私としては、延会をするか、臨時会を開いて再度精査した上で、訂正して、そんなに時間はかからないと思います。議決するに当たっては。私は、それは、画竜点睛を欠くというご意見がありました。私も忙しくして、8月末から9月議会という中での話でしたから、細かいところも目を通せておらず、委員としても大変恥ずかしいわけでありますけれども、私はそうすべきだというふうに思いますので、そういう議事の進行について意見を申し上げます。

下村議長 ほかに。

西川弥三郎議員。

西川議員 誤字脱字の範囲のことで、大筋の内容は変わりません。大筋いうか、何を議論してきたか

ということは変わりません。その後、どういう形でこの大筋が変わってしまうというふうなことであれば、議決はできませんけれども、この中で報告してる内容、事実そのものは変わってきません。間違いがあるのであれば、後日訂正でもすればいいですやん。そういう程度のご指摘です。これはこのまま通してもらいます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員 委員長として、今回これを議決に出させていただいてるわけですが、先ほど梨本議員の 方からございました。これは確認しないと分からないですけども、証言について記載されて ます。委員会の中でもこんなことがございました。黒のポーチというとこですけど、縦と本 来やったら横やのに、縦何センチ、上何センチやと。これ、おかしいのと違うかというよう な議論もございました。調べてみると、証言は、大きさを表すのに横と上と。普通は横と上 なんか言わないでしょう。しかし、証言は証言として確認して、普通は横と上なんて言うことはないですけども、証言どおり載せさせていただいてる部分もございます。

証言のところの誤字脱字、もしかしたら、そういうところは確認しなければならないですけども、問題となるのは、ここにある、当委員会の認定というところを議決していただくわけですので、ここに大きな誤りがあれば私も引き下げたいと思います。当委員会の認定という部分で意味が大きくそれるようなことがあれば、これは下げたいと思いますが、証言の中をもう1回ここで見直すというようなところは、これは委員会でこれを議決しておりますので、そのまま誤字として、また番地の枝番があるとか、ないとか、そのとき言われたか、言われてないかは分からないですけども、意味の分かる範囲では、その辺は議事として進めていただきたいと思います。

下村議長 ほかに討論。

吉村優子議員。

吉村優子議員 これ、ほかの委員会もそうですけれども、後日訂正するから通しましょうというやり 方をしてしまうと、委員会でも、議会でも、おかしなことになってしまうと思います。きちっと訂正して、今日議決しなければいけないというわけでもないですので、きちっと訂正して、きっちりとした報告書にして、もう一度諮ったらいいというふうに思います。

下村議長 ほかに討論ございませんか。

吉村優子議員。

吉村優子議員 進め方に異論がたくさん出ているのに、強引に進めていいんでしょうか。

下村議長 もう一度。

吉村優子議員 討論ではなくて、進め方について異論がたくさん出ているわけです。

西川議員 たくさん出てない。

吉村優子議員 3件でも出てたら、たくさんですよ、この一件の中で。その中でこれを強引に進めてよろしいんですかということをお聞きしてるんです。

下村議長 いや、別に強引には進めてないです。皆さんの意見を今拝聴してるということです。 西川議員。 西川議員 先ほど申しましたように、内容そのものと証言そのものについては、そういうことをきちっとこの中で大筋やってますので、それで、その内容が大きく変わるのであれば、それはやり直しをせないかんけれども、委員長がおっしゃったように、当委員会の判断いうところを、こういう判断したという報告書ですから、このまま議事を進めてください。僕は、このまま進めていただくこと、討論を賛成か反対かだけの意見にしてください。

下村議長 梨本議員。

梨本議員 本当にいいんですか、これで。これでいいんですか。私が言ってるのは、単純な間違いだけじゃなくて、中身も精査できてないというふうに言ってるわけです。時間もない中で、精査できてないものを議決できない上に、ぱっと見ただけでも、これだけ誤字、誤字と言えるんですか、こんなの。これ、何回も何回も作り直して、今日提出されたのではないんですか。2年7か月やって。だから、これ、本当に議決するのは、私、葛城市議会として見識問われてると思います。

下村議長 ほかにご意見ございませんか。

吉村始議員。

吉村始議員 私も、これだけ長い年月、例えばコロナ対応とか、そういったものに対して緊急に議決しなきゃいかんというふうなことであれば、私もそれは急がなあかんという理由は分かるんですが、今回ずっとやってきて、ここに来てばたばたと急ぐ理由はないですよね。なので、これはもっときちっと精査して、ほかの委員以外の方もご覧になって、見たいという意見があるわけですから、やっぱり丁寧にやってるというふうなことをきちっと残す意味でも、葛城市議会、今しがた梨本議員がおっしゃったように、見識というか、問われてる部分だと思います。

下村議長 暫時休憩します。

休 憩 午後5時44分

再 開 午後6時33分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

皆さん方に配付いたしております正誤表というのは、字の誤りがありましたので、皆さん 方に配付しておりますので、その正誤表、ご理解のほどお願いいたしたいと思います。

先ほど、私、議長、副議長、また議会運営委員会の正副委員長、百条委員会の委員長、副 委員長と協議いたしまして、これを皆さん方に配付して、ご理解をいただくようにしましょ うということになりましたので、どうかよろしくご理解のほどお願い申し上げます。よろし いでしょうか。

(「はい」の声あり)

下村議長 それでは、先ほどの休憩前に引き続き、討論を再開いたしたいと思いますので、よろしく お願い申し上げます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論がないようですので、討論をこれで終結いたします。

これより、旧町時代における未処理金調査特別委員会調査報告書について、電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま委員長から報告がありました本報告書を最終報告書とすることに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。 賛成多数であります。よって、本報告書を最終報告書とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第3、発議第10号、虚偽の陳述に対する告発についてを議題といたします。 なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

12番、藤井本浩君。

藤井本旧町時代における未処理金調査特別委員長 ただいま上程賜りました発議第10号、虚偽の陳述 に対する告発について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2年9月24日に開催されました第26回旧町時代における未処理金調査特別委員会において、当委員会の最終の調査報告書が承認され、それを受けて、調査報告書に虚偽の証言があったとされる第13回の同委員会での証人尋問で、岡本吉司氏の証言について、虚偽の陳述に対する告発について委員会提案するものであります。虚偽と認められる証言の内容は、未処理金の使途として、大字弁之庄地内における地積測量費用の不足分として支払ったと同氏が証言した25万円の領収書の作成日及び受領日についての証言であります。その理由について述べます。

まず1つ目、西田氏の証言であります。大字弁之庄地内における地積測量業務を受託した作心測量建築事務所の代表者西田貞人氏の第13回委員会(平成31年1月17日開催)での証言によると、平成20年12月16日付、葛城市建設課宛ての25万円の領収書について、平成30年1月25日に、岡本吉司氏の依頼により作成した。その作成日について、平成20年12月16日付にするよう岡本吉司氏から指示があった。当該領収書は、実際には平成30年1月25日に作成したので、通常、領収日の日付順に領収書を作成していることから、平成20年12月16日付の領収書を続きで作成するのはおかしくなるので、わざとつづりの一番後ろの用紙で作成した旨証言している。

2つ目、西田氏の提出書類。西田氏から提出を受けた、西田氏が日常業務遂行の過程において作成している業務日誌の平成30年1月25日欄には、「弁之庄の以前の領収書(追加分)発行する25万(岡本氏)」との記載がある。また、西田氏が提出を受けた領収書つづり(コクヨ製ウケー92/3枚複写50組)は、表紙に平成29年6月8日から使用を開始した旨記載されているが、つづりの最後の領収書控えが、葛城市建設課宛ての平成20年12月16日付、25万

円、ただし書が葛城市弁之庄地内測量代となっており、岡本氏より提出を受けた領収書の複写である。

西田氏の証言と提出書類の評価。西田氏が虚偽の証言する動機は見当たらず、また、証人尋問とは無関係に、通常の業務過程において作成された書類の記載内容は、一般論として信用性が高い上、西田氏が使用した領収書つづりに記載された使用開始日や領収書用紙の位置から、そして宛先についても、平成20年12月16日には存在せず、平成22年4月1日に機構改革で新設された葛城市建設課となっていることから、領収書に記載された作成日付である平成20年12月16日付に作成されたとは考えにくい。したがって、西田氏の証言は真実に合致しており、領収書は平成30年1月25日に作成されたものと判断する。

平成20年12月16日付では、この宛名となっている、葛城市には建設課というものはなかったということでございます。機構改革で、この時点では建設課はなかったと。

4番目、岡本氏の偽証の根拠。そして岡本氏の証言は、平成31年1月17日に行われたのであるが、西田氏が岡本氏の依頼によって領収書を作成したのは証言の約1年前のことで、さほど時間も経過しておらず、また、作成日付を偽って領収書を作成させるという記憶に残りやすい特異な出来事である。したがって、岡本氏は、証言した時点で、平成30年1月25日に西田氏に領収書の作成を依頼して、受け取ったことを記憶したにも関わらず、平成20年12月16日に領収書が作成され、受け取ったと自己の記憶に反して虚偽の陳述をしたものと判断する。

以上であります。

このように岡本吉司氏と当該領収書の作成者との証言にはそごがあり、領収書の作成者の提出資料や領収書の記載内容から、岡本吉司氏が虚偽の陳述をしたものと認められるので、地方自治法第100条第9項の規定により、告発するものであります。

提案理由は以上であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。 以上です。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 では、幾つかお伺いしますけれども、1つは、虚偽の陳述ということでの告発ということですが、これは告発ですから、刑法に値する罪ということになろうと思うんですが、虚偽の陳述かどうかということの認定、これがどういう認定なのかということについてお伺いしたいんです。具体的にいきます。№1のところです。尋問内容が、25万円の領収書について、平成20年12月16日の日付が記載されているが、作成者は別の日に作成したと証言したが、これはいつ作成されたものかと。つまり、領収書の日付について問うてるわけです。この問題は、未処理金から出た25万円が作心測量建築事務所の西田氏に渡ったと。そのために領収書があるということで、その領収書の日付が平成20年12月16日のものが岡本吉司氏のところから証拠として挙がってきたと。しかし西田氏は、いや、その日に発行したんじゃないという

ことが争われているわけです。そこで岡本吉司氏の証言が偽証であるということだろうと思うんですが、先ほどのご報告では。ところが、1のところ、その尋問内容に対しての証言です。この証言のどこが偽証なのかと。岡本議員はこのように述べておられるんです。「そやから、通帳見てもろうたらわかりますように、たしか平成20年12月16日、この日やったと思いますけど、この日に通帳から25万円引き出してますよ。」と。つまり、問いに対して全く違う答えをされてるんです。しかし、その違う答えの中身は事実です、これ。だから岡本議員はここで事実を語っているんだから、それは問いに対して答えはずれてますよ。でも、これは事実を言ってるから、なぜこれが偽証の陳述に当たるのか、私は理解できないんです。そもそも偽証罪を構成する要件は何なんですか。それについて委員長のご理解をまずお聞きしたいと思います。つまり、こうこうこうだから偽証罪になりますと。だからこの、たとえ事実を言ってたとしても、これは偽証なんですという、その立てつけをぜひお伺いしたいと思います。

これは、続いて、2は長いですから、3です。2は長いので置いておきますが、3、25万円の領収書について、平成20年に領収書をもらわなかったのか。同じことを常にいろんな人が聞いたんです。これは平成20年にもらったのか、もらわなかったのかということを聞いてるんだけど、岡本議員は、「私はそのときにお金払うたからもうてますやんか。金払うたから領収書もらいまんねんやろう。」と。私は金払ったから領収書をもらって、ここにありますよと言ってるわけですが、これも事実なんです。ただ、問いとはずれてますけどね。だから、こういうことがなぜ偽りの証言になるのかいうのが分からないんです。だから、そこの立てつけを、それはどうなのかということも含めて、今2点、具体的には挙げましたけれど、それ以上挙げても仕方ないので、まずそのことについて、どこが偽証に当たるのかということと、それから偽証罪としての構成要件、これがどういうものなのかということを、これは委員会でも弁護士からいろいろ伺ってる経過がありますから、これは、そういう委員会、あるいは協議会の中で弁護士が助言されたこと、これについてはほかの議員は知らないと思いますので、偽証罪として、それが偽証に当たる成立の構成要件は何なのかということについて、これについてお伺いしたいと思います。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。まず、総括的なお話からさせていただきたい。委員会を進めてきた中で、証言というのは、数多くの方にご証言をいただきました。1つのことについて聞かせていただくと、相反する答えが返ってくるケースもございました。そういった場合、どっちかが偽証なわけです。これはどなたでも分かっていただけるやろうと。いろんなケースはございましたけども。そういうふうな偽証と疑われるということについては、委員会の中でも4件、5件と、委員の人は分かっておられるし、また、傍聴をされてる方等は分かっていただけるやろうし、そういった4件、5件、そういう話合いをした。その中で今、谷原議員からございましたように、やはり根拠となるものがないと偽証としては訴えをすることはできないということを確認するために、弁護士の見解もお聞きしながら、4件、5件出たんですけども、それを全て否定はされなかったですが、しかし、それについては難しいと。本

当に偽証として証拠がそろっているのはこの件であるということで、この1件のみを偽証と して告発することに至ったということを、まず申し上げておきたいというふうに思います。

平成20年12月16日に25万円というものが出金されてるわけです。これは通帳を見れば誰でも分かると。このことについての偽証ということでお話をさせてもらってます。今、谷原議員から2つ質問あって、1つはお答えしたつもりですけども、あと1つは、どの部分が偽証やねんと、こういうことですけども、63ページにも載ってるように、口座から引いた日にちに使わせてもらったと。領収書の日についても、使わせてもらった、口座から引いた日にというのは、口座から出金された日ということを指しておられるわけですけども、それは調べてもらった分かりますやんかと。だから、平成20年12月16日、これは調べてもうたら分かりますやんかと。この日に払うてますねんということをおっしゃって、そのときに領収書をもらってるねんと、こういうことでございますので、この部分を偽証とさせていただいているところです。その根拠といたしまして、先ほど申し上げてるように、西田氏は、そうではないですよと。平成30年1月25日、この日になって岡本氏が来られましたと。このように証言をされてるわけです。証言だけで言うと、どちらが正しいのか、それは分からないです。

次に出てくるのが、この領収書を発行された方の控え、日報には、約10年後の平成30年、このときに岡本氏が来られて、そういう指示があったということが記載されている。また、領収書を発行されたつづりというものがございます。これは平成29年度から使っているところを最後に使われているということがございます。あと、更に言うならば、平成20年12月にお支払いをして領収書をもらったということでありますけども、この時点では宛名が葛城市建設課となっておるところです。平成20年12月、この機構の中では、都市整備部の中に建設課という呼び名はなかったと。建設課はないわけです。それが平成30年12月のときには、機構改革により建設課というのは存在するということでございます。宛名も平成30年の時点での宛名を使っておられるということでございますので、4番目ぐらいまで先走りましたけども、そういうことで偽証ということでの訴えをさせていただくに至ったところです。

以上です。

下村議長 谷原議員。

各原議員 私の答弁に全く答えておられませんので、驚いてるんですけれども、この証言が、通帳をもらったら分かりますように、確かに平成20年12月16日、この日やったと思います。この日に通帳から25万円引き出していますよと。引き出してるわけです、そのとおりに、岡本さんは。ただ、問いとはずれてます。はぐらかしてるかもわからない。同じことをずっとおっしゃってるだけです。例えば4番のところでも、「今言うてますやんか。お金と引きかえですやんか。」と。問いは、平成20年12月16日と記載されているが、いつ受け取ったのか。これ繰り返しずっとやってるんだけど、12月16日と記載されてるけど、いつ受け取ったんやと、この領収書を。平成20年12月16日ではないやろうということで聞いてるけど、今言うてますやんか。お金と引きかえに領収書をもろうただけですやんかと。だから、これが何が偽証か分からないと言ってるんです。

私が最初に、答えいただけませんでしたけど、弁護士の方が、そもそも偽証罪というのは

どういうときに成り立つのかということを、委員会、協議会でも、弁護士から詳しく聞きま した。と申しますのは、証言があまりにも違い過ぎるのがあり過ぎるんです。Aの人が丸と 言えば、Bの人がバツ、正反対のことをおっしゃるような証言がたくさん出て、どっちかが 偽証なんですかという議論をしたときに、弁護士がおっしゃったのは、偽証罪については、 主観説と客観説がありますと。でも、今の主流は主観説ですと。それはどういうことかとい うと、事実に反することでも、たとえその証言が事実に反していたことでも、その記憶にお いて、自分が確かにそう思ったという記憶を語ってる以上は、これは偽証罪になりませんと。 だけども、記憶と反して事実に反することを言えば、これは偽証罪を構成することになりま す。だから、まず事実が何かということを確定しないとあかんのです。事実が何かというこ とを確定した上で、なおかつ、その事実に反していることを記憶に反して言ってるというこ とがないと、これは構成要件にならないということなんです。そうすると、2つあるわけで す。つまり、記憶に反したことを意識して言ってるか、事実と反してることを言ってるかで す。たとえ百歩譲って、事実が、平成20年12月16日に領収書が切られなかったとしても、こ れは分かってません。私は分かってないと思ってるんだけど、事実と反していたとしても、 この岡本氏の証言は、そんなこと言わないで、いや、金渡したから領収書をもらったんだと。 それはいつやと言われたら、お金を出した日のことしか言わないと。それも事実です。だか ら、これのどこが偽証罪として告発する要件になってるのか、私は分からない。その点につ いて、もう一回、偽証罪を構成する要件のどこに当たるのか。このことについて私はお伺い します。つまり、事実に反したっていいわけですから、偽証罪にならないんです。事実に反 した証言しても、主観説によると、それを自分は真摯に、記憶間違いでということだってあ るわけですから、記憶間違いで本当にそう思って言ったということは偽証罪にならないんで す、事実に反しても。だから、ここがちゃんと確かめられてるのか。これ、ちゃんと事実を きちっと確信持って言ってはるわけですから、どこに偽証罪の要件があるか、もう一度お答 えください。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 もうおかしくなりそうになってきましたけども、本人言うてはるのは、通帳に出金された、25万円が出金された日と通帳に出てるわけですよね。平成20年12月16日と。その日に、それ見てもうたら分かりますやんかと、こうおっしゃってる。口座から出した日は調べてもうたら分かりますやんかと。そのときに、そこで、私は払いましたということを言うてますやんかと、こういう証言。だから、通帳と同じ日に払いましたやんかと言うてますやんかと。質問を続けていくと、それを払ったから、領収書をもらいましてんやんかと。お金を払ったから領収書をもらいましてんと、何度も言われた。お金払ったからもらいましてん。12月16日付の領収書をもらっておられるということですけども、先ほどから申し上げてるように、この部分が偽証やということを言ってるわけです。その根拠となるのは、さきに申し上げたとおりでございます。

以上です。

下村議長 谷原議員。

谷原議員 こういう問答があったということです。ここの部分で。私が問うたことについて答えられずに、全然答えられてないと思うんですけど、岡本議員もここでそういう問答をやってるわけです。それを取り上げて偽証にするというのは、私はなじまないなと。ちなみに、意見だけですけど、調査報告書の31ページには、西田氏への25万円の支払いの有無ということ、これは有無ですけど、書いておりますけれども、こうした事実について、ウのところで本委員会の認定を行ってるわけですけど、したがって、平成20年12月16日付、西田氏作成の葛城市建設課領収書は、記載内容の真実性に疑問があり、つまり、これは、この日付は疑わしいと言ってるんです。西田氏が岡本氏から25万円を受領したか否かは証言が一致せず、いずれとも認定できない。お金のやり取りは全く認定できなかったんです。日付については、岡本氏の証言は疑わしいとこがあるという程度です。明らかにこれを偽証罪の告発で、罪を与えることですから、せいぜいその程度なんです。真実性に疑問があるという程度の認定なんです、この調査委員会の報告書は。だから、それをあえてこんな形で偽証罪に持っていくというのは、全く私は理解できないということを申し上げておきます。

以上で発言を終わります。

下村議長 西川弥三郎議員。

西川議員 何か聞いてたらしんどうなってくるねんけども、僕は、委員会でも言いましたように、岡 本議員の発言に関しては、出金すること、全て4人、岡本議員、吉川元市長、生野さん、河 合さん、この4人で使うのを相談して出金したと。しかし、その人は、証言を求めたら、私 らはそんな相談を受けて、この出金に相談は受けてませんと言う。これも偽証と違うんか。 もう一つ、農協へ預けたお金、そのお金を預けたときに、新村の区長、会計責任者、それ を出し入れするのに、了解の下に出し入れした。出金をしたり、入れたりしたと。しかし、 その方々に証言を求めたら、このお金に関して、未処理金と言うてるか、このお金に関して は、一切そういうふうなことにはタッチしてませんという証言を得てる。これも偽証やろう と僕は言いました。そして、新町農道の契約、それと寄附行為、これ誰が持ってきたんです かと聞いた。そしたら、岡本議員から持ってきて、この印鑑を取りに来はりましてんと。岡 本議員は、そんなものをこしらえたり、寄附のそういうふうなことは、判こはもらいに行っ たけども、そこらはまだ追及してないから。それで、先ほど言うた2つの部分については、 言うた、言わへんの話やから、弁護士は、偽証でいくのは難しいやろうと、こういうことや から、それは、はっきりしたるのはここやと。これ、僕が言うたのは、平成20年12月16日に、 そのときに何で領収書をもらわへんだんやと言うたら、岡本議員、いや、払うたさかいに領 収書をもらいましてんと。その後、ほんまかということを聞いたら、西田さんは、いえ、平 成30年1月25日に岡本議員が来て、こういう日付で領収書を切ってくれと。それで25万円く れはるねんなと思うて切ってんけども、25万円みたいなん、払うてもうてませんと言うたは るわけや。なおかつ、これ、どこを信用していくんか。偽証罪はどこを信用していくんかと いうたら、岡本議員は、払うた言うてますやんか。言葉だけやけども、西田さんは、業務日 誌も領収書も、こういう日付で、こういう形で、具体的にこのときに、そやから一番後ろか ら切ったと。こんなん途中で平成20年の挟むのおかしいから、そういう具体的なことを言わ

はったから、これだけは偽証でんな。それが1年前やから、記憶にあるか、ないかなんて言ったら、記憶にございませんと言うたらそれで終わりやから、1年前やから、こんなん記憶にないいうことは、そんなことおかしいから、こういう特殊なことで。そういうことはおかしいんで、これは弁護士は、このことについては偽証罪として成立するやろうというんで、これを1件でやってるだけで、僕はもっとほかのやつも偽証罪でやってくれと言うてんけど、これは無理ですと。そやから、これだけにしたる。そうと違いますか、委員長。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、西川議員からもございました。私も委員長として、この偽証罪、そう簡単にできるものでもないし、それを目的にやってるものでもございません。しかし、宣誓もしていただいて、きちっとしたことはやらなあかんというところで、弁護士の指導、アドバイスというんですか、確認もいただいた上でこの手続に入っておりますので、その辺のご理解だけは間違わないようにしていただきたいと思います。

以上です。

下村議長 ほかに質疑ございませんか。 梨本議員。

梨本議員 私も、今の委員長の答弁を聞いてて頭がおかしくなってきたんですけれども、岡本議員の 道義的責任とかは別にして、虚偽の陳述という、先ほどから谷原議員もおっしゃってますよ うに、これは法律の構成要件といいますか、法律要件に基づいて訴えをするものだと思うん です。先ほどから谷原議員は、主観説というのは、証人が自分の記憶とは異なる証言を行う ことを偽証とする考え方です。つまり、事実かどうかは別にしても、勘違いしてても、ちゃ んと正直に答えてることに関しては偽証とならないということなんですけれども、どうも委 員長の話を聞いてると、客観説、証人が客観的な事実と異なる証言を行うことを偽証だとい うふうに聞こえるんです。ところが、この告発文に関して言うと、一番最後は、自分の記憶 に反して虚偽の陳述をしたものと判断すると。これ、主観説ですよね。さっきから聞いてる と、どっちをもってその構成要件、どっちをもってこれを判断されてるのかというのが、弁 護士のアドバイスに基づいてということですので、ごちゃごちゃしててよく分からなくなっ てますので、その辺をもう一回整理いただきたいのと、私も、先ほど西川議員、言うてます やんかということなんですけれども、岡本議員だけの証言の中で、平成20年12月16日に領収 書をもらいましたなんて発言は一つもないわけです。これのどこが偽証なんですか。僕にも 分からないんです。これは今日僕も初めて見たんで、弁護士との議論を協議会で聞いてるわ けではないので、これのどこが偽証になるのかということを聞いていただけますか。

(発言する者あり)

梨本議員 だから、領収書をいつもらったっておっしゃってないじゃないですか。領収書をそのときもらったなんて一回も言ってませんよ。渡したからもらいましてんと言ったはるだけのことで、領収書をそのときにもらったと言えば、客観説に基づいたら偽証かなというふうに私も思うんですけれども、ここはどう見ても、これを偽証というのは、弁護士の見解として、本当にそういう見解だったのかということも含めて教えていただけますでしょうか。

下村議長 藤井本議員。

藤井本議員 だから、同じことばっかりになりますけども、お金と引きかえで領収書をもらったという岡本議員の証言があるわけですよね。お金の引きかえ、片やお金は平成20年12月16日に出金して払うてますやんかという証言があるわけです。だから、通帳に残ってますから、その日にお金を出して払ってますやんかと。お金と引きかえに領収書をもらってますやんかと。だから、その前に、通帳を見てもうたら分かりますやんか。引き出されたその日に払うてますと言うたはるわけです。平成20年12月16日に払うてますやんかと。そのときに払って、引きかえに領収書をもらいましてんやんかと、こういうことやから。

(発言する者あり)

藤井本議員 いつとは言ってないって。だから言ってますやん。通帳から引き出された平成20年12月 16日に払いましてん。だから平成20年12月16に払ったと言うたはるわけです。それと引きか えに領収書をもらってんと言うたはるわけですやん。平成20年12月16日にと。

(発言する者あり)

藤井本議員 言ってないって、その日、通帳見てもうたら分かりますやん。通帳には証拠残ってるわけですよね。だから、それは誰が見たって、この日に払ってますねんと言うねんから、平成20年12月16日に払うてますやん。これは平成20年12月16日に払うてますやんと言ってる。そういうことです。その日に引きかえに領収書をもらいましてんやん。平成20年12月16日にもらいましてんとおっしゃってるんで、偽証というふうに、弁護士の判断も得てやっておりますので、以上です。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、梨本議員。

梨本議員 私は、発議第10号、虚偽の陳述に対する告発について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから言ってますように、主観説、客観説の区別もなく、事実の認定をこんな乱暴にしていいのかと。こんな緩い法律要件で、果たしてこういった告発をしていいのかというところがまず第1です。かつ、実際に、先ほど決議されたこの調査報告書なんですけれども、先ほども言いましたように、私が見る限り、この休憩の間、修正いただきましたけれども、その間にも、誤字脱字といいますか、おかしなところが見つかってるわけです。もうこれは決議されたから言いませんけれども、ほかにもあります。そんな報告書に基づいた虚偽の告発を、これをここで議決しろなんて言われても、私にはできません。実際に、先ほど西川議員もおっしゃってましたけれども、ほかにもたくさんしたいことがあるんやと。これ、偽証罪で訴えたいことがあるんやということですけれども、偽証罪ありきで進んでるんですか。実際に偽証罪を告発する発議第10号に関しましても、同じ質問が何回もされてるわけです。

実際にこの報告書の4ページを見たら、民事訴訟規則第115条の2のところを見ていただいて、(2)を見ると、誘導尋問であったり、(3)既にした質問と重複する質問。(4)争点に関係のない質問。こんなのはしてはならないというふうに書いてあるわけです。にも関わらず、これだけ重複した質問をしておいて、私からすると、在り方自体をもう少し考えた方がいいのではないかというふうにも思いますし、こういった報告書に基づいた告発に関しては、私は反対です。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 それでは、私も反対の立場で討論させていただきます。

理由は2つあります。1つは、最初、質疑で申し上げたとおり、偽証罪として告発する法律上の構成要件から見て、どうもこれは疑わしいということであります。弁護士の助言がどうだったかということでありますけれども、弁護士がおっしゃったのは、ほかにもあるやないかということで西川議員がおっしゃったように、証言の食い違いがたくさんありますけれども、客観的な、領収書とか領収書のつづりとか、あるいは業務日誌とか、その事実的なところがあるので、その食い違いを、こちらが真実性が高いだろうという構成の下に偽証告発することは、これだったらできるでしょうということで、それは、あとは委員会の判断ですというふうなことでした。そこで私は再度問うたし、昨日も弁護士の先生に聞きましたけれども、これで告発して検察が取り上げますかと言うたら、いや、そんなん取り上げないし、そもそも取り上げるかどうかは分からないし、まず偽証罪になることはありませんと。こういうことでの判例はないとはっきりおっしゃったようなものなんです。だから、これは弁護士の先生がそういうふうに専門家としておっしゃったわけですから、私もそうだろうなと思います。つまり、そもそも偽証罪としての法律上の要件がないものを、先ほど言ったように、何がこれが偽証か私も分からないようなことで偽証告発するということについては、私は違うなと思います。

それから、もう一つは、これは、私は委員会でも申し上げましたけれども、百条調査委員会の目的は、調査なんです。そうすると、証人に誠実に真実を語ってもらわなければ、いろんなことで調査はできないんです。それを、偽証罪、偽証罪、偽証罪でいくとどういうことになるかというと、記憶にございません。記憶にございません。これを言えば全く偽証罪にかからないんです。何も言わないで済むんです。証人の宣誓をして、いや、記憶にございません。そういう方もおられました。実際に証人尋問をやられたときに、知りません。記憶にございません。そういう方たちだけになっていくんです。これは国会で、例えばロッキード事件の頃には盛んに、日本共産党もそうですけれども、ロッキード事件で、国会で偽証罪とか追い詰めました。それから後どうなりましたか。国会の証人尋問といったら、記憶にございません、記憶にございません、はやり言葉のようになったんです。だから、今の流れで、時代の流れでは、百条調査委員会を立ち上げたときには、やはりきちっと話してもらう。多少そごがあったとしても、たくさんのことを話してもらうというのが基本であると私は思っ

てます。その点、岡本証人は、実に多くのことを詳しく話しておられます。詳しく話せば話すほど事実とのそごが出る、記憶間違いが出る、いろんなことがあるにも関わらず、そこは、私は、これは弁護士も驚いておられましたけれど、実に細かいところまで証言しておられる。これは非常に危ないんだけれども、偽証罪ということでやられやすいんだけれども、だけど、そういう証人を偽証罪ということで委員会が挙げるならば、今後葛城市で百条委員会を立ち上げたときに、ああいうことで偽証罪になるんだったら、証人に呼ばれたときは全てそういうことで通そうという人が出たときに、本当に百条の目的が果たせるのかなと私は思うんです。だから本当に確実な、これはもう絶対そうだというふうにみんなが確信できるようなところで偽証を告発するのはいいんですけれども、委員の中にも、これは確信持てない。議員の中にも、今の議論の中で確信を持てない。そうしたことに対して偽証告発することは、私は葛城市の市議会としてやるべきではないと考えます。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第10号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。 賛成多数であります。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

これをもって、旧町時代における未処理金に関する調査を終了いたします。

增田議員 議長、動議。

下村議長 増田議員。

増田議員 ただいま虚偽の陳述に対する告発議案が可決されましたことを受けまして、岡本吉司議員 に辞職勧告決議を求める動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

下村議長 ただいま増田議員から動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後7時19分

再 開 午後8時00分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど増田議員から、岡本吉司議員に辞職勧告決議を求める動議が提出され、所定の賛同

をもって成立したことを受け、休憩中に議会運営委員会を開催願い、決議案の審議方法について協議いただいておりますので、その会議概要について運営委員長よりご報告願います。 西川運営委員長。

西川議会運営委員長 それでは、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、動議として提出された決議案の審議方法について協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

本決議案につきましては、先ほど可決されました告発議案に関連したものでございますので、この後、日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とし、提出者からの提案説明の後、質疑を行い、討論、採決まで行いますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告といたします。

下村議長 お諮りいたします。

本決議案の審議方法については、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

追加日程第4、発議第11号、岡本吉司議員に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

本件について提出者の内容説明を求めます。

増田議員。

増田議員 岡本吉司議員に対する辞職勧告決議。

本日、旧町時代における未処理金調査特別委員会の最終の調査報告があり、同時に、虚偽 の陳述に対する告発について可決された。当該報告書の中で、岡本吉司議員は、旧新庄町時 代から受け継がれてきた未処理金について、平成20年11月中旬頃に一職員から初めて聞かさ れ、それ以前は知らなかったと証言をしています。元新庄町の助役で元葛城市の副市長とい う要職に就いていた者として取るべき態度は、これを公に公表し、なぜこのような多額な未 処理金が発生したのか、全容を解明すべく行動すべきである。しかし、現実は公にすること なく、平成20年12月、相談された翌月に新村区長名義で口座を開設し、保管していた。その 後、岡本吉司氏は、公の事業という認識の下に計6回、未処理金を保管していた口座から出 金しているが、全てが公の事業と認められず、個人的な判断の下に行った行為である。また、 これら出金した使途についても、他の同様の事業に対し公平性を欠く行為であるとして問題 視されるところである。また、委員会の証人尋問時に虚偽の証言があったとして報告があり、 この件に関し、虚偽の陳述に対する告発についても可決された。これらの事象に対し、葛城 市民と葛城市議会との信頼関係を大きく失墜させ、その責任は重大である。また、今回の事 象は、住民の全体の代表者であり、全体の奉仕者である市議会議員の本質という面を無視し た行為であり、行政運営の批判と監視という市議会議員の職責も無視した行為である。これ は誠に市議会としても看過することができない問題である。そのために市民の信頼を回復す

るという固い決意を示すことが強く求められており、一定のけじめをつける必要があると決意せざるを得ない。岡本吉司議員、議員としてあるまじき行動を取られたことをもって、その責任の重大さを深く認識して、直ちに市議会議員を辞職することを強く求める。

以上、葛城市議会として岡本吉司氏の辞職勧告を決議する。 以上です。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、谷原議員。

谷原議員 それでは、質疑させていただきます。 3 点させていただきます。 私、大変驚いておりまして、先ほどまで、 2 年半にわたって未処理金調査特別委員会、調査報告書をまとめて、それをここで議決したところであります。大変拙速な報告書になったと思います。誤字、脱字も多かったですし、いまだにまだあるそうですから、大変なことでありますけれども、報告書が半分に割れて、 8 対 5 で議決しなければならないという調査報告書になったことは、私は大変残念に思っております。 それが議決した後、すぐ偽証罪の告発。 これは調査報告書の中に、そういう偽証の告発という章立てがありますから、連続して議会の中で出てくる。 これは分かります。 それが決まったら、すぐ動議が出て、議員辞職勧告決議と、私も大変驚いてるんです。何のために百条委員会をやってきたんかなと逆に思ってしまいます。 そこで、この辞職勧告決議が、なぜ今日の今なのか。 この理由について私、お伺いします。

2番目は、この辞職勧告決議の目的です。何のためにこれをやるのか。これをもう一度お聞きしたいと思います。

それから3つ目は、私、文言として、こういう文言は適切なことかも、私は非常に疑問な言葉がありますので、これについてお伺いします。辞職勧告決議の下から4行目、一定のけじめをつける必要があると決意せざるを得ない。一定のけじめをつける。これはどういう意味か教えてください。

下村議長 増田議員。

増田議員 なぜ今かというご質問でございます。先ほども申し上げましたように、虚偽の陳述に対する告発が可決されたことを受けて、虚偽の陳述に対する告発という重みにつきましては、当然、議会で決議する辞職勧告以上の重みのある責任でございます。それが可決しているにも関わらず、議会として何の判断もしないということはあってはならないことであるということで、そのタイミングで動議を出させていただいたということで、今に至ったということでございます。

それから、けじめという言葉についてでございますけれども、これは、議員としてのけじめといえば、こういう形になるでしょうということで理解をいただきたいというふうに思います。

(発言する者あり)

増田議員 目的というのは、先ほど前段でお話ししたことが目的でございます。

下村議長 谷原議員。

谷原議員 まず、虚偽の陳述の告発を受けて、その責任を問うということですけれど、これ、もう告発されましたか。あるいは、これ、検察、受け取りましたか。これはまだ何も起きてません。それに対して議員の釈明を求めるような機会さえないです。何でこれ今日なんですか。これは明らかに政治的な目的しか考えられません。打撃を相手に与える。議会の本当に信頼を高めるのかどうか。葛城市では政治倫理条例があるわけですから、そこに至るまでも、まず釈明を求めるというのは当然だろうと私は思うんです。これ、何もまだ起きてない。今日決まったことを、その後すぐ間髪入れず、こうした辞職勧告決議案を出した。これ、何でなんですか。もう一回お聞きします。何で今日なんですか。

目的については、これは議員の責任を問うということでしょうけれども、ここでお聞きしますけれども、岡本議員は選挙で選ばれてます。我々も選挙で選ばれてます。それを支持して投票した有権者の方がおられます。その議員がほかの議員に対して辞職をしなさいということの意味はどう捉えておられるのか。これは提案者のお考えをお聞きしたい。

それから、けじめについては、こういう形でというふうな言葉でしかお答えにならなかったので、もう一度、一定のけじめをつけるというのはこういう形でということなんですが、どういう形でということなのか。一定のけじめというのが何を意味してるのか。もう一回詳しくお聞かせください。

下村議長 増田議員。

増田議員 同じような質問を繰り返されてるので、答弁も同じような繰り返しになると思うんですけれども、一定のけじめ、先ほど申し上げましたように、議員としてのけじめのつけ方というのは、こういう形が1つの方法ではないですか。

それから、私、動議、議員として、不当な、不正な方法でこの議案を提出してるわけでは ございません。所定の手続を追って、議長にお許しをいただいて、受理されて、申し上げて る内容でございますので、その辺のところはご了解をいただきたい。

谷原議員 選挙で選ばれた議員が、選挙で選ばれた議員に対して、辞めるということを言うことに対してどういうご見解をお持ちかということをお聞きしました。

下村議長 増田議員。

増田議員 議員に対して議員がこういうことをするのは望ましくないというふうに谷原議員はおっしゃってるのかもわかりませんけれども、好ましくないことに対して、このことは好ましくないでしょうということも、全ての議員が支持者をもって当選された方であるということは当然のことでございますので、票が少ないとか、多いとか、そういうことをおっしゃりたいのかどうか、私は分かりませんけども、議員として当然の1つの考えを皆さん方にご提案申し上げてることでございますので、当然、私の話に対して理解できない方も当然おられるでしょうが、私は賛同を求めていると、こういうことですよ、皆さんいかがですかと言ってることなんで、谷原議員がそうでないとおっしゃるのであれば、そうでない行動を取っていただけたらというふうに思います。

下村議長 谷原議員。

谷原議員 3回目ですので、この質問に対してだけの意見について述べさせていただきますけれども、

このけじめの問題、一定のけじめをというふうな話で、つけると書いてありますけれども、 私は、議員がけじめというのは、自らが判断して自らでけじめをつけるものだと考えております。けじめをつけさせるということで、選ばれた議員をほかに選ばれた議員が辞めろと言う権利は、また法的な拘束力もないわけです。これは、議員が辞めさせられるのはちゃんと法律で決まってますから、こういう議員勧告決議を上げるというのは、ある意味では道義的責任を問うという意味合いだろうと思うんです。でも、その道義的責任を取りなさいというやり方が、辞めろというところに行くのがどういうことなのかということを私は聞きたかったんです。好ましくないですよと言うことはできるでしょう。でも、辞めろですから、けじめをつけろですから、そういうことです。今、議員としてのけじめをこういう形でつけるということですから、辞めさせるということでけじめということを捉えておられるわけですから、私は、これは納得は、今のご回答では分からないと。

それから、議員が議員を辞めさせるということに対しての見識については伺うことができなかったのは、私としては残念であります。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原議員。

各原議員 私は、発議第11号、岡本吉司議員に対する辞職勧告決議に反対する立場で討論いたします。 私は、先ほど述べましたけれども、未処理金調査特別委員会が出した結論に基づいて、ここにある辞職勧告決議が出されたと思っております。つまり、その調査において偽証があったと認定して、偽証罪の告発を決議して、すぐこの辞職勧告決議が出てまいりました。その内容を見ても、旧町時代における未処理金調査特別委員会の最終報告があり、同時に、虚偽の陳述に対する告発について今日可決されたと。それが頭に来るわけです。私、百条委員会の目的は何だったのかということについて、改めて、こういうことに利用するためにあったのかと疑わざるを得ない。そもそも、私は、百条調査委員会の発足のときから、残念ながら協議会の方が多くて、これは市民の皆さんに公開されることもなかったけれども、最初からあの議員を告発するとか、偽証罪だとか、そういう言葉が最初から飛び交ってた。あるいは警察に相談に行った方もおる。これから調査するときにそんなことを、言葉が飛び交った中で、私としては、やはり旧町時代から未処理金が引き継がれ、その会計管理がどうであった

か。これは市民の方も大変関心の大きいところだから、できるだけ公平、公正に、客観的に調査をするというべく努めて、調査についても、全会一致で事実認定に基づいてやっていこうと思っておりました。ところが、8月下旬からまとめにかかったところから、この9月議会に入って、本当に慌ただしい、追われるような報告書づくりになったわけです。次々とまとめの案文が変わる。昨日まで変わって、最後まで変わり続けた案文です。それが議員の皆様には、委員以外には、今朝こんな分厚い調査報告書が届けられて、朝から、定例会の最終日ですから、議論もし、読む暇がないです。それをちらっと見た方が、たくさん誤字脱字、人名の間違いもある。そんなことを指摘されるような状態の調査報告書案が出て、なぜここまで急がなければならないのか。当初は延会とか、臨時会を開いてという言葉もありました。ところが拙速にここまで来て、私は意見で申し上げましたが、虚偽の陳述の告発についても、大変私は疑問に思っております。そうした意見が議員の中でも分かれてます。表決でも8対5です。本来この調査委員会の報告なんて、全員一致でないとあかん問題が、こういうふうに最終盤になって意見が分かれるようなまとめが出て、そして告発が出て、こんなふうな調査書を作るため、私は2年半頑張ったわけではありません。

最後はこの辞職勧告決議です。多数を採れば何でもできるんですか。私は熟議を尽くして、 議会として全員一致を目指すべきだろうと思います。それこそが葛城市民に対する議会の信 頼性を回復することだと思います。まさに政治的に百条を利用して、本来やったら全会一致 で決まるような調査案件が半分に分かれ、以降ずっと半分に分かれる、力で押される。こう した葛城市議会というのは、本当に議会制民主主義の在り方にとっても考えるべきところが 私はあると思います。

最後になりますけれども、私は、議員自身の身の処し方というのは、まずは議員自身が考えられる。それができなかったら、周りからそれは促すということはあろうかと思います。 岡本議員がやられた行為は、決して私は認めておりませんし、まとめでも述べたように、議員としての政治的責任はあると思ってます。政治的責任があると言われた当の本人が、自らの政治的責任を果たす。これが政治家同士の在り方ではないですか。それを、決まった途端に辞めろと。釈明の機会も与えない。これ、政治家同士の在り方としていいんですか。葛城市の政治はそれでいいんですか。意見は違います。だけど、違ったとしても、そこは議員の自発性、そこをまず訴えて、それを待つ。それができなかったら、場合によってはこういうこともあるでしょう。議員辞職勧告決議を上げたい方は、それはけしからんということもあるかもわかりません。でも、そういう機会すら与えないで、こういうふうなことをやるというのは、私は議員同士、政治家同士として、あってはならないと思いますので、今回の、この今の時期にこんなものを出す。これはおよそ賛成できないということで反対いたします。

下村議長 ほかに討論は。

西川議員。

西川議員 この辞職勧告を出すのは当然やということで、私はもちろん、ここに署名もしております ので、今、とうとうと谷原議員がおっしゃいましたけれども、僕は言いませんでしたけれど も、百条委員会の告発のときに僕の名前まで出してきて、それで、録音記録を聞いてどうの

こうのと。このときにチラシをまいて、僕は、その方の謀略でこういうことをやんねんと、 そういう、僕は純粋に、こういうことはあかんの違うか、議会でやってくれたらええのと違 うか、百条委員会を設置してやってくれたらええんと違うか言うてるのに、これは特定の議 員を陥れるためにというようなことを一番当初に発言されたんです。2年7か月これをずっ と追及してきて、それで、今のあんな結論、何でそういうふうなことをやってるのに、議員 の辞職勧告、これがこんなとこへ持っていくがために百条委員会をやったんかと、そんなこ とないです。ちゃんと認めていって、ちゃんとそのときに釈明する機会なんていくらでもあ りましたよ、岡本議員に。それを、この議員辞職を勧告するのは、僕ら、初めて違うんです。 この前に女性の方を、おかしなことをやった議員がおりました。それも道の駅反対やいうて 一緒にやった。そのときに、警察に逮捕されても、推定無罪やから議員辞職勧告するなと。 そんな。議会としてここにもちゃんと書いたはるように、これをやったことは事実やから、 それが8対5であろう、5対何ぼであろう、ちゃんと議会のルールにのっとって可決したん やから、それは議員辞職を勧告する。それは市議会と市民の関係を、これ、2年7か月ずっ とやってきた。そのことのけじめを市議会議員としてようつけんのんかというふうなことで 市民から見られてるわけやから、偽証の告発をやった、可決した、その段階できちっと、ま たこれ、刑が確定したらまた、確定するかどうか分かりませんけれども、何回かやらんなん かは分かりませんよ、これ。そやけれども、自らけじめをつけたらどうですか、その必要が あるのと違いますかということを言うてるわけで、こんなん当たり前のことですよ。こんな ん賛成ですよ、僕。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

川村優子議員。

川村議員 私も、もう多くは語りませんが、今回の辞職勧告決議に対しましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

裁判規範というものと行為規範という、この2つの言葉。裁判規範は、裁判官が紛争解決のために従うべき基準であります。行為規範は、一般社会における人間の行為を規律する規範であります。私は、後でいう行為規範、議員にとってこの行為規範を大いに正していくべく、今回のこの事象につきましては、議員としてあるまじき行為と思っております。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員 私も、岡本吉司議員に対する辞職勧告決議について、賛成の討論をさせてもらいます。 先ほど谷原議員から、なぜ今日なんですかと、こういうお話もございました。私は今日が 最適だろうというふうに思っています。そんなことを言うためにお話をさせてもらいたいと 思います。

まずもって、この事案、全国にも類を見ない事案、事件であったであろうかと思います。 こんなん、言ってみれば、金融のスキャンダルと言って、私は過言でないと思います。それ が我がまちで行われたんです。私は、1億8,000万円が、岡本議員が管理してるということ が発覚したとき、それまで、実を言うと、岡本議員、また吉村優子議員と歩調を合わせながら、会派として一緒にも話をしてまいりました。そんなときに、何ら言っていただくこともなく、相談もありませんでした。平成29年12月に、このことが発覚をいたしました。私は、実を言うと、一緒の会派であったときに、こういうことがあったのかということで、発覚したときは違う会派で、そのことについては触れませんが、違う会派に入っておりましたが、やはり私自身も責任というものを感じました。岡本議員に話をしに行きました。こういうことが発覚したけど、ほんまですかと。岡本議員はどういうふうに答えられたかというと、被害者的な、こうせなしょうがなかってんと。しかし、何ぼたたこうと何しようと、ほこりの出ることではないから、心配せんといてくれと、私にそのようにおっしゃいました。ほんまやな、私は一緒にいてただけでも責任を感じるんですよと、こんな話をしてきました。しかし、この2年7か月間、ずっと調査を長きにわたってしてまいりました。いろんなことが判明してきました。公共事業のために出金したというのが、本人の、岡本氏の言い分であります。しかし、4人で相談したからといえ、公共事業とは決して言えるものではございません。私的な判断に基づいて公共事業に見せかけようとした部分もございます。

先ほど申し上げましたように、私は、人を恨むのではなく、やったことはやったこと、調査に基づいて、しっかりと反省をしていただきたいと、このように思いました。なぜかというと、これは推測ではございますが、昭和の時代から、今の物差しでは考えられないような形であったにせよ、将来のこのまちのためにためられたお金であります。それがこういう形でまちを混乱させた。また、行政そのものの信用性というものを失墜させていったわけでございます。

話はあっち行ったり、こっち行ったり、申し訳ないですが、私は本当に岡本氏に反省を求めたい。反省の言葉が欲しかった。しかし、どうでしょうか。この百条委員会で本当に長く、今日の議会の中でも申し上げましたが、2年7か月もかかったような百条委員会というのは、ほかに見当たらない。それだけ一生懸命やってきましたが、岡本議員が取った行動は、申入書というのも出されました。あまりなことをすると損害賠償するよ。こんなことを議長と私宛てに送ってこられました。先ほど西川議員がおっしゃいました。私はあまり人のビラを見ませんから、分からないですけども、焦点をすり替えるというんですか。違った角度から自分を守るというんですか。反省を見ないビラというものを出されています。

市民の方は思っておられると思います。これ、分からんかったら、どうなってるねん、このお金と。本当にどうなってたんでしょう。そんな弁明の機会って、あったと思います。この2年7か月の間に、私はこうしようと思っていたと。そういうこともされず、今日を迎えました。私は、先ほども申し上げたように、このまちを混乱に落とし、そして、魅力あるまちにスキャンダルという形で、こんな形になったことに対しては、反省を求めるためにも、この辞職勧告案決議に賛成をいたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第11号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題と いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とする ことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には4日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、 各常任委員会、また予算、決算特別委員会の審査において議員各位から出された意見や要望 を真摯に受け止められ、葛城市政の執行と、令和3年度の予算編成に当たられますよう要望 いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月4日に開会されました令和2年第3回葛城市議会定例会は、本日をもちまして全日程を終了し、閉会を迎える運びとなりました。追加議案を含め、提案させていただきました議案につきまして、議員の皆様方には全議案の議決及び認定をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に頂戴をいたしましたご意見を参考に、今後の市政運営に努めてまいる所存でございます。

甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

下村議長 以上で令和2年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後8時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議会議長 下村 正樹

議会副議長 増田 順弘

署名議員 川村 優子

署名議員 岡本 吉司